

非行問題 2009

ISSN 0288-8548 No.215

巻頭論文

家庭学校再考

～教育史研究者として

児童自立支援施設に注目する～

二井仁美

特 集

児童自立支援施設における
学校教育について

全国児童自立支援施設協議会

非行問題

2009



滋賀県立淡海学園 母子像



● 児童作品



● 夏期訓練



● 運動会

目次

巻頭言 下川 隆士 1

巻頭論文

家庭学校史再考

　　＼ 教育史研究者として児童自立支援施設に注目する 　　＼ 二井 仁美 4

特集 「児童自立支援施設における学校教育について」

① 学校教育導入までの経過と分校経営の実際

　　＼ 秋田県千秋学園とともに歩む千秋分校を目指して 　　＼ 小山 清博 26

② 喜多原学園に学校教育が導入された経過と課題 土江 良一 39

③ 若夏学院における学院と分校・分教室の連携について 海野 高志 52

特別寄稿

① 現代の教育の課題と交替制の真実

三枝 茂典

148

② 非行少年の詩

和氣 優

162

海外研修報告

第三十三回資生堂児童福祉海外研修報告

永田 政之

169

平成二十年度 全国児童自立支援施設職員研修会報告

児童自立支援施設の再生

村山 真一

177

随想

① ああ、小舎夫婦制

小林 恵四郎

186

186

② 私にとつての和太鼓の居場所

.....

船越 昌一

194

③ 「未だ足らざるを知ること」

.....

宮原 友彦

197

きゆう (外部の声)

199

交友会

214

文献賞

平成二十年度文献賞

219

プリズム

220

編集後記

233

会員外の読者へのお願い

234

巻 頭 言

近年全国各地の児童自立支援施設において創立百周年を祝う式典が開かれています。この施設は、明治三十三年に感化法が制定され「感化院」としてスタートをきるのですが、その名称は、少年教護法が昭和八年に制定されるに及んで、用いられることがなくなり、「教護院」とよばれるようになりました。さらに、平成九年に児童福祉法が改正され、名称も「児童自立支援施設」となりました。このように名称も変わっていく中で、当初の「感化」という言葉もあまり聞かれなくなりました。まっています。正直今の「児童自立支援施設」という名称からくるイメージは、具体的な援助の在り方が主に問われるようなものになってしまっているのではないかと、何か抜け落ちているのではないかと感じるのですが、私だけの思いなのでしょうか。

北海道家庭学校の前校長であった谷昌恒氏はその著書「森のチャペルに集う子ら」の中で、感化について次のように述べています。

「感化という言葉の意味は深いと思うのです。教育の根本は感化することだと思っております。私たちは敬愛する人の感化を受けたいと切に望むのです。若い頃を回顧して、私はあの人から大きな感化を受けたなどと思うのです。それは人間と人間のふれ合いの一番大切なことではないかと思うのです。」

また、「教護院運営要領技術篇」の第一章、心の接触では

「とくに、被教護者は、自ら求めて教護されるのではない。はじめは、さざえのように反発、恐怖、侮蔑、慢心、ひねくれ等の堅い殻をかぶっていて教護を受け付けようとしなない場合が非常に多く、こんなときに、どんなに教護方法を工夫してみても一切は無駄である。これが何か心を打たれるような教護者の行動に接して、驚嘆、または感謝等によって心が征服されるとか、無理のない接触の中に自然に打ち解けるとかして、この殻が除かれ、はじめて、教護効果が現れはじめるのである。」

我々は、一人ひとりの子ども達に最も適切な具体的な支援の方法を持ちあわせなくてはならないのは当然です。しかし、いくら子ども達に働きかける方法を学んだとしても、「この人の言うことには耳をかしたくない」と子ども達を感じるなら、その支援は子どもの内面に届かないのです。子ども達が素直に受け入れられるようになるのかどうか我々のあり方次第なのです。こころの扉を大人に開くのも閉じるのも、子ども達自身が判断していきます。

子ども達は、今までの体験からくる大人不信や警戒心から、自分にかかわってくる大人の目線や立ち位置、言葉の奥に潜む真意などを鋭い感覚で見分けていくのです。子ども達はその観察眼は鋭く、見事に見抜ききります。このような子ども達に受け入れられた者だけがこころを育てることができるのです。どのようにこの施設の名称が変わろうとも、常に我々のあり方が先に問われているのです。

現在は、機関連携、心理治療、グループワーク、アフターケア、保護者支援など新たに取り組みを必要とすることが多くあります。その中でも学校教育は最近の大きな話題となっています。児童福祉法の改正から十年が経過し、全国の施設の半数以上に学校教育が導入されました。そこで、これまでの経過や課題をまとめる機会とするために、今回の特集として「学校教育」を取り上げることにしました。これまでも学校教育については多くの報告がありました。観点にばらつきがありましたので、観点を定めて執筆をして頂くことにしました。「導入までの経過・施設と学校の連携・基礎学力を高める学習指導・発達障害児等の学習指導」の四つの観点です。学校の先生方や教育関係者の方々の在り方を問いかける観点を提供して頂いております。

この施設に関わって下さる方が増えているのは喜ばしいことです。一方で、支援のみが一人歩きして、大切なものが抜け落ちるのではないかとの心配もあります。百周年を迎えている今こそ、児童自立支援施設の原点である感化や教護の理念をしっかりと受け継ぎ、その上に新たな児童自立支援施設像を築いて欲しいと思います。特に若い職員にそのことを強く望むところです。

最後になりましたが、発刊にご尽力下さいました滋賀県立淡海学園の皆様、各地区協議会代表の編集委員の方々、貴重な原稿をお寄せ下さった皆様に心からお礼申し上げます。

近畿児童自立支援施設協議会会長

大阪市立阿武山学園長 下川隆士

家庭学校史再考

（ 教育史研究者として児童自立支援施設に注目する ）

大阪教育大学 准教授 二 井 仁 美

はじめに

筆者は、教育史を専攻する学生時代から、教員養成系大学で教育学、教育史の教育を担当する現在に至るまで、近代日本の感化教育を研究の中心に据えてきた。本稿では、教育史研究者として、本テーマに注目してきた筆者の関心の所在と、研究により得た知見を示すことで、児童自立支援施設と学校教育に関わる特集に献じたい。

一 教育学・教育史研究の対象としての感化院

（一）教育史研究者としての関心の所在

かつて教育学者留岡清男（一九〇〇～一九七二）は、「行政の管轄の分岐」によって「児童観の分岐と分裂とがみられる」と述べ、文部省は「文政型」、内務省は「恤救型」、司法省は「行刑型」ともいうべき児童観を有していると指摘した¹。筆者は、留岡清男が、子どもの問題を取り扱う省として、文部省以外に内務省と司法省に目を向けたこ

とに注目している。広く人間の成長と発達にかかわる教育について研究する教育学研究の対象は、本来、行政の管轄の分岐に制約されるべきでないにもかかわらず、しばしば、文部行政以外が所管する教育の問題を等閑視しがちであったのでないかと考えるからである。

近代日本の学校制度は、「国民皆学」を謳いながらも、学校教育の対象者を限定し、枠外にある者を排除し成立した。貧困、疾病、障害等の事由による就学義務の猶予あるいは免除、性行不良を事由とする出席停止や退学処分等の規定によって、排除は成文化されていた。一九四一年の国民学校令では、就学義務の猶予あるいは免除事由から貧困による者が削除されたが、他の事由については戦後、学校教育法においても継承された。一九七九年の養護学校義務化により、障害を理由とする就学義務猶予あるいは免除となる児童生徒は激減するが、少年院や教護院にいる者は依然として長く就学猶予の対象とされた²。

一九九七年の児童福祉法は、児童自立支援施設

に在籍する義務教育年齢の児童を就学させる義務を当該施設長に課した³。しかし、この改正は、学校や分校あるいは分教室を施設内に設置することで、児童自立支援施設在籍児童に義務教育を保障することを国の方針とするものではなかった。法改正時に、文部厚生両省間で交わされた「覚書」（文生青第二二七号、文初中第九三号、文教財第六四号、児発第一一六号、平成九年三月七日）には、次のように記されている。

今回の改正により、児童自立支援施設所在地の教育委員会に、当該施設に入所し、又は通所する児童に対する新たな学校（分校又は分教室を含む。以下同じ。）を当該施設内等に設置する義務が生じるものではないこと。また、文部省に、学校の設置について、当該教育委員会を指導する義務が生じるものではないこと。

児童自立支援施設に入所し、又は通所する児童に対して学校教育を実施する場合、その方法は、関係教育委員会において判断されるものであり、新たな学校の設置に限られるものでは

いこと。

児童自立支援施設に入所し、又は通所する児童に対する学校を当該施設内等に設置する場合、その設置主体は市町村教育委員会に限られるものではないこと。

児童自立支援施設の所在児童については、在所児童であることを理由として一律に就学義務の猶予又は免除の対象となるものではないこと。

児童自立支援施設に学校が設置される場合、その運営は、教育委員会等及び学校長の権限と責任の下に行われるべきものであること。特に、教科の指導については、専ら教員が行うべきものであること。

厚生省は、教育委員会等が児童自立支援施設内に、学校を設置する場合には、既存施設の使用許可を推進するなど、当該学校の設置について、その所掌の範囲内において、児童自立支援施設を設置する地方公共団体に対し、学校の設置に協力するよう指導するとともに、地方公共団体を通じて、児童自立支援施設の設置者に協

力するよう要請するなど、学校の設置に協力すること。

今回の改正に関する対外的説明において、厚生省は「児童自立支援施設に対する学校教育の導入」など、児童自立支援施設が、学校の実施主体であるかのような誤解を招く表現を用いないこと。

この覚書は、児童自立支援施設在籍児童に義務教育を受ける権利をどのように保障するのかという点について、その判断を当該教育委員会に委ねることで、文部省として、学校教育法等の改正を含む制度整備や、教育委員会に対する指導等の責任を忌避したものと見えよう。

これは、由々しき問題であり、児童自立支援施設在籍児童に対する義務教育の保障のあり方について、国及び地方の教育行政担当者や学校関係者、教育学研究者は、問題の所在を認識し、その解決のための議論と検討を深める必要があると考える。しかし、この問題に対する教育学研究者や学校関係者、教育行政関係者の関心は総じて低いと言わ

ざるを得ない。

その一因には、第一に、多くの教育学研究者や学校関係者、教育行政関係者が、児童自立支援施設の営み自体をよく知っているとはいえない状況にあること、第二に、対象者を分類し選択し限定することで教育の効率、効果が追求され、しばしば排除された存在が排除した側の視界の外に置かれてきたことがあるのではないかと考える。

そして、これらのことは、教育学研究や教育史研究において、児童自立支援施設に関する認識と検討が立ち後れていることと無縁ではないのではないかと考える。それゆえに、教育史を研究する者として、筆者は感化院に照準をあわせその歴史を解明し、感化院、少年教護院、教護院、児童自立支援施設、少年院等が、認識枠組みに位置づく教育史を描くことをめざしてきた。

(二) 教育学研究・文部行政と感化院

教育史研究の状況を概観すると、いわゆる「社会的養護」によって育つ子どもの教育に関する歴史研究は、総じて脆弱であり、児童自立支援施設

の歴史、感化教育史研究についても同様である。

しかし、かつて教育学研究や文部行政が、感化教育に対し関心を注いだ例がないわけではない。

たとえば、一九一三年から一九二六年まで東京帝国大学文学部教育学科に提出された卒業論文を、「教育思想、日本教育史、欧米教育史、教育実践、特殊教育、教育心理、社会教育、教育行政」に分類した海後宗臣の整理によると、「特殊教育」のジャンルで執筆された論文は、いずれもが「感化教育」を主題としていた⁴。

また、一九〇〇年の帝国議会における感化法審議の際、「感化院は教育施設である」と強調する内務省に対し、複数の議員から教育施設ならば所管を文部省にすべきであるとの主張が繰り返し展開された。その意見は実現しなかったが、感化法改正時の帝国議会議事録によると、文部省は、「性行不良就学見込ナキ者ハ退学ニ処スル」から「学籍ヲ置キマスル者デ左様ナ（感化院入院―引用者）程度ニ陥ツテ居ル者ハ先ヅ文部省デハ無い⁵」とさえ述べるほどの認識にすぎなかった。

その文部省が、一九二五年には内務省の感化院を文部省に移管することを求めるにいたる。「不良児も一種の特殊児童にして盲、聾、啞、不良児、低能児等と同様之が教養は一に教育的手段に俟つを要す」という理由であった。感化院を文部省所管の学校に位置づけることについては、感化教育に従事する感化院職員からもしばしば求められていた。たとえば、一九二二年に開催された京都市西二府十二県感化院長会議では、岡山の三門学園から「感化院ヲ文部省系統ノ特殊学校ニ改ムルノ可否¹⁾」について尋ねる意見が提出されている。また、一九二九年に開催された第四回北信五県連合感化教育研究会では、公立感化院在籍の学齢児童に対する就学義務履行認定のため、「小学校令第三六条第二号『官立又は府県立学校』の次へ『及公立感化院』を挿入せらるゝ様、同令を改正せられんことを望む。」という意見が出されている。

感化院が文部省所管施設となっていたら歴史がいかに変わっていたか、ということはここでは問わない。文部行政下の学校教育制度は、貧困や障

害などを理由にかつて排除してきた対象を、少しずつその掌中に取り込んできた。感化教育が文部行政の掌中に入るべきものとする文部省の見解も、海後の類別の仕方も、ともに「特殊教育」の一つとして感化教育を位置づける発想に立っていた。そして、感化教育に従事する関係者からも、感化院を文部行政下の学校とすることを求めたのであった。これは、現在の学校関係者や文部行政に関わる人々が知っていてよい歴史であろうが、この史実を知る人は非常に少ない。

このような状況に対して、筆者は、感化院における教育の機能や実態、制度、思想を検討することで、学校や文部行政以外の場、とりわけ児童福祉領域で行われる教育活動を看過しがちな教育史や教育学、あるいは学校関係者に対して、その認識枠組に異議を申し立てると共に、児童自立支援施設在籍児童に対する教育について考える営みに歴史研究者として参画したいと考えてきた。

(三) 家庭学校史研究の課題

如上の問題意識に立ち、近代日本における感化

教育の歴史像を把握するための第一歩として、筆者は、家庭学校の歴史を把握することに努めてきた⁹。家庭学校は「感化教育の内容に一新生面を開くもの¹⁰」と評価され、『児童自立支援施設運営ハンドブック』においても、「わが国の感化事業に最も大きな影響を与えた留岡幸助の偉業」は「万古不易の精神¹¹」と讃えている。近年では、東京書籍の中学校社会科用教科書『新編新しい社会 歴史』にも、留岡幸助と家庭学校の名が記述されている。留岡と彼の創設した家庭学校が、近代日本の社会福祉史や感化教育史において歴史的意義を有することは、筆者も首肯するところである。しかし、ともすれば彼の思想や同校の様態についての具体的分析を欠いたまま評価されがちであったと考える。

たとえば、『児童自立支援施設運営ハンドブック』では、家庭学校は「ヨーロッパの『ホームスクール』を範として¹²」設立されたと記してきたが、本当にそうなのであろうか。留岡の時代においても、当然、感化教育における困難な現実があり、その現実の中で子ども達と職員は生きた

筈である。留岡が何を学び、家庭学校において何をめざし、いかなる現実にとどのように向き合ったのか。先行の研究書においても、十分な検討がなされたとはいえない¹³。

事実に誠実に対峙するためにも、筆者は、偶像化された歴史や歪曲された歴史ではなく、留岡の日記や視察録を記した手帖資料群（社会福祉法人北海道家庭学校蔵）や、留岡が収集し書き込みを施した欧文献（社会福祉法人東京家庭学校蔵）等、可能な限りの史料を検討することで家庭学校の歴史を実証的に捉えたいと考えてきた。歴史を知ることが、現在を見据え、未来を構築するよすがとなればと願うからである。

二 家庭学校創設の歴史的意義

(一) 「感化院」の誕生

— 家庭学校以前の感化院 —

近代日本の感化教育は、施設の草創からその制度の改廃の過程において、しばしば欧米情報を参照・摂取したが、翻訳や施設及び制度の具体化において当事者の理解と判断を通して展開した。

阪部寔、加藤九郎、亀谷省軒、中村正直、津田仙、小崎弘道等が集まった懲矯院設立委員会において、初めて感化院の語を用いた際も、「自然や事物や人間的交流を基礎にして児童自身の成長をみまもり促す意味あい¹⁴」が込められ、「懲矯」ではなく、「感化」の語に彼等の理想が托された。

一八八五年に高瀬真卿が創設した私立予備感化院（後、東京感化院と改称）においても、内務省監獄局で研究されていたフランスのメットレー農業矯正院の「家族法」に倣い十名程度の生徒を「家族」とし生活の単位とする規則が定められた¹⁵。

近代日本の感化院は、家庭学校創設に先立つ二〇余年前から西欧事情の検討を通して監獄を脱却する試みを重ねてきたが、それでもなお家庭学校創設が評価されるのは何故であろうか。

(二) 家庭学校の誕生

— 「愛こそ堅固の牆壁」 小舎制を巡る理念 —

一八九九年、留岡幸助は家庭学校を東京巢鴨に開設した。「学校則ち家庭、家庭則ち学校にして両者の要素の適宜に配置¹⁶」された教育機関として設立された点、共に語られた「家族」「家庭」の理想像の点、その結果としての開放処遇の理念という点において、既往の感化院と一線を画する理想を謳った¹⁷。

彼は、「不良少年」と呼ばれるに至った原因を、「幼にして父母を失ひ四方に流浪し、仮令父母ありと雖も其家庭素乱して秩序なく、実に罪惡の練習所」にあつたり「天災地変に遇ひ、一家離散衣食に欠き、或は流離顛沛（りゆうりてんぱい）に際し道路に彷徨し、往々悪化」したりなど「境遇

の不良」に求め、「境遇を一転し、之をして善良なる家庭の裡に置くことをめざした¹⁸。

言葉の誕生から約二〇年、すでに、偏見と共に用いられることのあった「感化院」という語を施設名に用いず、彼の教育の理想を托した「家庭学校」という語を施設名とした。教育に不可欠な要素として、「希望」と「愛」を掲げ、「実例(活模範)」を示し、子どもの「興味」を喚起させ、「自然を学ぶ」ことを重視した留岡は、「家庭学校概則」に、「本校ハ家族制度ニ由リテ生徒ヲ家庭的愛情ノ裡ニ薰陶スルモノトス¹⁹」と規定し、女性職員が配置された「家族制度(家庭制度)」と呼ばれる小舎制を生活の基礎に据えた。

留岡が、「家庭」において重視したのは、それが「愛」によって結ばれる「自然」の生活であるという点である。彼は「感化教育とは感化者と被感化者との間に愛即ち友情を程能く実行する²⁰」ものであるが故、鍵や牆壁や格子などの物理的な逃亡防止装置は、「家庭制度」に矛盾すると考え、「愛こそ堅固の牆壁」という言葉に象徴される開

放処遇を導入した。そして、そこに女性職員が存在することの意義を強調した。東京感化院では、施設の周囲に外壁を繞らし²¹、複数の「見張所」を設け、「懲罰懲戒ノ器具(手錠)²²」が用いられたことを考えると、家庭であるが故に牆壁を不要とし、女性職員の配置に意を払った点は、既往の感化院とは異なっていた。

また、留岡は、「健全なる社会的觀念は家庭に於て訓練したる日常事物の裡に胚胎する²³」と考へ、たとえば、部屋の掃除、構内の掃除、洒掃、ランブ掃除、自転車掃除、靴磨き、塵芥集め、紙屑集め、水汲み、便所掃除、風呂番など、家事労働の分担により、社会生活における倫理や義務などの社会性を養うものと捉えた。罰や日課として科される「作業」ではなく、教育活動として営まれる労働は、ペスタロッチのいう「生活が陶冶する」という思想に通じる発想によるものであった。なお、後に留岡は、家庭学校の「カッタージステム即ち家族制度」について、「家庭的情味のある、家族舎を造り茲で少年と家族長夫婦および

助手が共同生活を致しまして、両親になり代り両親のやうな気持ちになつて世話をする²⁴」と説明し、家族長と父母が夫婦であることを基本とするに至るが、創設当時は夫婦であることを原則としていなかった。家庭学校に「四十坪の家を建て、女教師二人、男教師一人、他から助ける教師が一人で都合四人で一つの家庭²⁵」を担当することを考へていた。

しかし、現実には職員の確保は難しかった。それ故、留岡は家庭学校に慈善事業師範学校を附設し、聖書・犯罪学・社会学・教育学・倫理学・英語・慈善事業・心理学・歴史、他に臨時講演と実務演習等を、一年生は週十六時間、二年生は週九時間、教授することを定めた²⁶。家庭学校が感化教育や慈善事業の従事者の専門教育を行ったのは画期的なことであつたが、そこには専門性を重視した留岡の姿勢を見て取ることができる。

(三) 「家族制度」「小舎制」の源流

— 留岡幸助による欧米感化教育研究 —

留岡幸助は、どのようにして如上の発想と構想を有するにいたつたのであろうか。留岡は「アメリカ的家庭制度からドイツ的、とくにラウエス・ハウスの家庭制度への転換」を経験したと述べた研究もあつたが²⁷、留岡の感化教育構想は、アメリカの夫婦小舎制による感化院にその実践的モデルがあり、欧米の感化教育機関に大きな影響を与えたドイツのラウエハウス創設者ヴィツヘルン(Wichern, J. H. 1808—1881)に理論的モデルがあるといえる²⁸。

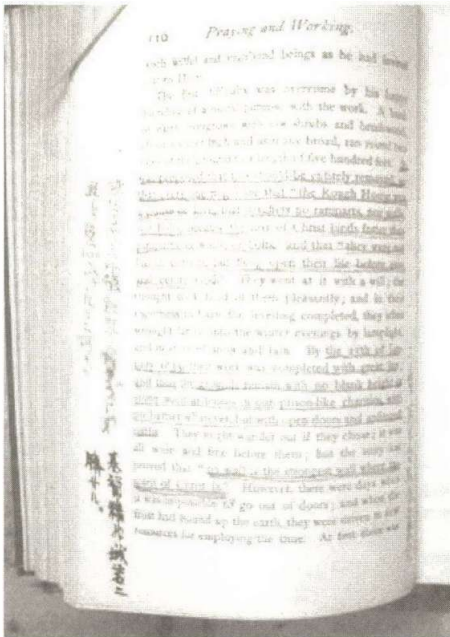
一八九四年から二年間をアメリカにおいて、監獄や感化教育の研究に従事した留岡は、マサチューセッツ州ウエストボロー、ニュージャージー州グレンミル、オハイオ州ランカスター、ロードアイランド州ハワード、カナダのトロントなどの「家族制度または小舎制 (Family System or Cottage System)」を採用する感化院や、

ーヨーク州ローチェスター授職学校のように、「集中寄宿制 (Congregate System)」の感化院も視察した。その結果、寄宿制の感化院は「万事規則ジクメニスルノ弊アル」と捉え²⁹、これに対し、「家族制度」の感化院では、「主婦」たる女性職員が「少年ヲ寸隙ナク多忙ナラシムハ、当院ノ特性」として注目した。

ただし、手放しでの評価ではなかった。「亜米利加風の感化事業」は「余り規律的に流れまして、家族長が恰も看守の様に見張って居ります。アレでは家族法を實際に徹底することは出来ぬ³⁰」「三十人を収容するは多きに過ぐる³¹」と批判した。

「家族制度」を採用するからには開放処遇でなければならぬという考え方は、アイルランドの牧師ステイブンソンの著書『祈りと労作³²』を通して接したヴィッヘルンの思想として、留岡は理解した。東京家庭学校には留岡が書き込みをした同書が残されているが、写真に示すように、赤や紫の色鉛筆で繰り返し下線が書き込まれた当

該頁の欄外には、赤インクで「感化学校ニハ外壁鉄窓アル可ラズ。宜シク愛心ヲ以テ充タス可シ」とその要旨が記されている³³。家庭学校を創設した際にも、「悪化少年の逃走を防遏する手段として堅牢の墻壁を築かんより、寧ろ逃走するの念を起さしめざるこそ肝要なれ。故に特に他に依りて高き板塀を廻らすが如き策に出でず、感化則ち真個の教育こそ墻壁なりと信ずるものなり³⁴」と記している。



「人は地を拓き、地は人を拓く」の言葉で有名なフランスのメトレー農業矯正院の創設者デュメス (Demetz, Fréderic-Auguste 1796-1873) は、ラウエハウスを参考にして、一八四〇年に「家族制度」の施設を設立した。一九世紀のアメリカにおいて、大部屋で大勢の生徒を寝かせる「集中寄宿制」から、「家族制度または小舎制 (Family System or Cottage System)」へと処遇形態が改編されつつあったのも、ヴィッヘルンの影響が大ききく、ラウエハウスは、欧米感化院の「家族制度」の源流的位置にあったと言える。

留岡が実際にラウエハウスを訪問したのは、一九〇三年、家庭学校の卒業生をアメリカに留学させる調整役を務めた時であった。ラウエハウスで改めて手帖に次のように記した³⁵。

No wall is the strongest wall, where the
spirit of Christ is. The chain which binds
our boys is love. And measure of love is
patient.

余ガ生徒ヲ繋ク所ノ鏈鎖ハ慈愛也 而シテ其
慈愛ヲ測ル所ノ尺度ハ忍耐也

アメリカの感化院における「家族制度」や「開放処遇」については、すでに一八七二年の万国監獄会議で報告され、日本政府も法制立案参考資料としてそれを翻訳していたが³⁶、留岡は、それを、その源流的位置にあるヴィッヘルンから導き、実際の家庭学校の運営に具体化したことに意味があった。

三 感化法制下の家庭学校

(一) 代用感化院としての家庭学校

— 小笠原・硫黄島等への「委託」 —

家庭学校が創設された翌年、感化法（明治三十三年法律第三十七号）が制定された。感化院設置に府県会の決議を要するという附則のため、第一次改正までに同法を施行した府県は、五自治体に留まった。同法は民間感化院を府県立の代用感化院とする規定も有していたが、家庭学校もこの時期は代用感化院に認定されず、感化法の援助も制約もない私立感化院として教育を展開した。

その後、一九〇七年の刑法改正により、十四歳未満の者に対する刑事責任を問わず懲治場が廃止されることになったため、一九〇八年に感化法が改正された（第二次感化法制期）。府県に感化院の設置が義務づけられ、家庭学校を含む多くの民間感化院が、代用感化院に認定された。

家庭学校では、東京府代用感化院認定に伴い、「厳悪少年」を受け入れるとの覚悟のなかで、代

用感化院生用の専用家族舎に、格子をつけ、塀で囲むという工事を行った³⁷。開放処遇の理念を謳いながら、入校者に対する構えのなかでなされた措置であったが、そこでは、小刀で他の生徒の後背部を刺す事件や「木工場の土台下を掘りて此処より逃走」するなどの事件などが起こった。家族長をして「破獄のそれと異なる処なきを認む」と震撼させた事態に対して、問題の中心となった生徒を他へ移し、格子や塀を除去することで対応した。

この時以降、家庭学校では、小笠原や硫黄島等の島嶼への「委託」を行うようになる³⁸。小笠原をはじめとする島嶼への生徒の「委託」は、実質的には処遇困難な生徒に対する「島行処分」であったが、家庭学校より早く、東京市養育院井之頭学校においてもなされ、島司阿利孝太郎を中心に小笠原島庁では「感化生移植事業」³⁹が推進されていた。

一九一一年六月に府立感化院小笠原修斉学園が開設されるにいたると、毎年、定員百名を凌駕する生徒が、同園に在籍し、その実、その半数以上

が、島内の農家等へ「委託」された⁴⁰。小笠原は、開放処遇の感化院では対処しきれなくなつた少年の受け皿として機能しつつ、同時に島の安価な末端労働者としての役割を感化院生に期待したといえる。

(二) 「コロニーシステム」の構想

感化教育関係者は、「遷善感化の功を奏した出院生の将来を保護」し「独立自営の地位即ち職業」を授けるために、「彼等を北海道及其他の島嶼に移住せしめ、将来各一個の独立的農民として其終生を該地の拓殖に委ねしむるの方針⁴¹」が有効であるとし、このような方法を「コロニーシステム」と呼んだ。

一九〇一年、留岡幸助自身も、「北海道や小笠原島に彼等（家庭学校生徒）を移転して教育を施したい」と語つたように⁴²、「境遇転換」を行い、大規模な「天然教育」を行い、卒業後の「独立自営」の場を提供するうえで、「コロニーシステム」は理想とされたのである。都会から田舎への子どもの送致は、イギリスの孤児院バーナード

ホームがカナダ、オーストラリア等へ、北米のチャールス・ローリング・ブレースがシカゴ近郊の原野へ子どもを送致していることを参考にした発想であり、ここでも欧米の児童保護事業の有り様が意識され、日本において展開したといふことができる。

留岡幸助は、小笠原への委託とは別に、一九一四年に、家庭学校の農場及び分校を北海道に開設し、「コロニーシステム」による感化教育をみずからの事業として試みている。その際、留岡は、小笠原のように処遇困難な生徒を北海道に送ることとはしなかつた。払い下げを受けた千町歩の内、五十町歩を学校自作地とし、みずからが地主となり残りの土地に一般から募集した小作者に貸与し、その小作料により学校を経営すると共に、学校が地域の文化的・社会的中心たるべく、図書館や博物館、農業講習会や冬期学校等を設け、そこに新たな農村を建設することを構想した。

新農村建設の背景には、スイスのベルン州ヴェッツヴィルにおける開放処遇の更生保護施設や、

ドイツ、ビーレフエルトのボーデルシュビング複合施設ベーターへの視察があつた⁴³。ヴィッツヴィルは、沼地の開拓により、永住場所をみずから用意する構想で運営された施設である。ベーターは、後に糸賀一雄をはじめとする戦後のコロナ運動の指導者達が、地域福祉の発想の原点としたドイツを代表する福祉施設である。支援を要する人々も、支援する人々も、愛や信頼により結ばれ、共に働き、共に楽しみ、共に生きる共同体がコロナーであつた。

(三) 小笠原修斉学園の閉鎖

一九一七年公布の国立感化院令に従い、一九一九年、国立武蔵野学院が開設された。「性状特ニ不良」な少年を対象としたのは、感化院における多様な在籍児に対して対象者を分類処遇する一歩であつた。加えて、国立武蔵野学院開設後、同院を中心として一九二二年には全国の感化院関係者による組織感化教育会が結成され、また感化教育に関する調査、研究が展開されるようになった。

他方、司法省は、内務省所管の感化院では入院

判断が裁判所に依らないことや、開放処遇を採用する感化院からの逃亡(無断外出)が多いという実態を問題とし、感化院は「甘母」であるとして批判を強め、「厳父」として拘禁機能を有する矯正院制度を創出する準備を進めた。そして、感化院関係者の反対を押し切り、一九二二年、少年法および矯正院法が成立する。これに伴い、感化法は改正を迫られ、感化院では少年審判所からも生徒を受け入れるようになった。

この第三次感化法施行期の一九二五年、府立小笠原修斉学園が開鎖された。同園は、家庭学校を含む本州の感化院生を島内農家に委託する仲介機関として、コロナーシステムを担ってきたが、島内での生徒の逃走や事件、卒業後の永住者の少なさ、交通の不便、輸送の経済的負担、職員確保の困難、委託先農家の問題等が問題とされ閉鎖されたのである。

相田良雄はこれについて「コロナーシステムは不成功に終わった⁴⁴」と評価したように、この時期は、留岡幸助が提唱した小笠原でのコロナー

システムに一つの区切りがつけられた。

(四) 「行路難」に対する留岡幸助の助言

家庭学校においても、第三次感化法制期には、小笠原への委託は激減する。しかし、感化教育において、生徒の対応に苦慮することが皆無になることはない。

たとえば、一九二五年七月末、北海道分校の家族舎掬泉寮長品川義介と庶務職員は、留岡に「至急来場ヲ促ス」手紙と電報⁴⁵を發した。留岡は、かつて「十五六才より二十才未満の統御するに最も困難にして危険なる青年を收容する事故、小生が不在にては到底制御はむづかしからん⁴⁶」と述べ、自ら北海道分校に赴任することに強い意欲を示していたが、理事会は基本金募集のため彼が東京を離れることを許さず、第三次感化法制期においても留岡は本校で執務にあたり⁴⁷、分校とは通常は通信で対応した。

しかし、この時は電報を受け、留岡は同地に赴いている。そして、「生徒乱暴剛執ニシテ命ニ服サズ。毎度騷擾ス。モウヤリ切レヌ」と「行路難

ヲ語」る寮長品川の妻貞子の話に耳を傾けた後、「サヨウナ少青年デアルカラ父兄又ハ政府ヨリ托サレルノデアル。辛抱シテ自分ノ子ノ如ク可愛ガツテヤレ」と語り、ヴィツヘルンの「生徒ヲ縛バル鎖ハ愛ニシテ、愛ノ浅深ヲ測ルモノハ忍耐也」の言葉を助言として与えた⁴⁸。ここには、留岡の創設以来一貫した理念が示されているが⁴⁹、職員がその重さをいかに受けとめたか、計り知れない。

四 感化教育の改革

(一) 感化院在籍児童の研究

― 障害児教育と児童虐待の視点 ―

感化院での教育の難しさは、家庭学校だけでなく全国の感化院の抱える現実的な課題であった。とりわけ、多様な入校者の様態は、しばしば困難を惹起する一因となり、種々の対応が模索された。すでに、東京および埼玉の感化院および幼年監において、精神医学的見地からの調査が一九〇八年には三宅鑛一と池田徳隆によって、一九一一年には呉秀三によりなされ、精神医学者が感化教育に関与する必要性が提起されていた。また、熊谷幼年保護学校教師であり、かつ巢鴨病院において三宅や呉の下で精神医学研究を行った池田千年は、兵庫県立土山学園園長早崎春香の要請により同学園園医となった。彼は、在籍児童の低学力と発達遅滞に注目して感化院内に「低能児」等の障害児に適した補助学級を開設しみずからそれを受け持つと共に、同園在籍児童を精神医学的見地から調査

し、「児童ノ個性・精神状態・疾病等ヲ顧慮スルコトガ少ナイ為ニ往々誤ツタ方法ニヨリ不結果ニ終ル」感化教育の問題を指摘した⁵⁰。

また、国立武蔵野学院長菊池俊諦(1875-1946)は、在籍児童の「疑似精神薄弱」というべき状態について言及した⁵¹。「疑似精神薄弱」とは、「身体的に若くは精神的に不幸なる事情が伴った結果として、精神發育停滞を惹き起した」ような状態である。たとえば、「慢性的恐怖」や、「偏狭な環境に育つて、刺激が乏しかった結果、發育が阻害さるゝこと」、「児童の不幸なる環境、児童の能力以上の負担、其結果として起る失敗に対する呵責、両親又は教師の不正当なる批評非難などの為に児童の意志を禁する場合」に「意志力は漸次薄弱無力となる」ことを指摘した。

菊池は、一見「精神薄弱」のような症状を示す子どもが、適切な働きかけによりそのような症状が消失することを経験し、感化院に在籍する児童には「不良者とか、犯罪者とかいふやうに、最初より刻印されたることのために、自ら劣等感を喚

起し、意志の発動を禁止して、遂に精神薄弱の状を呈するに至るものがある」ことを指摘している。菊池の指摘した事柄は、心理的虐待の影響とも考えられるべき現象ということができ興味深い。

感化院在籍者に関する研究とそれに基づく制度改革の提案は、関西を主とする感化院長らの運動において感化法を改正し少年鑑別機関の設置を定めた少年教護法の制定運動という形で結実する。

(二) 家庭学校北海道分校教頭留岡清男の改革

―「コロニープラン」の提案―

この頃、家庭学校では、少年教護法制定への動きや感化院在籍児童の研究とは異なる方向で教育方法の改革が進められていた。父幸助の要請を受け、一九二九年、北海道分校教頭兼家族長に就任した留岡清男によるものである。

彼は、「訓育はとるに足らぬと思はれる日常生活の一ツ一ツの些事に浸透することに依って始めて力となって働く⁵²」と考へ、日常生活の分析に余念がなかった。個性誌、観察日誌、月報、家

族舎日誌、教務日誌、協議録、学科並実科の出席簿と採点簿、所持品検査表、夜尿日誌など、記録の整備による生徒の実態把握に努め、分校の教育改革の端緒とした。

雑巾は「各人に一枚づつ」、石鹸は「各室に一ヶづつ」割当てる方が「共同使用」より紛失や破損が少ないこと、便所も「多数に過ぎざる人数に割当て、汚した児童を容易に発見する様に仕組む」と汚されにくいことなどを確認し、「消費は個人的に統制し、生産は協同的に切磋琢磨する」という原則を導いた⁵³。

そして、「今日、嘗ては感化教育の指導原理たりし信仰と慈愛とが、最早、その指導原理たるに堪へなくなり科学的調査と研究とがそれに代わらねばならぬと考へらる様に傾いて来た⁵⁴」が、大切なのは「実際の処遇」を可能にする「新たな原理」「教育的原理」であると主張した。その案が「コロニー・プラン⁵⁵」である。

清男によれば、労働は「勤労といふ徳義上の意味」でもなく「職業修得とかいふこととは全く

別」ものであり、また「神の摂理ではなく、根元的な意味に於て、欠くべからざる人間的行動」としてなされる「生活の核心」にある行為である⁵⁶。そして、教育は「社会生活にあづからしめるキツカケを見出すこと」をめざす。それ故、学校は「自然との接触に乏しい彼らに天然の恩恵を感謝せしむることを目的とするものでなく」、「家族的欠陥を補はうとのみするものでもなく」、また「単なる生活の真似や社会の縮図ではなく、生活の実践であり社会の放胆なる実験⁵⁷」であるべきであった。

彼は「自ら労働する機会を与へられない者に、凡そものに対する愛惜と評価との欠如するのは自然⁵⁸」であり、「自然素材と生産との間に人の労働が媒介せざる限り生活の一步が始まらぬといふことを知ること」⁵⁹が「教育の一步」と考えた。清男は、このような「自給自足の生活形態」による教育計画を、「コロニー・プラン」と呼んだのである⁶⁰。具体的には、たとえば「農場の生産物はこれを金額に換算」し「職員の家族に販売」し「被感化生はかかる労働を通じて生活の自

覚にまで導かれねばならぬ」と提案し、職員には予算の編成と内容知らせ「立案的な意識と計画的自覚」を持たせようとした。職員と生徒による共同生活を自覚化する教育案ということができた。第三次感化法制期は、感化法制の変革が迫られていたという意味においても、また、家庭学校内の教育が「コロニーシステム」から「コロニープラン」へと変容を迫られていた点においても、留岡幸助校長時代の終焉を意味していたといえる。

おわりに

留岡幸助校長時代の家庭学校を中心に、その理念と教育の歩みを概観してきた。

留岡が、「不良少年」と呼ばれるに至る原因を、子どもに置かれた境遇に求め、希望と愛をもって生活を通じた陶冶をめざしたこと、職員に専門性を育てることに意を払ったことなど、その志は今も共有される方向性を有している。同時に、試行

錯誤と「行路難」に苦しむ現実もあった。池田千
年、菊池俊諦、留岡清男、いづれもが子どもと共に
生活をし、子どもを觀、記録し分析し、その教
育方法を模索した。子どもの状態を科学的に理解
することも、分析に基づいて子どもを育てるため
の制度整備を行うことも、また生活を通しての陶
治を行うための教育改革も必要であった。

眠り食るといふ最も基本的な営為を含めた二
十四時間を過ごす生活の場であり、同時にその一
日一日の生活を通しての教育の場が感化院であり、
現在の児童自立支援施設である。その点が通常の
学校とは異なる特徴である。

児童自立支援施設在籍児童に義務教育を行うこ
とになる学校の先生方が、このような生活を通し
ての陶冶の可能性とその意義を踏まえた教育活動
を展開されるためにも、家庭学校を始めとするそ
れぞれの施設の営為の歴史と現在を理解し、未来
の構築に参加していただければと切に願っている。

脚注

- 1) 留岡清男『生活教育論』西村書店、一九四〇年
- 2) 文部省は「教護院に入所した場合の取扱いについて
は『その他やむを得ない事由のため』就学猶予又は免
除を受けるべき場合と解する」と回答した(初等中等
教育局長回答昭和一九年三月二六日) (『解説教育六
法』三省堂、一九九五年)。
- 3) ただし、附則において当分の間、改正前と同様の取
扱いが保障されている。
- 4) 海後宗臣『教育学五十年』評論社、一九七一年
(『海後宗臣著作集』東京書籍、一九八二年、第一巻所
収、二七六頁)。
- 5) 文部省普通学務局長白仁武発言「貴族院感化法中改
正法律案特別委員会議事速記録第二号」一九〇八年三
月二八日帝国議會貴族院委員会議事録
- 6) 文部省「感化教育ニ関スル件(内務省所管)」
一九二五年六月(月は推定)提出『行政調査委員会議
事竝資料各庁権限爭議ニ関スル件(大正十四年)』
国立公文書館所蔵。
- 7) 『感化教育』一卷、感化教育会、一九二三年二月、

- 8) 『感化事業回顧三十年』 社会局、一九三〇年（『日本（子ども）の歴史』叢書35）久山社、一一二頁）
- 9) 近代日本社会における感化教育の草創期に関する研究としては、「明治初年代における欧米感化事業との出会い」『非行問題』（二〇四号、一九九八年、八一～一〇一頁）を始めとする一連の長沼研究を参照されたい。
- 10) 菊池俊諦『感化教育』教育研究会、一九二三年、九九頁
- 11) 全国児童自立支援施設協議会編『新訂版 児童自立支援施設（旧教護院）運営ハンドブック』全国児童自立支援施設協議会刊、一九九九年、五五頁
- 12) 前掲『新訂版 児童自立支援施設（旧教護院）運営ハンドブック』一一頁
- 13) 室田保夫『留岡幸助の研究』不二出版、一九九八年
田澤薫『留岡幸助と感化教育 思想と実践』勁草書房
一九九九年
- 14) 長沼友兄「明治十年代の感化事業への胎動」『非行問題』一九九七年
- 15) 長沼友兄「東京感化院の成立と初期の処遇」『非行問題』二〇一〇号、一九九五年、同「初期・東京感化院の性格をめぐる ― 受け入れるべき児童の様相 ―」
『長谷川仏教文化研究所年報三二号（下）』二〇〇八年
- 16) 留岡幸助「感化事業に就て」『社会』二卷 一三三号、一九〇〇年四月、（『留岡幸助著作集』一巻、同朋舎、一九七八年、五四二頁）
- 17) 小林仁美「感化教育・教護教育史における留岡幸助と家庭学校の意義」『日本の教育史学』第三三集、教育史学会、一九九〇年
- 18) 留岡幸助「家庭学校設立趣旨書」『監獄協会雑誌』五号 一八九九年一月二〇日（『留岡幸助著作集』一巻 五三二頁）
- 19) 「家庭学校概則」留岡幸助『家庭学校』（『留岡幸助著作集』一巻、五七七頁）
- 20) 前掲留岡幸助『家庭学校』（『留岡幸助著作集』一巻、五八八頁）
- 21) 留岡幸助「実務演習（第一回）」『監獄協会雑誌』一三卷六号 一九〇〇年六月（『留岡幸助著作集』一巻、五三二頁）
- 22) 「明治二十一年日誌」『長谷川仏教文化研究所年報第三〇号 東京感化院関係史料集（二）』大乘淑徳学園
附置長谷川仏教文化研究所、二〇〇六年刊。一一一頁

- 23) 留岡幸助『家庭学校 第二篇』警醒社、一九〇二年
一七〇頁
- 24) 留岡幸助「大自然と児童」『人道』二二八号、
一九二四年九月一五日
- 25) 留岡幸助「感化教育」『社会』三卷六号、一九〇一
年六月（『著作集』一卷、六三五頁）
- 26) 「慈善事業師範学校規則」『家庭学校 第貳編』
一九〇二年 一五九〜一六二頁
- 27) 北村次一『ヴィヘルンと留岡幸助』法律文化社
一九八六年 四四頁
- 28) 二井仁美「留岡幸助による欧米感化教育情報の収
集」（『日本の教育史学』第四七集、教育史学会、
二〇〇四年）参照。
- 29) 「留岡幸助日記・手帖」五一卷、一八九五年五月
一八日記事（北海道家庭学校所蔵）
- 30) 留岡幸助「感化事業」『監獄協会雑誌』一三卷六号
一九〇〇年六月（『留岡幸助著作集』一卷 五五一頁）
- 31) 留岡幸助「実務演習（第一回）」『監獄協会雑誌』
一三卷六号、一九〇〇年六月（『留岡幸助著作集』
五五五頁）
- 32) Stevenson W.F. "Praying and Working" The Order
of St. Christopher 1892
- 33) Stevenson W.F. "Praying and Working" p.110 東京
家庭学校所蔵
- 34) 留岡幸助「感化事業に就て」『社会』二卷一三号
（『留岡幸助著作集』一卷 五四二頁）
- 35) 「留岡幸助日記・手帖」一〇八卷 一九〇三年一〇
月二一日記事（北海道家庭学校所蔵）
- 36) 「万国囚獄公会事務録」一八七二年（矯正図書館
蔵）参照。ミシガン州立感化化学学校の「家族館」の周囲
は「牆壁門関等ヲ置カス」と報告されている。
- 37) 小林仁美「家庭学校と小塩塾に関する考察」『教育
学研究』第五八卷二号、日本教育学会、一九九一年
- 38) 二井仁美「第二次感化法施行期（一九〇八〜一九二二
年）における家庭学校の生徒の動態」—東京・北海道・
小笠原・硫黄島—『大阪教育大学紀要 第IV部門
教育科学』第四八卷一号、大阪教育大学、一九九九年
- 39) 岡弘毅「修斉学園の現状」原胤昭編『慈善』二卷三
号 中央慈善協会、一九一一年一〇月刊
- 40) 藤井常文「東京府立小笠原修斉学園史」『東京都高
等保育学院紀要』一五号、一九九五年
- 41) 無髭子「論説 養育院感化部の過去及将来」『東京

市養育院月報」第八号 東京市養育院 一九〇一年十月

- 42) 留岡幸助「感化院に就て」『聖書之研究』一三三号、一九〇一年九月(『留岡幸助著作集』一卷、六四六頁)
- 43) 二井仁美「留岡幸助による一九〇三年の欧米視察——コロニーシステムのイメージ——」『渋沢研究』一八号、渋沢史料館、二〇〇六年
- 44) 相田良雄「感化事業の過去種々相」『人道』二九二号、一九二七年二月、二六頁
- 45) 「留岡幸助日記・手帖」二七七卷、一九二五年七月三〇日記事(北海道家庭学校所蔵)
- 46) 家庭学校「大正四年度最終理事会報告及議事書」一九一五年一月二二日(「明治四十二年財団法人理事會記録」所収。東京家庭学校所蔵)
- 47) 家庭学校「大正四年度最終理事会報告及議事書」一九一五年一月二二日
- 48) 留岡幸助「品川貞子ト語ル」一九二五年九月六日(「留岡幸助日記・手帖」二七九卷)
- 49) 二井仁美「第三次感化法制期(一九二三—一九三四年)における留岡幸助と家庭学校——留岡清男の北海道分校教頭兼家族長就任に注目して——」『日本の教育史

学』第五十集、教育史学会、二〇〇七年

- 50) 山崎由可里「感化教育における障害児問題の顕在化と展開に関する研究(1)」『名古屋大学教育学部紀要』四三卷 一号、一九九六年
- 51) 菊池俊諦「精神薄弱児童の教育並保護」『感化教育』一〇号、一九二七年
- 52) 留岡清男「少年の教化に於ける觀察と調査」(家庭学校「第一」所収。北海道家庭学校所蔵)一〇四頁
- 53) 前掲 留岡清男「少年の教化に於ける觀察と調査」一〇四頁
- 54) 留岡清男「教育的原理の再構成」『人道』二九六号、人道社、一九三〇年、二頁
- 55) 留岡清男「治療と予防と教育」『人道』三一七号、人道社、一九三二年、二頁
- 56) 前掲 留岡清男「教育的原理の再構成」三頁
- 57) 前掲 留岡清男「治療と予防と教育」二二頁
- 58) 留岡清男「不良少年の生活構造」『生活教育論』西村書店、一九四〇年、一〇七頁
- 59) 前掲 留岡清男「治療と予防と教育」、二頁
- 60) 前掲 留岡清男「少年の教化に於ける觀察と調査」九〇頁

特集

学校教育導入までの経過と分校経営の実際

秋田県千秋学園とともに歩む千秋分校を目指して

秋田県千秋学園内

秋田市立勝平中学校千秋分校 教頭 小山 清 博

一 はじめに

「先生、分かった」「勉強するのってけっこうおもしろいね」と各教室から子どもたちの声がかたまする。夢中になり楽器の演奏に取り組む子どもたち、大きな声で音読に取り組む子どもたち。

平成十九年四月一日に秋田市立勝平小学校千秋分校、並びに秋田市立勝平中学校千秋分校が開校して二年目を迎えている。

八月現在の在籍は表のように小学生五名、中学生十三名で計十八名の児童、生徒が学んでいる。

教職員数は、開校当時、教頭一名（小中学校兼任）、中学校教諭が七名、小学校教諭が二名の計十名が配置され現在に至っている。幸いなことに、そのまま全員二年目を迎えて張り切っている。

児童自立支援施設である秋田県千秋学園内に学校教育を導入することは、秋田県健康福祉部に育て支援課並びに、学園の歴代園長の悲願であったと聞いている。

学級	人
小Ⅰ	3
小Ⅱ	2
中1	2
中2	6
中3	5

二 学校教育導入開設準備担当の発令

平成十年に「就学猶予」から「就学させなければならぬ」と児童福祉法が改正された。その後秋田県では学校教育導入について、関係機関で協議を重ねてきており、平成十七年度に「平成十九年四月、秋田市が設置者として開校する」ことで関係機関の合意がなされた。また、学校教育導入開設準備担当者を県教委から派遣することも決まった。

その年度末、秋田市内の中学校で教務主任をしていた私は、校長室にて「教育庁義務教育課に籍をおいて、秋田県千秋学園内に併設される学校を立ち上げてほしい」との内示を受けた。平成十八年度中に準備を進めて、平成十九年四月には千秋学園内に学校を開設するのだという概略は理解できたが、イメージがわからず、何をすればいいのか皆目見当が付かない状態であった。しかしながら、事前の段階で「秋田市が設置者として開校する」ということが決まっていたため、その点での苦労がなかったことは幸いだった。

準備担当者の位置づけは、「地教委に籍をおく」「県教委に籍をおく」「施設職員として籍をおく」「隣接の学校に籍をおく(将来の本校)」など、いろいろな形があることを後から知った。秋田県子育て支援課や秋田県千秋学園、中央児童相談所は県の機関であり、同じ県職員として話を進めやすい利点があり、「県教委に籍をおく」形は、秋田県においては有効だったと感じている。また、千秋学園職員として併任発令されており、執務デイスクは千秋学園の職員室に準備されていた。私の立場は「準備担当専任」ということで、学園職員の通常業務とは切り離れた形であった。赴任した一ヶ月は、千秋学園を「知る」ための研修プログラムが組まれ、千秋学園を十分理解して、実務は五月からというスケジュールが用意されていた。このことは、一般校の教員としての経験だけでは推し量れない「自立支援施設の目的・意義」、教育課程を策定する上で欠かせない「自立支援施設の子どもたちを知る」「学園職員の業務を知る」「処遇のあり方を知る」という様々な点から非常に役に立った。

三 先進地視察と情報収集

(一) 新潟県への視察

平成十八年五月九日に、新潟学園に併設された希望が丘分校を視察し、そして五月十日に新潟県義務教育課を訪問した。新潟学園の岩井園長、分校の池教頭先生から、詳細な学校教育導入の経過と現在の運営に係るポイントを教示していただいた。また新潟県義務教育課では管理第二係長の森先生に懇切丁寧な説明をいただいた。この出張で「分教室ではなく、分校として導入すること」「分校経営、特に中学校の円滑な教科指導が可能となる教員配置」「教材備品の整備」「運営に係る一般消耗品の予算担保」「学籍に係る取り扱い」「児童自立支援施設にふさわしい教育課程の策定」「学園と分校の管理責任区分」等、学校教育を導入するための方向性が明確になった。

準備担当者並びに、教育行政の担当者がそれぞれのカウンターパートから情報を得ること、そして共通の情報を共有することが大切である。そして、関係機関相互の立場を理解し合わないと学校

教育導入は困難である。この視察では、秋田県側から準備担当の私の他に、県教委から一名、市教委から一名の計三名で視察した。教育行政の方々にも視察に加わっていただいたことが、後々学校教育導入を進める上で大いに役に立った。

(二) 全国児童自立支援施設に併設された

分校・分教室連絡会（※当時の名称）

平成十八年八月三日、四日に香川県高松市で行われた標記の会議に出席した。新潟県の視察で得ていた予備知識に加え、すでに学校教育を導入していた施設内学校の教頭先生、関係者からお話を伺う中で、仕事内容がより明確になってきた。特に各県の課題と成果は得難い財産となった。各施設内学校の運営の良さやそのシステムは可能な限り取り入れるようにし、課題は事前に取り除くように計画を整理した。標記の会議はその後も毎年出席し、学ばせていただいている。

(三) 情報収集

私が準備担当していた平成十八年度当時、全国

の五十七施設のうち三十二施設で学校教育導入がなされていた。そうした三十二施設内の学校に「設置形態」、「教員配置」、「教育課程編成の状況」、「特別教室」等について調査を依頼し、一覧に整理した。これから作り上げようとする秋田県方式が全国の中ではどのような位置づけになるかを客観的に知る上でも、また準備を進める上でのよりどころともなる貴重な資料となった。お忙しい中にも関わらず回収率100%で、ご回答いただいた担当者の方には、ご面倒をおかけした。紙面をお借りし、改めて御礼申し上げます次第である。

四 関係五者機関と諸会議

学校教育導入を推進する事務局的な機関は秋田県子育て支援課が担い、各関係機関や準備担当者との連携の要であった。平成十八年度中の諸会議も年間タイムスケジュールに位置づけていただき、見直しをもった準備が可能となった。

(一) 諸会議を構成する五者機関

- ① 秋田県教育庁義務教育課
・管理班
・指導班
- ② 秋田市教育委員会
・学校教育課
・学事課
・総務課
- ③ 秋田県中央児童相談所
- ④ 秋田県千秋学園
- ⑤ 秋田県健康福祉部子育て支援課

(二) 諸会議と構成員

- ① 促進会議
それぞれの機関の課長級、所属長級を含む
- ② 実務者会議
各機関の課長補佐級以下、主幹以下
- ③ カリキュラム検討委員会
(実務者会議に同じ)
- ④ 学校事務運用会議
(設置者である秋田市教育委員会と本校の事務担当者、準備担当で構成)

以上の会議が構成されており、準備担当者である私はすべての会議に出席した。主な協議事項は実務者会議やカリキュラム検討委員会で行い、決定は促進会議で行うというシステムで進めてきた。会議の頻度は平均すると、月に一回程度であったが、関係機関との連絡調整はその都度行うため頻繁に連絡を取り合った。

五 校舎の増改築と教材備品の整備

(一) 校舎の増改築

校舎の増改築については、すでに県子育て支援課から財政当局への働きかけが済んでおり、予算措置がなされていた。平成十八年の冬に着工し、平成十八年度末には完成した。

① 職員室の改築

旧職員室と園長室の壁を取り払い、職員室を拡充した。園長は管理班とともに、旧会議室へ移動した。このことにより、千秋学園指導班職員と分校教員は職員室を共有し、いつでも意思

疎通や連携が可能な状況となっている。

② コンピュータ室の整備

他教室より大きい第五教室を壁で分離し、中学校三年生の学ぶ教室と、新たにコンピュータ室を設置した。教師用一台、児童・生徒用五台を導入し、インターネット回線も整備された。

③ 理科室の拡充

旧理科室は技術・家庭科教室、美術教室を兼ねていたが、理科室専用の教室に整備した。

④ 技術・家庭・美術室の増築

⑤ 会議室の増築

(二) 教材備品の整備

秋田県では、平成十七年度までの関係機関相互の話し合いで、施設内学校に必要な教材備品は、「学校教育導入の前年度までに秋田県が準備し、開校以後、買い換え需要時には秋田市が負担する」となっていた。平成十八年七月に秋田県子育て支援課より教材備品の調査依頼があり、準備担

当が調査することになった。しかし、準備担当一人では心もとなく、秋田市教育委員会に相談したところ、各教科の指導主事の先生方を派遣していただき、あつという間に調査が完了し事なきを得た。

しかし、予算面では厳しい状況があり、備品購入希望リストから、かなり絞り込まざるを得ない状況であった。秋田県子育て支援課では、校舎の増改築については執行前々年度という早い段階から根回しを行っていたが、教材備品については結果として直前の前年度となってしまう、財政当局から難色を示されたとのことであった。その後秋田県子育て支援課の御努力により、開校するために必要な教材備品をそろえていただいた。

六 勝平小・中学校千秋分校の実際

(一) 設置形態

「秋田市立勝平中学校千秋分校」、「勝平小学校千秋分校」として、分校として設置された。

当初、分教室としての設置が現実味を帯びて検討されたこともあった。秋田市立で分校を設置するとすると、秋田市で「学校設置条例」を改正する必要があり、秋田市以外からの在籍者も多いことから、秋田市議会に理解を得るのが難しいのではという危惧があった。

しかしながら、分教室では学級数と同数の教員しか配置できないところもあり、その場合は中学校の九教科をまかなうためには免許外申請で対応せざるを得ないこと、また、分教室では一般消耗品の購入や、教材備品の購入のための予算がほとんど期待できないことから、分校の設置を強く働きかけてきた。自治体における「分校設置」のメリットは、独立した学校と見なされ地方交付税の対象となることがあげられる。

関係機関相互において、粘り強く協議を繰り返し、最終的に、分校で設置することに合意を得たことは、準備担当としてはきわめて喜ばしい限りであった。

(二) 教員配置

一般校と同様に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を受けて、秋田県教育委員会が定める基準に従って教員配置を行うことになっている。

また、秋田県教育長、秋田県健康福祉部長、秋田市教育長の三者で合意の上調印された「秋田県千秋学園における施設内学校の管理運営等に関する基本方針」（以下「基本方針」と略）には、

「学級編制における基本的な考え方」として、「中学校分校は、原則として二学級以上とする」、「小学校分校は原則として二学級とする」と盛り込まれている。

秋田県千秋学園は年度末に向けて退園していく子どもが多く、基準日である四月一日の在籍数が最も少なくなってしまう。そこで、五者機関において協議を重ね、「過去三年程度の期間内で、在籍数が最も多い状況を当該年度の在籍数と見なす形で教員を配置する」と、関係機関で共通理解がなされた。これにより、年度途中において在籍数が増えても対応できることとなった。

開校当時の勝平小・中学校千秋分校の学級数は、中学校が三学級、小学校が二学級とされた。この学級数を基準にして教員配置がなされ現在に至っている。また、小学校教諭は中学校へ、中学校教諭は小学校への兼任具申を行い、中学校における九教科の教員をそれぞれ各教科ごとに確保し、円滑な分校経営が可能となっている。

(三) 教育課程全般

当時、秋田県千秋学園では、学習内容が十分身に付いていない児童・生徒が多く、今現在では学習能力の高い生徒も若干名見られるものの、その傾向は変わらない。学校教育導入前は、秋田県千秋学園の職員による「義務教育に準ずる教育」を行っていた。午前中が四十分の四コマで教科指導に、午後は作業指導に充てていた。

学校教育導入に伴う教育課程の編成については、千秋学園から、「義務教育に準ずる教育」を行っていた当時の日課表に近い形で実施してほしいという希望があった。

自立支援施設に入所しているからには、自立支

援プログラムを優先させてほしいということであり、学校教育を一般校と同じように導入するだけでは、前籍校でうまくいかなかった子どもたちが、自立支援施設においても居場所がなくなってしまうのではないかとの思いが千秋学園側にはあった。放課後の諸活動における男子中学生と、男子中学生全員による野球部の活動や、小学生と女子中学生、女子中卒生による軽スポーツ、あるいは全園生による作業指導は自立支援プログラムの重要な構成要素であり、ある程度のまとまった時間が必要である。

一つの方法として、学校教育法施行規則第七十三條の二十一（平成十八年当時の改正前の法規）の第一項第五号の「その他心身に故障のある者で、本項の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの」に該当する児童・生徒ととらえて、第一項の「（前略）特別の教育課程によることができる」を適用できないか模索した経緯がある。関係機関で協議を進める中で、「法規については、特別支援を要する児童・生徒を想定した条項であり、児童自立支援施設だからといって

入所している児童・生徒全員にあてはめるには無理がある」との意見が出た。

そこで、「学習指導要領による教育課程編成を行う」ことを前提に、なおかつ「児童自立支援施設にふさわしい教育課程編成を策定する」ことにした。

（四）＝単位時間

午前中を四十分とし主に五教科の内容を（小学校は四教科）、午後は四五分として、主に技能教科や領域の学習を行うこととした。中学校の五分授業に換算した場合、四十分の授業は〇・八コマとして、四五分授業は〇・九コマとしてカウントし、初年度は夏季休業中に四日、冬季休業中に五日、新たに授業日を設定し、年間の各教科の標準時数を確保するように編成した。

一単位時間を短縮することにより、集中して授業に取り組めるようにした。また、このことにより、放課後の諸活動は午後三時頃から帰寮の午後五時頃まで、二時間程度は毎日確保することが可能となった。

秋田県千秋学園では児童自立支援施設協議会主催の少年野球大会への取り組みも盛んで、職員も選手も、そして応援にも熱が入る。義務教育導入前の時点で東北・北海道地区において三連覇中であつたが、義務教育導入後もさらに連覇を重ね、現在五連覇中である。「義務教育を導入して活動時間もなく、弱くなった」と言われることを心配していたが、杞憂に終わりほつとしている。

(五) 総合的な学習の時間

「福祉」「文化」「環境」の三本柱を設定し、従来より学園で取り組んできた作業指導を取り込む形で総合的な学習の時間を計画した。総合的な学習の時間を上限に、選択教科を下限にとることで、作業指導に充ててきた時間をできるだけ多く確保するようにしている。

(六) 学校行事と学園行事

始業式や終業式、修了式、宿泊研修、修学旅行等は学校行事として位置づけ、分校で計画し実施している。修学旅行は小学校六年生と中学校三年

生で実施しているが、他の行事は中卒生も含めて園生全員参加を原則としている。学園祭は共催行事として、小・中学生の指導・支援については分校で、中卒生については学園で行っている。従来学園で行ってきた餅つき大会やクリスマス会、社会見学、音楽鑑賞、スポーツ大会、スキー教室等は、学校教育導入後も可能な限り残している。こうした行事は学校教育の中のビタミン剤として子どもたちに活気を与えるし、また、自立支援にも欠かせないと考えたからである。一部は学校行事として、一部は学園行事として長期休業や休日に行うように千秋学園と共通理解している。

(七) 学籍の取り扱い

通常の転出、転入として扱うが、住所の異動は伴わない形で行っている。秋田市内においては「指定学校変更」で、秋田市外においては「区域外就学」で対応している。

また、卒業期における学籍の取り扱いについては、高校受験を伴う中学校三年生は十二月一日に、受験を伴わない中学校三年生と小学校六年生につ

いては二月下旬に学籍のみを前籍校に戻すようにしている。原則として、児童・生徒が卒業する学校は住所地である前籍校とし、児童自立支援施設に入所していたことで、将来不利益を被ることのないようにと考えて配慮している。

こうした内容は、前述の「基本方針」の条文に盛り込み、関係機関で共通理解をしている。また、千秋分校開校直前の平成十九年三月に、秋田県教育委員会から市町村教育長宛に「教育長通知」として、「卒業期に係る学籍の取り扱い」を「基本方針」から抜粋した形で出していただいた。

このことにより、県教育委員会、各市町村教育委員会、そして前籍校を含む一般校においても、卒業期における学籍の取り扱いについて共通理解をすることができることになった。あくまでもこの「通知」は最後の砦としての性格が強く、基本的には前籍校との良好な信頼関係が必要であることは言うまでもない。

七 関係機関との連携

(一) 千秋学園との連携

平成十八年度は準備担当として、前園長である金沢憲雄氏や、現職でもある指導第一班班长船木信明主幹、同第二班班长鈴木正弘主幹をはじめ、千秋学園の職員には大変お世話になった。学校教育導入と千秋学園の処遇が両立するように教育課程を組むことの難しさに頭を抱えたり、関係機関相互の調整に苦慮していたりすることもあったが、その度に励まされ支援をいただいた。また、翌年千秋分校が開校し教頭職になってからも、その支援に変わりはなく現在に至っている。

① 業務連絡会議

学園と分校相互の業務について共通理解する会議を毎月設けている。学園側からは、園長と指導班长、管理班长が、分校側からは、教頭と教務主任が出席し、意思の疎通を図っている。

② 朝礼

千秋学園主催の朝礼が毎朝体育館で行われ分

校教員も全員出席する。

③ 寮報告

朝礼後、前日の諸活動から当日の朝までの寮での生活ぶり、健康に関すること、処遇に関するなどで報告がなされ、分校教員も巡回当番者以外全員参加して報告を聞く。気になる児童・生徒の動きをつかんでからその日の授業に取り組む形をとっている。

④ 授業における学園職員との連携

授業には学園職員が配置され、授業を主導する分校教員と、生活支援を担当する学園職員の協同によって授業を進めている。

⑤ 処遇検討会議

学園では定期処遇検討会議を年三回実施しているが、子どもたちの処遇を知り、日々の学習指導に生かすために分校教員も同席している。

余談になるが、親和会という職員厚生会の会があり、学園と分校の職員で構成し、節目の職員厚生会の会も合同で行っている。両者の懇親を深めるよ

い機会となっている。

(二) 本校校長との連携

① 文書收受と決裁

分校宛の書類は、月曜日、水曜日、金曜日の週三回、本校に届く。校長が閲覧し検印した後、教頭が文書を受け取りに出向く。その際に作成した報告文書や提出文書の中で決裁が必要なものは持参する。校長からの指導助言は最低週に三回は機会があり、急を要する場合はその都度出向くようにしている。

② 来校の機会

○ 始業式、終業式、修了式等の儀式的行事

「校長先生のお話」があり、毎回直接子どもたちに語りかけていただいている。

○ 学園祭等をはじめとする主な行事

○ 分校職員会議

毎回出向いていただき、直接分校教員に指導助言をしていただいている。

○ 人事評価に関わる授業観察や校長との面談

(三) 教育委員会との連携

① 秋田市教育委員会との連携

秋田市教育委員会は秋田市立の学校を対象に毎年計画訪問を行っている。勝平小・中学校千秋分校もその対象となっており、指導主事を迎へ指導・助言をいただいている。

また、秋田市の一般校と同じように、秋田市教育委員訪問が隔年に一度あり、勝平小・中学校千秋分校は昨年訪問していただいた。

② 秋田県教育委員会との連携

秋田県教育委員会の出先機関である中央教育事務所は管内の小中学校を毎年一回訪問しているが、勝平小・中学校千秋分校もその対象となっており、中央教育事務所長並びに同管理主事に訪問していただいた。

(四) 五者機関との連携

準備段階で立ち上げた五者機関は、学校教育導入がなされた現在も「施設内学校に係る関係機関連絡会議」として存続している。この会議の要領

も書面で定められており、この会議の委員長は千秋学園園長が担当し、下部組織の一つである「運営調整部会」は勝平小・中学校の教頭が担当することになっている。開催の回数には年に一回程度であるが、必要があれば回数に関係なく開催することができるようになっている。これは、義務教育を導入した後、様々な懸案事項が出て耐えられるようにとの意志が働いて出来た組織である。

八 最後に

今になっても、それぞれの関係機関の方々が、勝平小・中学校千秋分校がうまくいくように、支援を惜しまず支えてくださっている様子が伺えありがたい限りである。

基本的に千秋学園は義務教育の導入があるうとなかろうと、日々粛々と子どもたちの自立のために情熱をもって職務を遂行してきている。こうした安定した基盤の上に学校教育が導入されたわけ、あくまでも土台は秋田県千秋学園と私は考え

ている。本校の校長先生が「学園あつての分校」という話をされたことがあったが、まったく同感である。

授業については、学習指導要領に沿って一般校と大きな枠組みでは同じだが、中身は「施設内校にふさわしい授業内容」ということで各教科の先生方には鋭意工夫をしてもらっている。「個に応じた指導」が最も必要とされる環境がここにはある。施設内校で一人一人に分かる授業を展開することは、何物にも代え難い教師の修行の場であるとも思う。

準備担当の業務を終えてからではあるが、義務教育導入のポイントを整理してみた。

- 子どもたちの価値ある将来に向けて情熱をもつて業務を推進すること
- 業務のゴールをイメージすること
- 最もふさわしい機関がその業務を担当すること

○ 関係機関の担当者相互が率直に意思疎通が出来ること

最後に、これから学校教育を導入しようとする関係者の方々にとつて本稿が少しでも参考になれば幸いである。

子どもたちの価値ある将来のために。

喜多原学園に学校教育が導入された経過と課題

鳥取県立喜多原学園内

米子市立福生中学校いずみ分校 教頭 土江良一

一 はじめに

平成十年の児童福祉法改正により公教育実施の義務化が定められたが、喜多原学園においては平成八年度から市内小中学校の分教室として公教育をスタートさせた。

この公教育導入の経過とその後の推移について概括すると、次のような流れを辿っている。

- ① 平成七年度以前：就学猶予措置により義務教育は実施せず。「準ずる教育」
- ② 平成八年度以降：米子市立小中学校の分教室を設置し義務教育を実施
- ③ 平成十五年度：分教室の教員配置体制を一部改善

④ 平成十六年度以降：中学校分校設置による教員体制充実・抜本的改善

これら義務教育実施体制の改善は、同時に寮舎・本館等の改築並びに処遇体制の充実と併せて、学園の全体構想として逐次「検討委員会」が設置され検討が重ねられたものである。

以下、「分教室」「分校」設置に至る経過と現状、及び今後の課題について詳しく述べてみたい。

二 分教室開設

(一) 設置決定までの背景と経過

昭和の時代においては、全国の大方の施設同様当県でも「準ずる教育」を実施してきたが、「準

ずる教育」の中身を見ると教材備品等も貧弱であり、これの整備と時間講師の補強に努めてきた。

平成の時代に入り、入所児童の教育権の保障が叫ばれ始め、入所児童の減少傾向が顕在化してきた。また、学園の建物の老朽化という課題もあり、当園では昭和五十九年から改築についての要望を行ってきた。

こうした中、昭和五十九年と平成三年の二度にわたり、決算審査特別委員会から改築の文書指摘があり、併せて教育保障についての意見も出された。それを契機として、平成四年十一月に県福祉保健部と県教育委員会をメンバーとして喜多原学園の改築・教育権保障・指導体制の見直しに関わる改築と教育体制の検討委員会が設置され、諸問題に対する基本計画の策定が図られた。

検討委員会は平成四年十二月から平成六年八月まで五回開催され、この間長野県、島根県、徳島県の先進県視察を行った。

平成五年末に改築検討委員会から「改築基本計画」が報告されたが、この報告書の中で、公教育の導入について、次のように結論づけられた。

「鳥取県立喜多原学園改築基本計画」から抜粋
学習指導体制

現在は、就学猶予の扱いで、学校教育を受けることができず、施設内において、教護と非常勤学科指導員により学校教育に準ずる教育を行っている。しかし、高校進学や就職に向けての十分な学習指導を行えないほか、退園後、家庭や地域に円滑に入れるような訓練が十分でない。

全国的には、五十七施設の内、九施設が分校・分教室方式により、学校教育を導入しており、十四施設で、導入が検討されているほか、全国教護院協議会が、厚生省に対して、学校教育導入を強く陳情している。

こうしたことから、喜多原学園においても、教育保証の観点から、所在地の小中学校の分校・分教室制度による学校教育の導入が必要である。今後、学校教育の導入にあたっては、市町

村教育委員会や小中学校と十分に検討する必要がある。

この委員会の議論の中で、教育委員会は当初、国の補助金対象にならないとして導入に消極的であった。その時、公立病院に長期入院する児童・生徒の教育保障がなされているのに、どうして教護院入所児童の教育保障ができないのかとの指摘があり、「心の問題を有する児童」という位置づけでの教育保障が検討された。その結果、当学園の入所児童が少ないこともあるので、分教室制度による学校教育導入の方向が出されたのである。

この基本計画を受け、喜多原学園教育体制検討委員会が設置され、公教育導入の具体的内容を検討し、平成六年に「喜多原学園教育体制検討報告書」がまとめられた。

この報告書に基づき、平成七年中に所在地である米子市教育委員会との協議を重ね、平成八年度から「分教室」による公教育の導入が決定し、併せて、寮職員の園域内居住から通勤交替制への移行が行われた。

(二) 規模・内容

① 生徒見込み

過去十年間の平均入所状況から小学生・中学生の各学年の傾向を出し、児童の問題性を考慮した上で、一学級の規模を最大十名までとして以下の編成に設定した。

小学生：五・六年生が一～二名の入所の場合、

複式の一学級一教員

中学生：十五～六名の入所の場合、一・二年

複式一学級、三年を単式一学級

② 建物規模内容

学園本館（既存教室）を使用する。検討委員会
は教育環境も考慮して、近い将来本館（校舎）の
建て替えを行うことも視野に入れ、当面は既存環
境を利用することとした。

③ 職員配置体制

小・中学校とも、基本的には教員が授業を行い、
学級担任にもなった。しかし、特に中学では全て
の教科を学級担任一名で担当することは困難であ

ること、また、各教護指導（生活・学科・職業）と一体性を持たせて学校教育を行っていくことが効果的であること等の理由により、教員免許保有教護が一部の授業を担当するかチーム・ティーチングで授業に参加することとした。

また、教員及び教護が担当しきれない音楽・家庭科等の科目については、引続き非常勤学科指導員が担当した。

④ 予算

教育備品は、初年度は知事部局が不足備品を整備し、それ以降は米子市教育委員会が維持・整備することで予算措置が行われた。

教育消耗品は、米子市教育委員会が分教室分を本校予算に組み込んで予算措置が行われた。

電気・水道料金等は、学園が予算措置を行った。

⑤ 夏休み・冬休みの体制

補習学習として、休み中の数日間について数学英語の取組みを行った。また、キャンプ・海水浴等の行事について教員も自主的な形で参加した。

三 分教室の課題

公教育の導入によって、かつての就学猶予から本校に転校という形で教育を受ける権利が一応保障されたが、まだ教育環境は不十分であった。

中学校の教科学習を教員二名で行っていくのは無理があり、一部教科を教護が担当したが、この教護に転勤があれば、たちまち教科運営ができなくなる。本校から教科指導の応援も片道八キロあり負担が大きい。

学園職員の授業参加と時間講師の予算措置については、次のような問題もあった。

① 学園職員の授業参加について、授業時間との関係から勤務調整に苦慮する。

② ティーム・ティーチングに当たって、職員
の年休・出張・医療的配慮・研修科対応等に
より指導対応の維持が困難な場合が発生する。

③ 時間講師の年間報酬が八四〇時間と制限さ
れており、授業時間・指導上の調整会議・成
績会議・教育関係諸行事出席への時間調整が
困難である。

このように、分教室体制には多くの困難があり、十分な教育保障となっていないことから、公教育の実施体制の充実について、再三県本庁・県教委に働きかけを行ってきた。そこに、折しも老朽化した本館改築が喫緊の検討課題として浮上し、併せて運営体制や教育環境を検討するため「喜多原学園あり方検討委員会」が県本庁に設置された。そして、この報告書中で、公教育実施体制の現状について次のような問題提議がなされた。

「鳥取県立喜多原学園のあり方に関する報告書」（平成十四年三月）から抜粋

教育体制の充実強化について
(略)

〔状況〕

教員二名（内一人は県の加配）

数学、社会、国語、英語、道徳担当
非常勤講師

音楽、理科、美術、家庭科、華道担当

（その他の技術、体育、書道については指導職員が実施）

右のとおり教員二名の体制では、教員が十三科目中五科目しか対応できていない。

また、喜多原学園の指導職員は、昼間はローテーション勤務で男子、女子の各寮に二、三名ずつ勤務しているところであるが、その中で学科指導への対応並びに中卒児の児童に対する指導を行う必要があることから、学科にあたる指導職員にはかなりの負担が掛かっている。

したがって、学校教育の充実、喜多原学園の指導職員の負担軽減を図るためにも、教員の人員増が必要不可欠であり、今後教育委員会とその必要性和実現に向けて検討をしていく必要がある。

四 分校開設

「鳥取県立喜多原学園のあり方に関する報告書」を受け、改築計画の策定とともに、公教育の実施体制についても、中学校分校設置の方向で検討が開始された。

検討に際し、最初に問題となったのが施設所在市町村立の中学校の分校とするか、県立学校を併設するかであったが、これについては次のように考え方を整理し、最終的には米子市立中学校の分校として設置することとなった。

米子市に市立学校の分校設置を要請する考え方

県立の児童自立支援施設であることから、喜多原学園に県立小中学校を併設する方式も義務教育体制充実の一方策として考えられるが、以下のような理由から米子市に対して市立学校の分校設置を要請し、国庫負担対象の標準法定教員を活用した教員の増員（内一人は教頭）配置による体制充実を図ることとしたい。

① 入所児童生徒への教育的配慮からの必要性

県立小中学校を併設し就学させた場合、在学履歴（卒業証書、履歴書等）から施設入所者であることが明らかにするため、入所児童生徒への教育的配慮の観点から市立学校の分校設置による対応が適当と考えられること。

② 米子市の小中学校設置義務からの必要性

小中学校の設置義務は市町村にあり、県立小中学校への就学を強制できないことから、施設入所者（保護者）が希望すれば市立小中学校に就学させる必要があること。

③ その他

その他にも、市町村の小中学校運営費等について国の交付税措置が行われていること（県に対する財政措置なし）もあり、他県でも県立児童自立支援施設に市町村小中学校の分校又は分教室を設置して学校教育を実施している状況である（本県も同様の考え方で平成八年以降分教室設置で対応）。

こうして分校設置の基本が決定し、設置に係る具体的事項について、関係機関による協議と先進県視察を実施し、主要な事項については後述の協議結果に記載のとおり決定し、米子市長と鳥取県知事の確認書を締結した。(資料1)

(一) 関係機関

○教育機関

米子市教委学校教育課

鳥取県教委小中学校課

同西部教育事務所

○本庁所管課

子ども家庭課・喜多原学園

(二) 協議会開催

平成十六年一月から二月にかけ三回開催。

別途ペーパーによる協議を実施。

(三) 先進県視察

島根県・高知県・愛媛県

(四) 協議結果

① 分校の名称

米子市立福生中学校「いずみ分校」

(米子市長承諾済)

② 学級数

新年度当初に新一年生が在籍していない状況では、学級数は一学級(三年生と二年生の複式)となる。

複式の基本的な考え方は、下の学年からくくっていくため一年、二年、三年生がいる場合では一年・二年学級と三年学級の二学級となる。これに、障害児が在籍していればその学級が増える。

従って、現時点の在籍者から新年度配置をすると普通学級一、情緒障害児学級一、知的障害児学級一となる。なお、年度中途の学級編制の変更(増減)はある。

平成十六年三月一日現在在籍人員

			小学
総数	0	3	中1
情緒障害児（再掲）	0	1	中2
知的障害児（再掲）	0	0	中3
		0	中卒

③ 教員配置

上記学級数を前提とすると、教頭一、教務主任一、生徒指導一、学級担任一、情緒障害児担任一、知的障害児担任一及び本校に喜多原分校配置二となる。

教頭一、教務主任一、生徒指導一は変わらないが、学級数に応じて、職員数が変わるということである。配置は、法的配置（「教職員定数の標準に関する法律（略称）」）であって、運用では多少柔軟にできる。

五 今年度の現状について

以上述べてきた経過をたどって分校が開設されてから今年で五年目を迎えた。平成二十年度は児童数三名のスタートだったため、教頭一、教務主任一、生徒指導主事一、教科補充のための非常勤講師一、本校からの教科指導一の常勤教員三名の配置であった。年度途中に特別支援学級（知的障害）に在籍していた児童が入所したため一クラス増となり、常勤講師が二名配置され計五名の常勤者で運営している。

以下では今年度感じている分校での成果と課題について述べてみようと思う。

（一）今年度の成果

① 学園職員の授業補助による個別指導の充実

授業は基本的には複式の形態で行っている。学年をまたがり学力にもかなりの差がある児童たちを同時に教えることは容易ではない。学園職員の授業補助によってこの部分をかなりカバーしても

らっている。実際昨年度（平成十九年度）は十四名の三年生のうち十一名が高校を受験し、八名が合格している。（受験直前に原籍校に帰って受験した生徒も含む）今後もこの体制を続けていきたいと考える。

② 分校での学習と寮生活との連携

分校での学習と、帰寮してからの自学の時間の学習内容を統一することはもちろんだが、分校で見られる問題点（例えば、主語、述語のない単語だけでの会話や、感情を表す日本語特有の言い回しなど）を、寮での生活の中で同じ視点をもって指導してもらうことで効果を上げている。特に入所児童の特徴として感情を表す言葉が少ない事があげられる。「腹立つ」「キレル」「別に」などの単語で済ませてしまわず、「○○が××したことに△△だ」「○○を××したことが△△だった」など、国語の授業と連動させ、定着させることは家庭では難しくても、寮生活なら可能な事であるように感じる。

③ 長期休業を使った補習授業の充実

複式の形態で一番困るのは教科書を使った授業が困難なことである。長期休業で学年別に教科書を使った補習を行うことによって、いつ原籍校に帰っても対応できるようにしている。分教室では教員数が足りなかったが、分校になって対応が可能になった。

(二) 今後の課題

① 教員数の不足

ご存じの通り教員の定数は年度当初の児童数で決定される。三年生が進学その他で退所した、四月、五月は児童数の最も少ない時期になる。その時の児童数で教員が配置されるため、定数が少なく、免許外申請や臨時免許を取得することによってようやく新年度がスタートできる現状がある。年度途中で必ず入所児童があり、児童数が増えていくことは明らかなので、最初からある程度の見込み数での教員配置を働きかけていきたい。

② 複式学級の解消

前述の分校開設の際の取り決めで、生徒数によって複式学級による指導が行われている。実際に授業を始めてみると、その指導には大変な困難がある。全員にあつた授業内容の精選、教材作り、指導方法の工夫など、教員は大変な苦勞をしている。一人でも児童がいる学年は単学級で指導できるように関係諸機関にも働きかけながら変更していきたいと考える。

③ 学園指導部職員と教員の連携

現在も授業や行事を中心に連携を図りながら物事を進めているが、より深い連携のやり方がないかと模索する。学園指導部職員は平均で二十代の若い職員で構成されている。一方教員はベテランが多い。教員が培ってきた生徒との接し方や指導法のノウハウを指導部職員に伝授したり、若いからこわかる「今どき」の児童の考え方や行動を教員に伝えてもらったりする機会を増やしていきたい。

六 おわりに

喜多原学園改築工事が来年度完成し児童にとって快適な環境が整うこととなる。教室にも空調が入るような設備となる。その中で福祉と教育が一体的に行われ、より充実したものになるよう教員、学園職員は一層努力していきたいと思う。

資料 1 米子市長と鳥取県知事の確認書

鳥取県立喜多原学園への米子市立福生中学校分校設置に関する確認書

鳥取県（以下「甲」という。）と米子市（以下「乙」という。）とは、平成16年4月に喜多原学園に福生中学校の分校を設置することに伴い、平成8年度喜多原学園への分教室設置に際し、甲と乙との間で合意した喜多原学園の分教室開設に伴う経費負担の考え方（別記）を基本に、分校運営に係る経費について次のとおり確認する。

1 分校運営費

(1) 甲が負担する経費

喜多原学園の児童生徒一人一人が使用する学用品等

(2) 乙が負担する経費

ア 教材備品の修繕及び更新に要する経費

イ 学級数及び児童生徒数の増加に伴う教材備品の追加購入に要する経費

ウ 分校運営及び学校教育の実施に要する諸経費

2 校舎、体育館、プール及び職業指導館（以下「校舎等」という。）の維持管理経費（光熱水費、修繕費等）

甲が負担する。

3 校舎等の米子市による使用

甲は、鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27条）第10条第4号の規定に基づき、乙に校舎等を使用させるものとする。ただし、校舎等を教育活動に支障のない範囲で、甲が使用できるものとする。

4 校舎等の改修・改築経費

校舎等の改修又は改築が必要となった際の改修・改築経費は、甲が負担する。

5 その他

この確認書に定めるほか、分校運営に係る経費負担について疑義が生じた場合には、両者が協議する。

平成16年 3月 26日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 片山 善博

乙 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地
米子市
米子市長 野坂 康夫

資料2 経費分担

(別記)

喜多原学園の分教室開設に伴う経費負担の考え方

平成8年2月

1 分教室の開設（平成8年4月1日～）

喜多原学園分教室	学級数	本 校
小学生クラス	1	米子市立福生東小学校
中学生クラス	2	米子市立福生中学校

2 経費負担の考え方

(1) 県（児童家庭課）で負担する経費

- ① 開設に伴い必要となる教材備品（別紙のとおり、平成8年3月整備）の購入費
- ② 分教室の維持管理（光熱水費等）に必要な経費
- ③ 学校教育に必要な児童、生徒自身の教育用品等

(2) 教育委員会（米子市）で負担する経費

- ① 開設後の教材備品の修繕・更新に要する経費
- ② 学級数及び児童数の増加に伴い、教材備品を追加購入する経費
- ③ 教員の業務に要する諸経費
- ④ 学校教育に必要な消耗品費等

(3) その他、上記以外に分教室運営に必要な経費の負担は、双方で協議を行う。

資料3 学園と分校の業務分担

【別紙】

16, 2, 23

喜多原学園「いずみ分校（仮称）」業務分担（案）

担当主機関（主査）◎

共同参加・補助 ○

	学園担当	学校担当	説明（補足）
<p>日課及び週間行事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登下校の移動引率 ・昼食指導 ・本館掃除 ・本校朝礼の運営 ・部活動、クラブ活動 ・学級補助 	◎ ◎ ○ ○ ○ ◎	○ ○ ◎ ○ ○	<p>昼食への移動を含む 児童との共食 教職員と下校引率職員が指導 週毎に交互に担当 中体連種目・施設協議会種目 学習効果の向上を目的（臨機）</p>
<p>学期毎の式典</p> <ul style="list-style-type: none"> ・始業式・終業式の運営 ・教育処遇会議 	○ ○	◎ ◎	<p>教職員が司会進行 学期毎の成績会議</p>
<p>年間行事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツテスト ・身体測定 ・健康診断 ・修学旅行 ・遠足 ・プール指導 ・海水浴 ・クリスマス会 ・とんどさん ・各種スポーツ大会参加 ・水泳記録会 ・園遊会（春・秋） ・大山登山 ・いもほり交流会 ・スキー教室 	○ ○ ○ ○ ○ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ○ ○ ○ ◎ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	<p>学校行事 学校行事 学校行事（校医による健診） 学校行事、学園補助（引率） 学校行事、学園補助（引率） 学園行事、学校補助 学園行事（夏休み期間） 学園行事 学園行事 学園行事（少年野球、歌合、女子バレー） 学園行事、学校補助 学園行事、学校は学習発表会 学園、学校共同行事（学園主査） 学園、学校共同行事（学園主査） 学園、学校共同行事（学園主査）</p>
<p>その他行事等の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉展作品づくり ・敷地整備作業 ・家庭裁判所と中学校連絡会議 ・福祉・教育関係機関合同研修会 ・中学校生徒指導部会 	◎ ○ ○ ◎ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	<p>学園主査、学校参加 学園、学校合同取り組み 学園、学校双方参加 学園、学校双方参加 学園、学校双方参加</p>

若夏学院における学院と分校・分教室の連携について

沖縄県立若夏学院
児童自立支援専門員 海野高志

I はじめに

私が勤める沖縄県立若夏学院は、日本の最南端に位置する児童自立支援施設である。男子寮二寮、女子寮一寮の計三寮、三十八名運用定員の小規模な施設は、首里城公園から二キロほど東の住宅街の中にある。戦前の私立球陽学園としての歴史を断つように、唯一の地上戦を経験した沖縄戦とその後、米軍統治により、他府県とは少し異なった歴史的経緯を持つ。そのひとつは、夫婦小舎制の経験がない点である。本稿では勤務形態がテーマではないが、私のような者がこの原稿を書くことになったのは、五ローテーションの交代制勤務と行政職とほぼ同様の人事ローテーションにより、現在、学院連続勤続年数が最も長いためである。

私は、いわゆるウチナンチュ（沖縄人）ではない。横浜の大学を卒業後、千葉の知的障害児施設の職員を経て、再度学生として沖縄の地にやってきました。横浜で学生をしていたころから沖縄の風土と人の温かさにほれ込み、いつか暮らしてみたいという気持ちはあったが、実際に住んでみると、外から眺めていては気づかなかつた厳しい現実がそこにはあった。

本稿は、まだまだ若葉マークの一人の児童自立支援専門員からみた、若夏学院と若夏分校・分教室の連携の現状と課題を交えまとめるものである。そのため、公教育導入当初の熱い思いやそれにまつわるエピソードは私にはまとめることはできないが、さまざまご意見、ご質問を寄せただけであれば幸いである。

II 若夏学院における

分校・分教室設置の背景と経緯

一 沖縄県・那覇市の児童の現状と支援背景

前述のとおり、私は他府県出身であり、沖縄といえど、青い海・白い砂の豊かな自然環境とともに、強い地縁・血縁によるユイマール(相互扶助)の精神が色濃く残され、その中で子どもたちがのびのびと成長しているというイメージを持っていた。しかし、現実はそうではなかった。

不登校率を比較すると、沖縄県も全国平均並みもしくはやや少ない(平成十七年度の統計では、中学校が全国平均二・七五%に対し沖縄県二・五%、小学校が〇・三二%に対し〇・三〇%)が、注目すべきは不登校が継続する理由である。

不登校の類型にはいくつかあるが、沖縄ではこの「あそび・非行」傾向不登校児が非常に多い。平成十四年度の調査によると、那覇市内中学生の不登校に占める「あそび・非行」傾向不登校の割合は、約四十二%と、全国平均の約十二%に比べ

約三・五倍にのぼる。

その背景には、ひとり親世帯が多く、生計のため夜間就労を余儀なくされ、子どもが恒常的ネグレクト状態におかれ、朝早く起きる、朝食をとるという生活習慣が身につかないこと。さらに、兄弟が多く、上の子が非行文化に染まると、下の兄弟にまで早期にその影響が及ぶことがある。

その現状から那覇市教育委員会では、平成十五年十一月に「あそび・非行」傾向不登校児等学校外での指導や相談を必要とする児童に対し、日中の居場所を確保し必要な支援を行うために「教育支援室」を設置した。翌平成十六年四月に、「あそび・非行」傾向不登校三年以内ゼロを目指して「やる気・元気サポート室」を設置し、児童の問題行動に関して学校や保護者、児童に対し指導・助言及び支援している。「教育支援室」も「自立支援室・きら星学級」に名称を変更し、学校サポートチームの職員が必要に応じて直接中学校に向いて支援を行っている。この「やる気・元気サポート室」の設置以降、那覇市教育委員会の本院への、関心が高まり積極的支援がはじまった。

二 分校・分教室のあゆみ

正式に生活福祉部長から教育長へ公教育導入の要請が行われたのは、平成五年十月のことである。その後、平成六年十二月の生活福祉部長と教育次長との話し合いにおいて、将来的に分校または分教室設置の方向で検討することが確認され、派遣教員制導入の検討と先進県の視察を経て、平成八年度から三名の教諭を迎えて公教育実践の第一歩がスタートする。そして、平成十三年一月、中学校分校設置準備のため教頭職が配置され、平成十三年度から城北中学校若夏分校が、翌平成十四年度から大名小学校若夏分教室が設置され、公教育が正式導入された。

平成十三年度は、八名(常勤七名、非常勤一名)体制でスタートした教員体制も、次ページ表1のように移り変わり、平成二十年九月現在、十三名(常勤十二名、非常勤一名)体制で運営している。

正式配置の教員以外に、平成十六年度から平成十八年度まで、那覇市教育委員会「やる気・元気サポート室」から学校支援サポートチーム支援員

を優先的に派遣されるなど手厚いサポートが得られている。さらに、スクールカウンセラーが城北中学校本校から二名、月一回ずつ派遣されており、小学校分教室や特別支援学級に読み聞かせボランティア「ゆいの会」が週一回来院されている。

また、配置される教員も非常勤講師から臨任、そして正規採用の教員へと徐々に変化してきた。

このことは、今年八月に人事関係のヒヤリング・意見交換のため、県那覇教育事務所長、人事担当主幹らが来院し、教員の配置についての配慮の説明があったとのことからも学院への関心の高さが伺われる。なお、現所長は、学校教育準備期に県教育委員会側の担当としてかかわった経緯もある。

学級数は、かつて小学校分教室、中一・二年複式、中三の基本的に三学級体制が継続されていたが、平成十八年度に特別支援学級が設置され、今年度九月より中一・二年が単式になり五学級体制となった。学級増は、単に学年別の授業ができるというメリットだけでなく、配置教員数の増加につなげるため、専科の教員が増える。今回の学級増で九教科すべての専科教員が配置された。

本来は、五月一日現在の学校基本調査での生徒数が学級数の基準であり、年度途中に生徒増があり複式解消できる数（二学年で九名以上）になっても複式が解消されない。しかし、本分校ではこれまで、教員数はそのままで学級分離を試験的に行ってきた。そこで、院長と分校教頭が県教育事務所等へ出向き、施設の実情や児童数の推移を提示しながら、学級増を再三要請してきたところ、財政難の折にもかかわらず教員増が実現した。県教育庁、那覇市教育委員会の理解と協力を得られている証拠といえよう。次年度からは、年度末の時点で児童相談所から措置予定人数の情報を提供して頂き、学級数に反映させる予定である。

三 分校・分教室が導入されて変化したこと

分校・分教室の導入による大きな変化として、学校教育関係の外部行事への参加がある。

つい先日、昨年から参加している那覇地区の地区陸上の引率に行った。昨年は一名のみの参加であったが、今年は四名が参加した。練習を一月ほ

	教員数	臨任	非常勤	教頭	国語	社会	理科	英語	音楽	家庭科	技術	保健体育	美術	全教科	特別支援	養護	小学校	学級数	1年	2年	3年	特別支援	小学校	四月児童数	十月児童数
H8	3					2											1							19	15
H9	3					2											1							22	17
H10	3					2											1							17	16
H11	3					1											1							23	22
H12	4		1			1											1							11	17
H13	8	1	1	1		1				①						1	1	3	●	●	○			14	25
H14	10	2	1	1		1				①		1			①	1	1	4	●	●	○	○		27	21
H15	10	2	1	1		1				①					①	1	1	3	○	○		○		18	18
H16	9	1	1	1		1				①					1	1	3	○	○	○		○		17	25
H17	11	3	1	1		1				①		1	①	①	1	1	3	○	○	○		○		14	19
H18	13	3	2	1	1	①	1	1		①	1	1	1	1	1	1	4	○	○	○	○	○	○	26	31
H19	12	1	1	1	1	1	1	1		①	1	1	1	1	1	1	4	○	○	○	○	○	○	29	31
H20	13	2	1	1	1	1	1	1	1	①	1	1	1	1	1	1	5	●	●	○	○	○	○	20	28

(表1) 分校・分教室の教員数と学級数・入所児童数の変遷
 ※ ①：非常勤講師、1：臨任教員、①・1：年度途中からの配置。 昨年度から特別支援学級担任は理科の教諭が兼任。
 ●は、年度途中からの学級分離。

ど前からはじめ、挫折しつつも参加することで達成感を十分に受けたようである。

その他にも、体育行事としては春の中体連に男子は野球、女子はバドミントンで参加している。

また、文化行事では、昨年从那覇ハーリーへの参加、那覇市教育委員会総合青少年課が主催している生徒の居場所作りを積極的に進めることを目的としている²。「やる気・元氣フェスティバル」は「へのバンド参加がある。

本来の児童自立支援施設の立場から考えれば、外部の行事への参加はいくつかのリスクが伴う。

そのひとつがプライバシー保護の面である。若夏学院では、将来にわたり今回の入所が児童の利益にならないように入所時に若夏分校・分教室へ転校となるが、指導要録には本校への転出としている。高校受験に際しても、前籍校に学籍を戻し、前籍校からの受験を行っている。しかし、中体連や地区陸上へ参加することで、出場者名簿に「若夏分校」と記載されてしまう。そのことが児童へどの程度の影響を与えるかは不明だが、考慮すべきことである。現在のところ、トラブルや他



<那覇ハーリーの様子> 手前の船が若夏学院。

校からの苦情等は寄せられていない。

また、外部の非行文化から離れた環境の中での治療的なかかわりをしていけるにもかかわらず、外部行事に参加することで、児童自立支援施設の処遇効果を損ねてしまわないかという懸念もある。

しかしながら、外部の行事参加は児童にプラスの影響を与えていることに確信を持ちつつある。このようなりスクを軽減させる工夫をしながら、意図的に良い経験をさせるようにしていきたい。

若夏分校・分教室が参加した（近年中に参加予定または可能なら参加したい）

学校教育関係行事

- 4月：全国学力学習状況調査
- 5月：那覇ハーリー
- 6月：那覇地区中体連夏季大会
那覇地区特別支援学級合同宿泊学習
- 7月：やる気・元気フェスティバルinなは
- 9月：那覇地区特別支援学級卓球大会
那覇地区中体連陸上大会
- 11月：**県産業教育フェア**
那覇地区中学校文化祭
- 12月：那覇地区特別支援学級陸上大会
やる気・元気旗頭フェスタinなは

※太字：近年中に参加予定
または可能なら参加したい行事

Ⅲ 児童自立支援施設における 特別支援学級の意義

一 学院における特別支援学級設置の経緯

全国的に見ても特別支援教育を受けるべき児童が児童自立支援施設に入所していることは多くの施設であることだが、特別支援学級を分校・分教室に設置しているところは、少ない³。本学院でも特別支援学級が設置された平成十八年度以前にも特別支援教育を受けるべき児童は複数名入所しており、特別教育支援ヘルパーや情緒障害児学級補助員が派遣されてきた経緯がある。

平成十七年四月、私は男子寮である富士寮に着任し、当時小六のEを担当する。Eは、小学四年の十二月より入所。児童養護施設での不適応が入所の主訴で、寮内でのトラブルメーカーであった。幼稚園から障害児保育を実施し、小学校では情緒障害児学級に所属していた。前年までは、小学校分教室に複数名の児童が在籍し、Eを馬鹿にしたり、パニックに陥るようなことをしたりと大混乱

していたが、その年度当初は、Eのみの小学校分教室であった。

前籍校訪問をする中で、特別支援学級との交流の必要性を感じた私は、早速、分教室担任・分校教頭と相談し、那覇市教育委員会へ院長とともに特別支援学級の交流行事への参加協力の依頼に伺う。その成果として特別支援学級の地区交流会や宿泊学習会に部分参加することができた。

夏休み中に、特別支援学級出身の児童二名が相次いで入所。それを受け、那覇市教育委員会に特別支援教育ヘルパーの派遣申請を行い、派遣が決定。実質的には特別支援学級のな学級として小学校分教室を運営する体制ができた。

一方で、次年度の分校での学級配置についても議論されたが、Eらが複式学級の中一・二の学級に在籍することは学力的な問題だけでなく、人間関係においても問題が頻発することが予測された。また、教員配置の面からも、加配が期待されるため、児童の適正就学検査を那覇市教育委員会に要請することとなり、特別支援学級相当の結果となった。そのことを受け、特別支援学級設置の要請

を行い、平成十八年度に、特別支援学級が「二組」として設置された。

二 児童自立支援施設における

特別支援学級の可能性と弊害

「特別な支援が必要」という意味から考えれば、児童自立支援施設に入所する児童の状況から見ればすべてに特別な支援教育が必要で、すべての学級が特別支援的学級となり、あえて分ける必要はないとも考えられる。

しかし、知的障害や発達障害を持つ児童をサポートするためにはそれなりの人的環境と指導方法が必要だと考えられる。特別支援学級ができたことで、学級増となり、配置される教員もおのずと増員される。また、普通学校の特別支援学級との交流会などの行事への参加も可能になった。

児童自立支援施設に入所する多くの児童は自尊心が低いが、特別支援学級に通学する児童はさらに低くなる傾向がある。特別支援教育の枠の中で、寮生活の中で積み上げにくい成功体験を積み上げ

る場にはなると思われる。その一方で、「二組」をバカにする児童もおり、自分が特別支援学級にしていることを恥じる児童もいる。「一組（普通学級）に行きたい」という児童もいる。

県内の多くの学校で特別支援学級のことを「なかよし学級」などと呼ぶが、「二組」という名前にこだわったのもそのあたりからである。

特別支援学級ができ、支援の幅も広がった分、どちらの学級に所属させるかという新たな課題が時にわれわれを悩ませることになっている。若夏学院では、児童の希望や学力、IQ等の心理検査の結果などを児童相談所からの情報、前籍校からの情報などを加味して、児童にとって最善と考える学級配置を行っている。

IV 学院と分校・分教室の連携

一 学院と分校・分教室の連携の現状

(一) 日常的な情報共有における連携

日常的な情報共有は、朝八時一〇分に生徒指導主事が各寮を回ることから始まる。前日下校時に各寮に配布した「がんばりシート」を回収しながら、昨晩からの様子を簡単に引き継ぐ。

「がんばりシート」は、授業態度や服装、忘れ物などが項目別に毎時間チェックされており、分校での指導のツールであるとともに、寮職員にとっても分校の様子がよくわかる便利なツールである。引き継ぎの内容としては、児童の体調や特別日課生の有無、登校前に伝えておきたいことなどである。ほんの一・二分の立ち話だが、これが重要で、当直明けの職員が分校の時間割の変更などを確認するだけでなく、八時二十分ごろから毎朝行なわれる分校教員のみで教員朝会で情報共有されるため昨夜のちよつとした変化（無断外出の危

険性や人間関係のトラブル)も全教員に伝えることが可能である。

八時二五分頃に登校。登校時に教員が分校で児童を出迎える。朝学習、一校時をしている間に、九時から学院側の職員朝会が行われる。分校から教頭の他最低一名以上の教員が参加し、前日の分校の様子や今日の予定などが報告される。今年度から生徒指導主事が毎日ペーパーを作成し、分校の様子等を配布している。職員朝会後には毎日児童朝礼が行われており、分校・学院寮職員が参加している。

授業は、午前中に四十分授業を五時間詰め込んで、一三時一〇分に下校。下校時に、「がんばりシート」が配布される。下校後、昼食準備をし、昼食となるが、すべての教員が毎週一回、寮で昼食をとることとなっている。また、それ以外の教員の多くが、事務所で昼食を取り、遅番や明番の寮職員との情報共有の場、交流の場となっている。午後日課へは可能な限り教員にも参加いただきたい。月・水・木はスポーツ日課、火は寮別美化作業、金は農耕作業である。毎週火曜日は会議

や全体行事が開催される。

午後日課の後も、分校教員は補習課題を寮に持

〇〇寮(〇年〇組)

平成20年 ()月()日 ()曜	制服			言語		学習				その他				備考					
	1 制服(体育着)	2 シャツ出し	3 腰バン	4 スカート丈	5 指先に使わない	6 ポタン	7 ベルト(リボン)	8 靴のつぶしばき	9 あいさつ	10 です、ます	11 ノート	12 筆箱	13 ファイル		14 授業態度	15 風力	16 いじめ	17 暴言	18 つばはきすて
朝の学習																			
1校時																			
2校時																			
3校時																			
4校時																			
5校時																			

分校で使用している「がんばりシート」

ってきたり、児童と面談したり、交流したり、バンド練習をしたりして夕食時間近くまで寮に帰ることも多い。

(二) 授業時間における連携

授業は、教員が可能な限りチームティーチングを組みながら展開している。以前までは、技術や家庭、美術などで寮職員がヘルパーに入ることが求められていたが、日常的な事務作業や行事の準備、関係機関等の調整、特別日課生の対応などに寮職員が追われるため対応しきれないことが多くあった。現在は、原則は教員で調整しながら授業をまわし、寮職員の手がすいている時や、職員朝礼で分校側から要請がある場合は、授業参観をしている。

また、今年九月から完全単式体制が始まったことにより、大学生の学習支援ボランティアの受け入れを始めている。実習生や行事ボランティアへの呼びかけの他、大学に向いての要請や職員の出身大学の後輩への呼びかけ、実習指導教員への呼びかけ等によりボランティアを確保している。

現在三名の教職を目指す学生が教頭と支援に入る時間を調整しながら週一日程度ずつ分校の授業に参加している。今後、受け入れを増やしていきたいと考えている。

◎ 取扱注意

☆☆☆☆ 分校生徒指導 ○○○○

変・分校での様子(平成○年○月○日○◎)

◎各寮の様子

富士寮	泉寮	弥生寮
在籍 △人、現員 △人	在籍 △人、現員 △人	在籍 △人、現員 △人
復帰訓練(○) 無外(○)	復帰訓練(○) 無外(○)	復帰訓練(○) 無外(○)
訓練(○) 鑑別(○)	日課(○) 鑑別(○)	日課(○) 鑑別(○)

◎保健室利用状況

☆☆☆☆左足首の痛み 8:50来室、E7アロ川で処置		○◎◎◎不満の訴え、目の痛み
-------------------------------	--	----------------

◎生徒動向等(教育相談、オリエンテーション等)

△△△△教育相談14:30		
---------------	--	--

◎分校内での様子

(1) ○◎について

- ・組からイライラしている。目の痛みもあってか?
- 対応→養護教諭が話を聞きながら対応。一時間保健室で話をしたら良くなった。

(2) ○◎について

- ・組からやる気がない。1校時もやらない。2校時は勝手に寮に帰る。寮内で「絶対分校に行かない」と聞かない。寮長に対応してもらい登校する。
- 対応→寮と連携し様子を見る必要あり。○◎と一緒に無外する可能性あり要注意。

(3) ★★の清掃活動について

- ・トイレの清掃活動。とても頑張っていた。是非褒めて欲しい。

(4) 1年技術の態度について

- ・1年生技術(男子) 頑張っていた。

◎その他(連絡等)

・忘れ物等で、女子児童が×を二個もらった生徒が三人いる。寮と連携とって放課後写本。

分校生徒指導から毎朝配布される分校での児童の様子

(三) 分校内で問題が起きたときの対応

原則として分校内の問題は、まず分校で対処するのが原則であるが、分校での対応が困難な場合、または、寮職員が介入した方が円滑に解決される場合は寮職員も介入する。介入の際に、できるだけ事前に状況を共有し、指導に入る場合は必ず双方が入るようにしている。その上で、状況に応じて寮職員が対応を引き継ぎ、分校の方は早退扱いとしている。早退にまで問題が深刻化しない場合は、教室に戻し授業を継続している。また、当事者同士の謝罪や違反行為に対する指導についても協議をしながらその場を設定して行なっている。

(四) 院内会議における連携

下にまとめたように、全職員が参加して行われる月一回の全体会議や指導班職員と教員が参加して行われる月二回の合同会議への参加はもちろん、毎週各寮で行われる寮担当者会議は議事録が供覧される。また、児童自立支援計画会議やケースカンファレンスには、児童の担任、生徒指導主事、教頭も参加し、資料作成の際にも意見を求めている。

る。

(表2) 院内会議の内容

名称	頻度	構成員	議題
職員朝会	平日 毎朝	院長、両班長、分校教頭 指導班職員、分校教諭	当直明け職員より児童の健康状況、指導状況が、各部より連絡事項が報告され、当日の日課を決定する。
班長会議	月1回	院長、両班長、分校教頭	学院の運営に係わる事項を検討する。
寮長会議	月2回 程度	院長、指導班長、各寮長	指導班の運営に係わる事項を検討する。
指導班 会議	月2回 程度	院長、指導班長 指導班職員	指導班の運営及び児童処遇に係わる事項を検討する。
合同会議	月2回 程度	院長、指導班長、分校教頭 指導班職員、分校教諭	指導班と分校の運営で共通する部分及び児童処遇に係わる事項を検討する。
全体会議	月1回	学院全職員	文書、行事、伝達事項等についての意志確認及びその他を協議検討する。
寮担当者 会議	週1回	寮職員及び必要に応じ 指導班職員	児童の処遇及び寮運営に係わる事項について検討する。
女子 日勤会議	月2回 程度	女子日勤職員	業務の連絡調整及び行事等の諸準備等についての意志確認を行なう。
班会議	随時	各班構成員	各班に係わる事項についての協議検討を行なう。
自立支援 計画策定 会議	随時	院長、指導班長、分校教頭、寮長 寮担当職員、担当CW、指導班職 員、分校生徒指導主事、担任	児童の処遇に係わる児童自立支援計画の策定、評価等を行なう。
入所検討 会議	随時	院長、指導班長、分校教頭、受入れ 予定寮の職員、分校生徒指導、主 事、指導班職員、担任予定教諭	入所予定児童についての状況把握及び受け入れに当たっての確認等を行なう。

(五) 関係機関（特に教育機関）との連携

① 対外的な連絡会議

対外的な大きな会議として、年二回の児相連絡会と関係機関連絡会議がある。児相連絡会は、児童相談所や本庁主管課が参加しての連絡協議の場で、福祉的な話し合いが中心となるが、分校・分教室から教頭・教務主任・分教室担任が参加し、分校の各学級の様子を報告している。関係機関連絡会議は、児相、児童の前籍校、県教育庁、関係教育委員会、青少年センター等の他、第一回の会議では、県那覇教育事務所管轄の全中学校、県内の青少年センター等にも参加を要請して、かなり大掛かりに行っているが、この会議でも教頭・教務主任・分教室担任から分校・分教室各学級の様子が報告されるほか、全教員が参加して、会議終了後に各前籍校と寮職員の情報交換の場に担任を中心として同席している。

② 入所児童の前籍校との連携

分校・分教室の行事として四者面談が年二回（中三生は三回）行われている。本来の意味での

四者は、児童・保護者・分校担任・寮職員であるが、近年は前籍校教員をあわせて五者面談が行われることが多くなってきたおり、前籍校からも同じ教諭である分校担任の意見も聞きたいとの考えも強いと推測される。

また、年度初めや行事参加、復帰訓練前などに行われる前籍校訪問も分校担任や生徒指導主事が寮担当者や寮長と一緒にすることが増えてきている。前籍校との調整が不調な場合は、場合によっては生徒指導主事や担任等が調整に乗り出すこともある。同じ教員ということもあり、同じ視点で話ができ、また、過去に同僚であったり、顔見知り等ということもあって寮担当者単独で行うよりスムーズに行われることも多く見られ、児童の自立支援上、大変役に立っている。

大きな交流行事の一つに修学旅行がある。平成十五年度まで学院・分校共催により修学旅行が行われていたが、平成十六年度以降、前籍校の修学旅行への参加を要請する形をとっている。児童の参加費は学院が負担している。生徒指導主事、担任を中心に寮担当職員と協力して、その協力要請

や事前準備を行っており、前籍校との連絡調整がとともスムーズになった。

(六) 課題解決プログラムにおける連携

若夏学院では、平成十七年度から個別に課題解決のためのプログラムを要するケースについて、課題解決プログラムを実施している。その中でこれまで最も多く行なわれてきたのが性教育である。性非行は、援助交際等の女子児童の問題のみならず、性加害を犯して入所してくる男子児童も増加している。性加害児童に対しては、大阪府立修徳学院が実施している性加害再発防止プログラムと併せて、性教育プログラムを実施している。性教育プログラムで中心的な役割を担っているのが分校の養護教諭である。これまでの経験を生かし、被虐待児個別対応職員や寮職員とともに協働して治療教育的プログラムを担っている。

二 学院と分校・分教室の役割分担の課題

このように寮職員と分校との連携は現在、常にスムーズに行っているが、公教育導入当初からスムーズだったわけではない。分校側の人事ローテーションもおおむね三年のため、年度によって寮職員が主導権を握る年と分校職員が主導権を握る年とが起こってしまいやすく、また、勤務形態の違いやお互いの勤務内容についてよく知らないことから不満がくすぶっていた。

このため、平成十八年度に学院・分校あり方委員会では、学院、分校・分教室の役割分担について検討し、行事についてはある程度の方向性を決定した。運動会・学習発表会については、共催とするが、種目や発表内容については分校側が中心となつて指導し、学院側がサポートし、逆に事務的なものは学院側が中心となつて準備し、分校側がサポートすることとなった。その他の学院行事に関しては原則として学院が主となりつつも分校とともに進めることとなり、双方から担当職員を出すこととなった。また、学校行事についてはそ

平成20年度 各班の役割分担

- ・行事班 寮担当職員 分校教員
- ・農業美化班 B当番 D当番 分校教員
- ・広報班 A当番 E当番
- ・スポーツ班 全寮担当職員 分校教員
- ・学力向上班 D当番 分校教務主任
- ・学院・分校あり方検討班
 庶務班長 指導班長 分校教頭
 3寮長 分校生徒指導主事
- ・進路指導班 3寮長 3年担任
- ・生徒指導・危機管理班
 庶務班長 指導班長 B当番
 分校生徒指導主事
- ・研修班 指導班長 庶務予算担当者 A当番
- ・施設改築検討班
 院長 庶務班長 指導班長
 3寮長 女子日勤 寮担当職員
- ・県児童養護協議会 寮担当職員
- ・給食委員会 院長 庶務班長 調理員 栄養士
 女子日勤 A当番 養護教諭

の逆の考えをとることにした。
 しかし、日常的な役割についてはお互いの想いがすれ違うものもまだ残されている。そのひとつが毎朝の児童朝礼である。児童朝礼は平日の分校登校後、一校時と二校時の間に行う。内容としては、院長訓示、研究発表、週一回服装点検、日課

(表3) 役割分担別平成20年度若夏学院行事予定表

	学院のみ	学院主分校副	分校主学院副	分校のみ
4月		学院離任式、全体ピクニック	1学期始業式 着任式	
5月		児相連絡会、	那覇ハーリー	
6月		学校機関連絡会議、平和学習	中体連	ハローワーク講習会
7月	薬物乱用防止講習会 児童施設野球大会	九州少年野球大会、救急救命 法講習会、宿泊体験学習、院 内意見発表会		やる気・元気フェスティ バル
8月	ボランティア体験 夏休み院外活動			
9月		性教育講演会	4者面談 中体連陸上大会	
10 月		九州少年バドミントン大会	合同運動会	
11 月		社会体験学習 学校機関連絡会議		ハローワーク講習会 産業教育フェア
12 月		クリスマス会	学習発表会 4者面談(中3)	
1月	餅つき	駅伝大会	4者面談(中3)	
2月	プロ野球キャンプ見学	桜まつり・みかん狩り、院内意 見発表会、キビ狩り・黒糖作 り、児童施設サッカー大会		
3月		卒業生激励会	4者面談 分校離任式	

報告等である。公教育導入の際に当時の学院側から残してほしいとの要望があり実施しているが、現在は、学院側から「登校後だから分校がリードすべき」という意見もある。分校側としては、「学院職員の一部から残してという経緯があるからリードは学院がすべき」と考えている。現状としては、協力して児童朝礼を進行しているが、今後も思いがずれることも十分予測され、児童朝礼の内容も含めて、今後の課題である。

V まとめ

これまでの児童自立支援施設は、恵まれた自然環境と夫婦制を含む擬似家族的な人的環境の中で、児童が見失った自らの能力に気づき、社会や地域とより良い関係性を結ぶ力を回復するための育ちなおしの場として機能してきたと私は思う。この機能はこれからも引き続き児童自立支援施設のものとも大切な機能だと思うが、その一方で、児童が戻る地域や家庭への関係修復、関係再構築についてもより積極的なかかわりが求められている。

もしそのように機能を発揮しなければ、児童自立支援施設で回復しかけた関係性を結ぶ力を地域家庭で再び失い、再非行・非行の更なる深化を招くことになるだろう。残念なことに学院を自立達成として退所させた児童に少年院で再会してしまうことも少なくない。

より関係性を結ぶ力を回復させるためにも、施設内のケアをより確実・効果的に行うことは大前提であるが、地域・家庭との関係機関調整も大きな役割のひとつとなるだろう。

施設内の枠の中でのケアと、戻る地域・家庭との中間的な場での体験、緩やかな枠の中の成功体験（時に失敗しても良いと思うが、よりポジティブな体験）を学院周辺の地域との中で作り上げることが次の課題になるのではないかと私は思う。そのためには、より多くの機関や人との協働が求められる。

日常的な支援のパートナーとしての分校・分教室に対して、別組織であり、別の視点を持つことも理解し認めた上で、同じ目標を持ち、互いの専門性を尊重しながら協働していく関係を意図的に

結ぶことが必要であろう。

若夏学院は、平成二十年十月現在、寮舎・事務所改築の真つ只中であるが、改築後も同じ事務所内で仕事をしていくことが決まっている。これまでさまざまな場面で児童福祉と学校教育は物理的な近さだけでは埋められない違いがあった。しかし、同じ事務所内で働くという身近な関係だからこそできる協働関係もあると思う。

これからもよりよい支援を協働しながら進めて行きたい。

注釈

1) 県教育庁・那覇市教育委員会の若夏学院への関心の高さ、理解と協力の背景に、分校の元教員が県教育庁義務教育課、那覇市教育委員会総合青少年課にいることも大きい。その他元教員が異動先で児童の前籍校の教員として協力していただいている事例もある。

2) ともに那覇市教育委員会主催の行事。生徒の発表の場として相互に交流しあい、認めあい友情を深めなが

ら「生徒の居場所づくり」を積極的に進めることを目的として実施されている。

3) 平成十八年三月現在、学校教育を実施している三一児童自立支援施設のうち、特別支援学級が設置されていることが明記されているのは四施設のみ。(「全国児童自立支援施設運営実態調査」より)

4) 若夏学院では、入所二ヶ月経過した時点から段階的に家庭復帰に向けた許可外出(外泊)を実施し、児童と家族との交流を図っている。また、前籍校とは、合唱コンクール等の行事への交流を行なっているが、退所間近になると、前籍校と協議した上で、(※学校)復帰訓練を行なうことがある。児童により、部分的な行事や授業参加を始めたたり、週一度、月曜日などに許可外泊と絡めて行なったりする。その上で、前籍校への登校の頻度を上げ、家から毎日登校訓練をさせ、週末に学院に通所させ、最大3ヶ月の措置停止期間を経て、措置解除(退所)とする。

引用・参考文献

・那覇市教育委員会編 「那覇市の教育 平成二十年版」

・全国児童自立支援施設協議会編 「全国児童自立支援施設運営実態調査 平成十九年三月」

学校教育実施後の施設と学校の連携

群馬県立ぐんま学園 指導係長 藤原峰博

一 はじめに

児童自立支援施設では、学校教育の実施について長い間議論され続け、平成二年度の全国施設長会議で、「教護院（当時）の教育問題の解決は分校または分教室を取り入れる方向で解決していきたい」と厚生省（当時）担当課長が発言し、方向性が示された。

これを受けて、ぐんま学園でも論議が開始され、やがて平成六年に群馬学院（当時）運営検討委員会が設置され、平成七年度からは教員が一人配置された。その後も検討委員会は開催回数こそ少ないながらも継続された。

平成八年度になると、県の主管部内での検討を

経て県教育委員会と合意をし、県サイドの方向が定まった。同時に前橋市との交渉を開始した。

平成十年の児童福祉法改正により「施設長に入所児童の就学義務が生じた」ことから、市との交渉も本格的になり、ついに平成十七年度から学校教育を本格的に実施することになった。

当時、関東圏の児童自立支援施設の中で最も早く協議会を設置したため、他県からはいち早く実施されると見られていた。しかしながら、法改正と共に関東の他の児童自立支援施設に次々と学校教育が導入され、本学園が取り残された結果となった。

当時の担当職員にすれば、十一年という極めて長期にわたり市との交渉をして実現したもので、

感慨深いものがあつたと思われる。

さて、現在学校教育実施後四年を経過したが、まだまだ課題も多く、関係機関による「児童自立支援施設における教育構想等検討会」を設置し、継続して検討を行っている。

具体的には建物の老朽化、狭あい化している教育棟の施設整備も検討されている。このことを踏まえて今後について考えてみたい。

二 分校開設までの経過

平成七年度 県教育委員会から派遣教員一人配置
平成九年度 同 派遣教員二人に増員配置
平成十三年度 同 派遣教員四人に増員配置
平成十五年度 同 教頭が配属
平成十七年度

「前橋市立荒牧小学校、南橋中学校みやま分校」が開設。

内訳は教頭一人、小学校教員二人、中学校教員七人、事務職員一人。

三 分校の概要

別紙「分校要覧」のとおり

分校設置により教員数の充実・教材の充実・カリキュラムの充実という「三つの充実」がなされた。過去、夫婦制の主な職員が午前は教科の指導、午後はクラブ活動の指導と多忙な業務をこなしていたが、生活支援の業務に重点を置くことになったのは大きな変革であつた。

四 学校教育の実施後

(一) 高校進学者の増加

過去にほとんど学校へ登校していなかった児童が分校できちんと学ぶことを体験するようになれば、入所時には全く将来のことを考えようとしなかつた児童でも高校進学を口にするようになり、保護者を驚かせるなど進路に対する指導の充実がうかがえる。ここ数年の進学の状況は別紙のとおりである。このように県立高校・全日制の合格者が増加していることは特筆されることである。

ぐんま学園のみやま分校生として、分校が独自に受験用調査票を作成でき、学園在籍のまま受験できるということ、また、事前に本校の校長が熱心に受験校を回り個別に説明するなど、学校側の努力と熱意の効果によるものであるといえる。

(二) 学力の向上

算数、数学については、習熟度別に複数でT・T (Team teaching) を実施していることや、個別に専科の教諭が指導をするなどの手厚い指導を行っているため、学力は確実に向上している。

学力の向上は、子ども達が将来に向けて最も大切な「自信」に結びつくものであり、教育を受ける権利の保障確保と共に分校開設の評価につながっている。実際、卒園生のアンケートには勉強ができるようになったことが自信につながったという回答が多くあった。

(三) 児童に目標を持たせる

英語検定、漢字検定などを積極的に受けさせ、目標を持たせる働きかけをしている。これらは本来の中学生としての「学習」にも転移して意欲の

生起に結びつき、それが進学者数に現れている。

十八年度は卒業生十一人中九人がなんらかの進学(定時制、通信制、就職してからの通学を含む)をし、九人中、県立高校全日制には六人合格という自己の目標が達成された。入所時のオリエンテーションの実施で学習の動機付けを明確にし、最初に学習の目的に気づかせていることも影響していると思われる。

(四) クラブ活動等の充実

文化クラブ、陶芸部、吹奏楽部の活動時間及び総合学習の充実に取り組んでいる。特に吹奏楽では各教員がパート毎に別れて個別指導したり、夏休みは特別練習プログラムを組むなど熱心に指導している。その成果を、学校連絡会・学園祭・関東少年文化祭に児童と一緒に発表し好評である。

(五) 生活指導面での協働

月一回の環境整備では学園職員及び分校教員が全員参加し、児童と一緒に園内の整備をしている。また、夏休みなど長期にわたり分校の授業がない時にも、日課としての環境整備に教員も参加して、

暑い中を一緒に作業している。

(六) 水泳指導について

夏季は体育の授業で専門の体育教諭による水泳指導が行われる。夏休みに入ってから、計画表に沿って一定期間熱心に水泳指導をしているため、泳げない児童が多い年でもほぼ全員が泳げるようになる。

(七) 進路指導

中学三年生を中心に希望する受験教科を中心として、放課後はもとより夏休み・冬休みには補習授業を組んでいる。

(八) 卒業証書

卒業証書は児童の将来を見据えた配慮で、原籍校から発行される。ほとんどの子どもは、本人の希望で原籍校の卒業式に参加し、卒業証書を授与される。その表情は非常に満足げである。

五 施設と学校の連携の具体例

- 入所時の立ち会いや受け入れを施設職員、教員が一緒に行っている。
- 毎朝、学園と分校合同の打ち合わせを開催している。朝会報告を同時に聞くことで児童の毎日の動静を把握し、情報をみんなで共有するように努めている。
- 毎週金曜日に学園側寮代表職員と分校教頭・教務主任との連絡調整会議を実施している。朝会だけでは不十分な課題について相互に調整する場を設けている。
- 分校は毎日、教室の全ての授業の様子をまとめた「児童生徒の記録」を作成し、各寮に配布している。毎日作成する教員の作業量は大変なものと思われるが、寮職員はそれを基に生活指導に役立てている。
- 授業でのトラブル時には学園職員が介入し児童・生徒指導に協力して対応している。寮に戻して対応する時もある。

○ 各種行事は共催し相互協力参加で行っている。共催行事等については別紙「分校要覧」のとおり。

六 課題

(一) 学校行事について

修学旅行など外出する行事では、問題行動のある児童の参加については慎重に進めている。

(二) 行事と勤務体制について

関東少年文化祭など日帰り行事では、早朝、夜の帰園などは教員の勤務時間を超えるために制約を受ける。宿泊を伴う行事についても、教員の参加には工夫が必要である。指揮命令系統が異なる組織であることからどうしても課題となる。

学園祭など休日に開催する行事の参加についても制約を受け、教員はボランティアでの参加を余儀なくされている。

(三) 施設面について

教室数が少ない。職員室が狭い。プレハブの急造仕立てであるなど施設の面で問題がある。

具体的には、一般教室の数、特別教室（理科室、美術室、技術家庭科室、音楽室等）が不足している。施設基準に沿った設備、備品が不足している。プレハブ教室を平成十七年度に増築したが、冷暖房、換気対策等の環境面が不十分であった。

空き教室がないことから、問題行動があったり、寮指導を経て登校を再開した場合、いきなり教室に着席することになり、真面目に取り組んでいる児童生徒が影響を受けることがある。

(四) 備品・教材について

教材設備が不足しており、又、保管する準備室や教具室もない。教育環境の整備が必要である。学校教育実施前と比べれば、格段の差があるがそれでも更に整備の必要がある。

(五) 新学習指導要領への対応

今後予測されることとして、新指導要領の移行に伴う授業時間数の増加への対応が課題となる。

新指導要領によると選択科目はゼロとなりクラブ活動の時間は減り、教科の授業数が今後増えてくる。教科指導の教育困難性が増すことが予想される。

(六) 会議や研修について

毎週開催される連絡調整会議のより一層の活性化、時間をかけた十分な支援への取り組みが望まれる。できれば、定期的にケースカンファレンスを持てるところまでいければ理想的である。お互いに時間の制約があるが工夫が必要である。

(七) 保護者との関係構築

現在、教員は入所時を除いて、ほとんど保護者と向き合う機会がない。進路指導の関係で三者面談を行ったり、一層の児童理解の為に家庭訪問などで関係をつくっていくことが大切であると思う。保護者の面会は土曜や日曜日に多いので教員の勤務との関係もあり実現は難しいが、今後、日曜日の保護者参観の開催も検討することが必要なのではなからうか。

七 考察

(一) 児童の特性に合った学校教育を創るには

児童自立支援施設は、学年に関わらず年度途中での入退所が続くという特異性があり、そのため年度途中でのクラスや担任の組み替えも少なくない。施設定員に見合った教室配置やクラス編成は現在の体制では難しく、流動的に対応せざるを得ないと言う現状がある。

また、能力的な格差が著しく、学習指導要領に基づく教育課程を完全に実施するのは難しい状態にある。少人数での学習を取り入れる必要性を感じているものの、教室数の確保は難しいという現状もある。

さらに、近年は特別支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあることから、特別支援教育の体制を取り入れることも大切である。歴史的に見ると、学校教育法第八十一条の「特別支援学級」は、義務化されていない段階で苦肉の策として取り入れられたものであったが、生活重視のプ

プログラムを中心に学習支援ができるというこの施設に適した教育が可能であったと聞いている。特別支援教育は学校教育法施行規則第四百十条に定められており、児童生徒の実態に応じた柔軟なカリキュラム編制が可能である。全児協も文部科学省への働きかけをし、学校教育のさらなる充実をめざすことも必要である。

(二) 教育と福祉の協働推進をめざす

学園にある施設内学校としての特異性を実践しうるものとして、教室学習・生活場面での処遇と更なる交流を含め、教育と福祉の一体化した処遇、たとえば、学園の教員免許を所有する職員の授業の補助及び参加、反対に分校教員の寮生活指導への参加等も可能な限り取り入れる必要がある。

過去、分校設置前は教育委員会から派遣されてきた教員が寮指導、宿直に参加し、寮指導職員の仕事業務を肌で感じきちんと理解していたという時期もあった。学習の遅れている不安定な児童への個別的な手厚いケアという面だけではなく、施設職

員と教員とのパイプ役としても大きな役割を果たしていた。分校設置後は、教員と施設職員とでは身分上や職務内容などさまざまな面で制約を受け、このような体制の実現は難しくなった。

現在、施設と学校（分校・分教室等）の「連携の関係」が課題となっているが、さらに踏み込んで「協働の関係」まで進める必要があるのではないだろうか。「協働」では、他の組織との交流や協力が重点に置かれ、組織単独では成し得なかった活動が可能になったり、より大きな成果が生み出される。もちろん、それぞれの組織が、それぞれの場面での問題解決や改善に努力しなければならぬことは当然であるが。

具体的には、入所児童のニーズに合った学習指導を展開するには、生活を共にして児童の状況をよく把握している施設職員が、学習現場でも協働で対応していくことが不可欠ではなからうか。また、児童自立支援施設における学校教育の保障や被虐待児の特性などについて、学校教育関係者への理解を促進することも不可欠ではなからうか。

このように、双方向の協働が推進されることによつて、児童自立支援施設における真の学校教育が実現されると提言したい。

(三) 研修への共同参加

児童自立支援施設の専門研修及び全国研修、地域施設協議会主催の研修等への教員参加、また、学校教員対象の生徒指導研修等への施設職員参加はできないだろうか。

最近入所する児童は一人一人、手の掛かる児童が多くなつてきている。非行はもとより集団行動が不得手で自分の殻に閉じこもりがちな子どもも多くなつてきている。教育委員会が主催する専門指導研究講座には施設職員がオブザーバーで参加すれば、専門的な立場からアドバイスできるのでないか。この場合、職務命令(出張命令)をだれがどのように出すかという課題があるが、融通性が図られれば有り難い。

八 最後に

施設側からは昼間の学校の姿がよく見え(教員作成の「生徒児童の記録」でかなり把握できてきているが)、分校側からは生活が見えない中で職員は授業のことを、分校教員は寮生活のことをどれだけ理解できているのか。相互の共通理解に基づき分校教員の児童・生徒指導と寮職員の生活支援との連携をどう進めていくのか。そのためには寮職員・分校教員が協働して、より一層綿密な情報交換の場を作れるかが鍵である。勤務体系の異なる職場でどのようにすればいいのか、細かいことだが大きな課題である。

また、分校が開設してから四年目で、まだまだ多くの見直しをすべき点を見落としていたり、課題の分析や理論化も十分とは言えない。今はまだ走りながらの実践段階である。しかし、将来を見据えて、今後も職員と教員が継続的にお互いに知恵を出し合つて対処していくことが最も重要ではないかと考えている。

平成20年度 前橋市立荒牧小学校・南橋中学校 みやま分校要覧

○ 分校の沿革

平成15年4月1日 群馬学院教育グループとして義務教育に準ずる教育を行う。
 ・グループメンバー（県行政職2名・道籍職員3名
 嘱託職員3名・時間講師3名）

平成17年4月1日 県立ぐんま学園内に「前橋市立荒牧小学校・前橋市立南橋中
 学校みやま分校」として開校し、義務教育を開始する。

○ 分校の教職員

小学校校長1名 中学校校長1名 小中教頭1名 中学校教諭7名 小学校教諭2名
 （中学校教諭は小学校教諭を、小学校教諭は中学校教諭を、それぞれ兼務する）
 事務職員1名（午前中は南橋中学校勤務） 保健師1名（群馬県立ぐんま学園嘱託）
 スクールカウンセラー1名（毎週火曜日午後勤務）ALT1名（隔週月曜日勤務）

○ 教育方針

教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、群馬県教育委員会並びに前橋市教育委
 員会の行政方針を踏まえ、児童自立支援施設内に設置された義務教育学校として、
 ぐんま学園と密接な連携を図りながら児童生徒の自立を支援し、社会の一員として
 の自覚を持たせるとともに、豊かな心と基礎学力を身につけ、たくましく生き抜く
 児童生徒の育成を目指す。

○ 教育目標

強く逞しく思いやり溢れる豊かな心の育成を
 目指す「心の教育」を基本におき、ねばり強く
 確かな学力や健康・体力づくりに取り組み、一
 人ひとりの将来の幸福を創造する「生きる力」
 を育成する。



*「小学校」明るく優しい心で、

ねばり強く学習や運動に取り組む子ども

*「中学校」自らの考えを持ち、他を思いやる豊かな心で、

くじけずねばり強く努力する生徒

○ 児童・生徒と学級編制

(H20. 5. 1現在)

小学校分校						中学校分校					
学 年	3	4	5	6	合計	学 年	1	2	3	合計	
クラス数	0	0	0	0	0	クラス数	1		1	2	
児童数	男	0	0	0	0	生徒数	男	2	1	6	9
	女	0	0	0	0		女	0	0	2	2
	計	0	0	0	0		計	2	1	8	11

○ 週時程

*数字は1週間の授業時数

小 学 校 (29時間)							中 学 生 (32時間)				
時間	曜日	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
8:30~8:40		職 員 朝 会					小学生に同じ				
8:40		登 校									
8:40~8:50		清掃	全校	清 掃							
8:50~9:00		短字活	朝礼	短字活	短字活	短字活					
9:00~9:45	1校時	1	7	13	19	25	1	7	14	20	27
9:45~9:50	休憩										
9:50~10:35	2校時	2	8	14	20	26	2	8	15	21	28
10:35~10:40	休憩										
10:40~11:25	3校時	3	9	15	21	27	3	9	16	22	29
11:25~11:30	休憩										
11:30~12:15	4校時	4	10	16	22	28	4	10	17	23	30
12:15~12:20	下校										
12:20~13:20		休憩・休息(昼食)児童生徒は寮指導					小学生に同じ				
13:30	登校										
13:30~14:15	5校時	5	11	17	23	29	5	11	18	24	31
14:15~14:20	休憩										
14:20~15:05	6校時	6	12	18	24		6	12	19	25	32
15:05~15:50	7校時							13		26	
15:50~15:55	下校										

○ 中学卒業生の進路一覧

年度	進学	就職	備考(進学の内訳)
14	2	6	県立全日制高校 2
15	5	1	同 3
16	4	2	同 3
17	1	3	同 1
18	6	5	同 6
19	7	1	同 4

○ 主な年間行事予定

本校には、分校行事、学園行事、分校と学園との共催行事の三種類の児童生徒に関わる行事があり、大きな特徴となっている。

	分校行事	共催行事	学園行事
4月	新任式・一学期始業式 中学部入学式(7) 離・退任式(11) JRC登録式(28) 定期健康診断 (4月～6月) 朝読書(毎週木)	朝礼(毎週火曜日) 避難訓練 身体計測(毎月)	誕生会(毎月②月) 環境美化活動(毎月②水) 月例マラソン(毎月②金)
5月	中学3年修学旅行(28～30)	避難訓練	けん玉大会(隔月) 児童相談所との交流会 許可外泊
6月	第1回学校連絡会(12) 第1回英語検定(13) 避難訓練(26)	プール開き(26) 1日園長	関東少年野球大会 (24/25) 高崎市補導セ ンターとの交流会
7月	遠足(4) 職業講話(8) 一学期終業式(18)	避難訓練	夏季日課(22～31) 臨海学園
8月	水泳記録会(1) 高校体験入学 二学期始業式(25) 水泳認定会(27)	避難訓練(20)	許可外泊 ボランティア活動 関東少年水泳大会(29)
9月		プール納め(1) 避難訓練	協会会との交流会 J C との交流会
10月	職場見学会 写生大会(15) 第2回英語検定(17)	避難訓練	
11月	第2回学校連絡会(7)	避難訓練 関東少年文化祭(17)	老人施設との交流会
12月	避難訓練(17) 二学期終業式(22)		関東少年卓球大会(5) 冬季許可外泊
1月	三学期始業式(7) プラザリウム見学会(15) 第3回英語 検定(25) 百人一首・カルタ大 会(30) 職場体験学習会	避難訓練	冬季許可外泊 児童新年会
2月	公立高校前期選抜試験(16/17)	避難訓練	職場実習(中3就職希望 者) スキー教室
3月	3年生を送る会(4) 小学部昆虫の森見学会(6) 公立高校後期選抜試験(10/11) 中学部卒業式(13) 小学部卒業式(24) 修了式(26)	卒業を祝う会(18)	春季許可外泊

みやま通信 No. 1

平成20年4月 8日

前橋市立荒牧小学校

前橋市立南橋中学校

みやま分校 学校通信

〔始業式〕

4月7日、平成20年度みやま分校の始業式がありました。そこで、小学部、中学部それぞれの児童生徒から次のような決意表明がありました。

6年生になって

小六 T・T

ぼくは、今日から6年生です。小学校の最高学年です。

5月には、鎌倉～東京へ修学旅行にでかけます。去年、T君が修学旅行に出かけた時、ぼくもいっしょにいきたいなと思いました。帰ってきたT君から話を聞くと、大仏のこと、江ノ電のこと、新幹線のこと、ホテルの夕食のこと、楽しかったことばかりを話してくれ、うらやましく思いました。今度は、僕の番です。思うぞんぶん楽しんできたいです。今からすごく楽しみです。

そのためにも、社会の歴史の勉強をしっかりと、事前学習をいっぱいしたいです。

また、最上級生として責任もあります。きもちのきりかえや暴言、自分勝手な行動をしないように気をつけていこうと思います。

いい1年になるようにがんばりたいです。

1年間ガンバリたい事

中3 S・R

僕は、この1年間でガンバリたいことがいくつかあります。

1つ目は、運動です。今練習している野球では、去年は、1回戦敗退だったので今年は全国制覇したいと思っています。そのためには、どんなにつらい練習でもたえていこうと思います。その他にも水泳、卓球でも去年の成績をこえられるようにガンバリます。

2つ目は、進路についてよく考えていくことです。今は、まだ、中学卒業後について具体的に、まだ決まっていないので、高校や仕事について学び、進路を決めていきたいと思っています。

3つ目は、学習です。とくいな教科をのぼし苦手な教科をガンバリたいと思います。そのためには、先生の話をよく聞き、ノートをしっかりと取り、寮の学習時間に復習をしたいと思っています。

〔入学式〕

式辞 南橋中学校みやま分校 校長先生 *概要に省略しました(編集局)

第一は「笑顔であいさつできる生徒」です。

第二は、「奉仕の精神を身につけた生徒」です。

第三は「切磋琢磨できる生徒」です。

片手の手のひらだけでは拍手ができません。皆さんの手のひらと先生方の手のひらがびたつとあったときに初めてすばらしい音がでます。教育目標である「自らの考えを持ち、他を思いやる豊かな心で、くじけずねばり強く努力する生徒」を育てられるようお願いをさせていただきます。

歓迎の言葉

中学部生徒代表 中3 T・T

新入生の皆さんご入学おめでとうございます。今日から皆さんも中学生の仲間入りです。

制服の着ごちはどうですか。中学生になったと実感するのではないのでしょうか。

中学生になると小学生の時と比べいくつか変わる点があります。

一つは、科目が増える事です。英語と技術が増え、図工が美術に変わります。

二つ目は、各科目の内容が難しくなります。例えば、数学では、方程式など新しい勉強も始まります。一時間で勉強する量が増え大変になりますが、授業をしっかりと受けていれば楽勝です。

三つ目は、吹奏楽に参加する事です。今までにない体験だと思います。僕たちと一緒に頑張っていきましょう。

わからない事があったら三年生に聞いてください。

原文には漢字に「ふりがな」がつけられていました。

基礎的な学力を育成する取り組み

基礎基本の徹底をめざした工夫

石川県立児童生活指導センター内

内灘中学校ハマナス分校 教諭

酒井一成

はじめに

内灘町立内灘中学校ハマナス分校と鶴ヶ丘小学校ハマナス分校は、昭和六十一年四月に、それぞれ二十一年間にわたり分教室が置かれていた石川県立児童生活指導センター内に開校した。以来、二十年以上にわたって、児童自立支援施設に入所している子どもたちが、義務教育を受けている。児童自立支援施設の中にできた学校としては、古い学校の一つである。

児童生活指導センターの職員と協力し、前籍校

では味わえなかった、勉強が分かる喜びを与え続けている。児童生活指導センターの小舎夫婦制という、家庭環境に近い環境のもとで、ハマナス分校では児童・生徒を支援するセンターの方針と分校の方針が共通性を持ちながら連携して児童を自立させることを目指している。

自立とは「学力」「生活力」「働く力」の三つの力がついた状況を言う。分校は三つの力を意識しながら、学力を中心とした義務教育を行うために存在している。少人数という環境の中で、個々の能力を評価し、習熟度に応じた指導を行って

る。また、学習意欲を喚起する工夫をすると共に、限られた時間の中で効果的な指導を行うように努めている。

ハマナス分校の教育目標は、基礎基本的な学力の育成と自己表現力の育成、人間関係を大切にすることを育成、自分の進路を大切にすることを育成の四つを掲げている。

基礎基本的な学力の育成では、読み書き、計算などの基礎・基本的な力をつけるとともに、各学年の教科に応じた学力を育成することを目指している。自己表現力の育成では、豊かな感性を培い、自分の意見や感情を表現できる力を育てることをめざしている。人間関係を大切にすることを育成では、人間への愛情を培い、他人に対する思いやり、協調性を育てることを目指している。自分の進路を大切にすることを育成では、自分の将来を考え、目的意識を持ち、その目的を達成するために日常生活を大切にして生きる力を育成することをめざしている。

指導の重点として、基礎基本的な学力の育成に關しては、個に応じた指導を重視し、少人数学習を実施することにより、わかる授業の中で意欲を高め、向上心を持たせ、基礎基本の学力の定着を図っている。

自己表現力の育成に關しては、教科指導の中で積極的な表現活動を取り入れると共に、学園祭などの各行事を体験する中で自分の意思表現の機会を多く持たせている。

人間関係を大切にすることを育成に關しては、授業だけでなく、キャンプ、登山などのさまざまな体験学習の場を設定することにより、人や自然との触れ合いの中から、命の尊さや人間関係を大切にする心の醸成に努めている。

自分の進路を大切にすることを育成に關しては、自分の進路を見つめることを大切にし、自分を向上させようとする心を育てている。少人数学習を活かしながら、勉強の仕方の指導を通して学力の向上を図り、将来への展望を持たせている。また、自分を知ることから将来の適性を考え、その実現のため日常生活に努力しようとする態度を育てて

いる。

一 各教科の取り組み

転入してくる児童の殆どが、小学校段階からの積み重ねがなく、基礎学力が劣っている。「漢字が読み書きできない、文字が乱雑、語彙が少ない、九九ができない、割り算ができない」という状態で、「勉強が分からない、勉強は嫌いだ」という意識を持っている。そのため学習意欲が低く、四十五分間座ってられないことが多い。

二 工夫と対策

基礎的な学力を育成するために、基礎基本を徹底するように工夫している。

漢字の読み書きができるようにするために、月曜日から木曜日まで毎朝十分間漢字練習を行い、金曜日にテストを行っている。八十パーセント以

上正解の場合を合格としている。廊下に掲示してある進捗表の回に赤いシールを貼って合格したことをたたえ、次週は次の回の漢字練習をさせている。不合格だった場合は、次週もまた同じ回の漢字練習を取り組ませ、合格を目指すように指導している。

計算ができるようにするために、どこから分からないかをはっきりさせ、個々の能力や習熟度に応じた指導を計画している。指導した後で百ます計算をさせて、できるようになったかどうかをチェックしている。



三 具体的な取り組み

(一) 国語科

① 現状と問題点

普段の授業や、生活の中で見えてくる目立つた問題点は、「文字が乱雑」「語彙が少ない」「発想に乏しい」という三点である。コミュニケーションを図る上でも、これらは必要な能力であるため、その向上に努めたい。

② 工夫と対策

ア 基礎・基本の徹底

- ・ 毎日の朝学習で、漢字練習に取り組んでいる。漢字の学習は比較的好んでおり、だいたい取り組んでいる。
- ・ 週末にはそれぞれの学習進度に応じてテストを行っている。廊下には進度表を掲示し、誰がどの段階にいるか見えるようにした。
- ・ 合格点に満たない者は何度も再テストをする。

イ 表現力の向上

- ・ 授業において、感想を含め短いながら作文をする機会を増やした。
- ・ 書いている途中、言葉遣いなど細かく指導した。
- ・ 人数が少ないことを活かし、発表させ、逐一助言をあたえた。

③ 成果と課題

ア 基礎・基本の徹底

毎回の漢字テストで合格点を採る児童がかぎられている。力が付いてきているものと、そうでないものとで取り組み方に差が存在する。合格率を上げて行く手立てが必要である。

イ 表現力の向上

作文を発表する際、原稿のおかしな部分を読みながら自分で訂正することができるようになってきた。

ウ その他

「想像力をつける」「丁寧な文字を書

(二) 社会科

① 現状と問題点

どの児童も基礎学力が全くないため、教科書を進めていきながら、毎時間、基本の用語、地理の位置、県名、歴史の年表を繰り返していく必要がある。

② 工夫と対策

ア 基礎・基本の徹底

- ・授業の最初の五分で五分間ドリルを行う。
- ・月一度五分間ドリルまとめテストを行う。
- ・単語帳の作成（県名・県庁所在地、国名首都名、年表、人物名など）

イ ノートの工夫

・ノートを虫食い形式に変え、問題集として使えるようにする。

ウ 作業の取り入れ

・パズルの取り入れ

③ 成果と課題

ア 基礎・基本の徹底

- ・毎時間の五分間ドリルにより、基本的なことばや、県名、国名、人物名、年表などを少しずつ覚えるようになってきた。

イ ノートの工夫

・虫食い形式を取るようになってから、ノートの見直しが多くなり活用度が上がった。

ウ 作業の取り入れ

・作業を度々取り入れることにより、授業に対する集中力が増し、また、暗記力も増してきた。

エ 課題

・毎時間の五分間ドリルを繰り返すことは大切なのだが、最低でも、月に一度のまとめテストを行うなどして意欲を向上させる必要がある。

- ・模造紙での県名地図、国名地図の作成
- ・年表作り、歴史新聞作り

・文章力が不足している児童生徒が多いため、

説明文が苦手である。今後、どのようにして文章の表現力を伸ばしていくかが課題である。

(三) 数学科

① 現状と問題点

どの児童も小学校段階からの積み重ねがなく、数学に苦手意識があり、学年相当の基礎学力の定着が困難である。

② 工夫と対策

ア 集中力や学習意欲の向上

・ 陰山式百ます計算を導入した。

イ 基礎学力の定着

・ 授業で学習したことを振り返ることができ
るプリントを宿題とした。

ウ 生徒相互の学び合いによる授業

・ 問題解決の過程で自分の考えを発表したり
友達のことを聞いたりして、互いを認め合
いながら考えを深めさせる活動をさせた。

③ 成果と課題

陰山式百ます計算を活用することで、集中
力が高まり、計算が幾分か速くなった。

授業中にみんなまで考え合えば問題を解くこ
とができるが、一人では考えることができな
い。自分に自信がなく、基礎学力が定着しな
いため大量の反復練習が必要である。

(四) 理科

① 現状と問題点

どの児童も小学校からの積み重ねがないた
め、学習内容を理解することに困難を感じて
いる。小学校で学習した内容であっても覚え
ておらず、生活経験も多くない。様々な学習
内容のうちの一部の内容に興味関心がある場
合があり、その学習だけは意欲的に学習する
が、それ以外には興味を示さないことがある。
実験や観察だけでは意欲を示すが、それを遊
びと認識していることがある。

② 工夫と対策

ア 学習規律の徹底

授業では教科書・ノート・ワークの3点を必ず持つてきて、教科書は音読し、ノートは板書したことを視写し、ワークは問題を読んで答えを書くという学習活動をするように指導している。

イ カードの利用

学習した内容のうち、特に覚えなければいけないことをクイズ形式のカードにして示し、声を出して答えさせる。答えられなかった場合は、もう一度覚えさせる。

ウ 作業の取り入れ

実験や観察を多く取り入れる。学習内容に関連した図や写真、表やグラフなどを用意して、ノートに貼らせる。ノートに表やグラフを描かせるなどの、作業を多く取り入れる。

③ 成果と課題

カードを使ったクイズは、答えが言えるよ

うになろうと意欲的に覚えていた。実験や観察、資料をノートに貼ること、表やグラフを作ることなどの作業は意欲的に行っていた。しかし、ワークの問題になると難しいので、なかなか答えられないことがあった。カードよりも難しく、ワークよりも簡単な問題を用意することで、さらに学習内容の理解が進むのではないかと考える。

(五) 英語科

① 現状と問題点

小学校の段階から英語を習い始め、「英語は難しい」「英語は嫌いだ」という児童の意識を払拭することが第一の課題であると考えた。そこで、英語を楽しく、身近なものに感じる工夫が必要であると感じ、三つの観点から指導の重点項目を設定し、授業を進めた。

② 工夫と対策

ア 学習意欲の向上

・興味・関心を高めるため、身近なもの英

単語や熟語の意味をクイズ形式の早答えで実施した。

・ 結果の成果をシールで表し、その数を競わせた。

・ 動きを交えて、動作を表す熟語を覚えていった。

イ 学習習慣の定着

・ 宿題として、教科書に準拠したワークを使用し、毎時間課題として与えた。

・ 授業の初めに、前回の授業の復習として、小テストを毎時間実施した。

ウ 基礎基本の徹底

・ 授業の進め方では、時間の約三分の一を復習に費やし、基礎基本の習得に努めた。

・ 本文の練習を繰り返し実施し、会話の練習に取り入れた。

③ 成果と課題

ア 学習意欲の向上について

・ 成果：クイズ形式の早答えで、児童が集中力を持って取り組み、覚えた単語の数も飛

躍的に増加した。また、解答の成果を一覧表で示したことにより、学習意欲の向上につながった。

・ 課題：リスニングの要素が多く、書くことが少なかつたので、今後は書く機会も増やしていく必要がある。

イ 学習習慣の定着について

・ 成果：ワークの取り組みが習慣化されてきた。

・ 課題：少しの量でも、継続して実施していくことが必要である。

ウ 基礎基本の徹底について

・ 成果：覚えた単語数、熟語数はかなり増えてきた。

・ 課題：基本の習得を「聞くこと」「話すこと」「書くこと」などバランスよく学習し、習得を目指していく必要がある。

(六) 小学校

① 児童の実態から

分校に転入する以前は、殆ど学校に行っていないかった児童たちなので、九九ができない、割り算ができない、分数・小数ができない、漢字の読み書きができない状態で転入してくる児童が多い。また、転入当初はチャイムで行動ができなかったり、四十五分間座っていることができなかったり、しつけ面においてもいろいろな問題行動が見られる。

② 基礎学力を底上げするための手立て

ア 計算テスト等による、学力の実態調査

・児童の転入時に計算のテストを実施する。

テストの内容は、「四則の計算」を中心としたものと、「分数・少数の計算」を中心としたものを使用し、どのあたりから分からなくなっているかを明らかにしている。

イ できない部分の実態把握と指導計画

・転入時のテストから、特に九九、割り算、分数・小数について、どこから分からない

かをはっきりさせ、授業の中でいつどのよう

ウ 指導時間の工夫

・指導する時間の工夫として、該当学年の内容と平行して、下学年の未修得の内容を平行して指導している。また、下学年の内容については、授業で指導した上で、さらに宿題としても出している。

エ 暗唱練習と百ます計算

・下学年の内容でも特に九九が習得できていない場合は、一週間に一つの段を覚えることを目標とさせる。授業では暗唱練習をした後、百ます計算でチェックしている。

③ 成果と課題

学年の授業と平行して、下学年の内容を指導する場合は、算数の授業時間が足りなくなることが目に見えているので、授業の始めの数分間だけを補充にあてるなどの配慮をしながら指導してきた。しかし、複式で授業をしながら、かつ遅れている部分の

指導時間も設定するととなると、授業の進度は遅れるばかりで、思うように進まないことが課題である。

成果としては、指導した時間に比例して遅れている部分の底上げができたことである。

四 成果と課題

漢字テストの合格シールである赤い丸が、廊下の進度表に増えていくのを見ている児童の眼が輝いている。教科書を読むときに、漢字の部分で止まってしまう回数が減って、滑らかに読み進めるようになる。教科の資料集を自分で読むようになる。インターネットのホームページを自分で読むようになる。そういう変化に気づくとき、毎日漢字練習をさせてよかったと思う。

分かりやすい授業を提供しながら児童の習得状況の確認を行い、理解しやすい評価を与え、学習での達成感が実感できるように「働きかけ」に工夫を凝らしている。

一人一人を見ていると、確かに学習成果があることが分かる。しかし、学年相当の学力をつけることは、転入してくる学年が上になるほど難しくなる。

また、授業に乗れない児童が入ってきた時の授業運営、ホーム運営が課題として残っている。授業に参加させる前の段階として、寮での指導があり、安定した生活態度を送る事ができると判断されてから、学校生活に参加させている。学校生活で問題行動があった場合は、寮の職員と連携しながら、生活の安定を図ることを優先し、再び学校生活に戻している。必要な場合は、授業のなかに施設側の職員に入ってもらい、児童が授業を受ける姿勢はどのような態度なのかを自覚させている。基礎基本を中心とした授業を通して、わかる喜びを実感させ、努力する「態度」を進んで身に付けてくれるよう、毎日の授業の充実に努めて行かなければならないと考えている。

基礎学力の充実定着の取り組みについて

兵庫県立明石学園内

明石市立魚住中学校分教室 教諭 斎藤泰郎

一 はじめに

「君らそろそろ本気で勉強せなあかんで」と言うのと、「先生、それ、ひよっとして僕らに言うてんの？」とある男子生徒が言った。「悪いけど、それ出来たら、僕らここにおらへんねんけど」と。八年前、分教室に赴任した最初の年のある日の授業風景であった。「わっ、わかった。これから気つけるわ」と答えた。衝撃であった。児童自立支援施設で授業を進めていく困難さを痛感したのだった。

すでに、ほぼ一般中学校なみの学習指導要領に基づく授業に全教科が移行し終えた分教室体制に

あって、生徒の実態とのギャップを思い知った気がした。本学園に入所するまで、学習活動から遠ざかっていたブランクを何とか補うことはできないだろうか模索の日々が始まることになった。

私の担当の理科では、実験・観察などで興味を持たせるよう工夫してきたが、「基礎学力」不足などで、十分な理解に至らなかった。また、数学や英語など、積み重ねの学力が求められる教科では、さらに困難であった。

明石学園では、いち早く学校教育を導入しているがまだまだ課題が多く山積している。一般の小中学校なみに近づけるよう求められているが、生徒の実態とのギャップは大きい。本報告では、欠

落してきた、またそのために学習意欲さえ失ってしまっている「基礎学力」の充実・定着をどのよう to 試みているのかを紹介する。

* なお、文中では筆者が中学校教諭である関係で、子どもたちのことを「児童」ではなく、「生徒」と表記

二 明石学園の学校教育導入について

明石学園では、早くから学校教育を導入してきた。昭和四十六年に派遣教員を受け入れ、昭和六十一年に分教室を設置している。はじめに現在に至る学校教育の導入の過程について紹介する。

① 昭和四十六年四月

入所児童の教育保障を行うため、地元小学校中学校の施設内学級（特殊学級）として、一部児童の学籍を異動し、教員の派遣を受けて教護（施設職員）と共に学習指導を実施する。

精神薄弱児学級三学級認可（小学校一 中学校

二）派遣教員 三名（小学校一名、中学校二名 地元小・中学校より派遣）

② 昭和四十七年四月

特殊学級を精神薄弱児学級から情緒障害児学級に変更し、新たに二学級が増設された。

小学校二学級 教員二名 中学校三学級 教員三名

③ 昭和五十一年四月

小学校の入所児童減少により小学校の派遣教員が一名となる。

④ 昭和六十年五月

会計検査院（文部検査）によって、児童福祉法第四十八条（教護院における「準ずる教育」）に基づく猶予免除規定がありながら、国庫支出による児童生徒としてカウントしていた教護院への特殊学級設置による学校教育実施は「国費の二重支出である」との指摘がなされた。

⑤ 昭和六十年十二月

これを受けた文部省は、「教護院における学校

教育は、分校または分教室として実施することは差し支えない」との見解を示し（行政実例）ただしその分校、分教室を特殊学級と位置づけることは、学校教育法第七十五条になじまず、普通学級での対応が条件であるとした。

⑥ 昭和六十二年四月

明石市立清水小学校及び明石市立魚住中学校の分教室となる。入所全学齢児童生徒の学籍をそれぞれ異動することになる。

⑦ 昭和六十三年四月

教員が一名追加される。小学校一名中学校四名

⑧ 平成元年四月

昭和六十年に続く会計検査院（文部検査）実地検査の中で次の項目が指摘された。

ア 教護院（児童自立支援施設）における学校教育課程が、学習指導要領で示された基準を充足していないこと

イ 一部教科の学習指導について、学校教員以外
の施設職員（教護）が担当していること

ウ 各教員の担当教科が多く、免許外教科の担当となつていること

平成元年度中に教員が三名追加される

小学校一名、中学校七名

⑨ 平成三年四月

中学校に教頭が配置される。

教員数 中学校八名（認可学級三 教頭一名含）

小学校一名（認可学級一）

⑩ 平成十年四月

児童福祉法の一部を改正する法律が施行され、施設の名称が「教護院」から「児童自立支援施設」に改称されるとともに、児童福祉法第四十八条により、施設の長に対し新たに入所中の児童を就学させる義務が課されることになった。

分教室の運営（平成20年度業務概要より）

(1) 明石市立魚住中学校 分教室

① 教育目標

ア 教育目標

- ・情操教育に力を入れ、社会で必要な基本的な生活習慣を身につけさせる。
- ・基礎学力の定着を図るとともに、適切に進路支援をおこなう。

イ 教育目標を達成するための基本方針

- ・総じて家庭環境が大変厳しい状況にあり、ブランク等による学力差も大きいことを念頭に置き、個別の支援に重点を置く。

② 教科・道徳・特別活動・総合的な学習の授業時間数

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健	技術	英語	道徳	特活	総合	合計
1年	4	3	3	3	2	1	3	2	3	1	1	2	28
2年	3	3	4	3	2	1	3	2	3	1	1	2	28
3年	3	3	4	3	2	1	3	1	4	1	1	2	28

- ・学習指導要領上の時間数との相違は、後半に特別時間割で修正する。
- ・総合の時間内で補充学習を行う。

(2) 明石市立清水小学校 分教室

① 教育目標

- ・各教科の基礎・基本の充実を図るとともに、学んだ知識や技能を自分の生活や、生き方に結びつくように工夫させる。
- ・多くの体験や学園生活を通して、自他を尊重することの大切さを理解させるとともに、規律ある学園生活を送ろうとする態度を育てる。
- ・基本的な生活習慣、学習習慣を育てる。

② 教科・道徳・特別活動・総合的な学習の授業時間数

	国語	社会	数学	理科	音楽	図工	体育	家庭	道徳	特活	総合	合計
6年	5	4	4	3	2	1	3	2	1	1	2	27

- ・学習指導要領上の時間数との相違は、学期ごとに特別時間割で修正する。

三分教室の現状

前頁に示すように、現在、学習指導要領に対応した教育課程で学校運営を進めている。選択教科については、二年生で数学と音楽、三年生で数学、音楽、英語を選択しており、総合的な時間には、基礎学力充実の取り組みを行っている。数学・英語についての「+1」の授業として基本的な復習の時間にあてている。三年生の英語では「+1」の授業については、習熟度別に三つのグループに分けて復習をおこなっている。

教員数については、中学校では教頭を含めて8名であり、教科の数に足らず、美術、英語については、臨時免許で対応し専門外の教師で対応している状況である。

小学校では、音楽、図工、家庭科については、清水小学校本校より来ていただいている。

しかし、さまざまな事情で学校教育のブランクを持つている生徒が多い中、学習指導要領に基づく授業を展開していくのはかなり困難といえるのが実情で、授業内容にいかに関心を持たせるか、

また、欠落してきた基礎学力の定着、充実の取り組みをどう進めていくかが課題である。

四 基礎学力充実・

定着の取り組みとその変遷

基礎学力の不足は、理解を困難にするとともに学習意欲も高まってこないという状況をもたらしている。「どうせ、俺は、わからへんのやから」と、はじめからあきらめている生徒も多い。基礎学力充実・定着の取り組みは、力をつける取り組みであると同時に、次への意欲に結びつくものにならなければならぬ。学習指導要領に基づく授業を同時進行させながら、この課題を克服していくため、一定の見通しをもったシステムをつくる必要があった。一般校での多くの取り組みのように、「できない」ことを確かめただけの結果で終わらせるわけにはいけない。力をつけると同時に、「やればできる」という自信、「さらにがんばろう」という意欲が高まってくるようなものでない

といけない。何を教材にするのか、どのように進めていくのか。さまざまに試行錯誤をすることになった。

(一) 取り組みの経過

平成十三年度

朝のSHに十分間学習を取り入れる。

平成十四年度

完全週休二日制 月曜日一校時を総合的な学習と位置づけ、基礎的な学習の取り組みを始める。

平成十六年度

算数・数学を中心に添削学習を開始

平成十七年度

「基礎学習」を中心としたTT授業を一時間設置。

平成十九年度

週一時間、数学(二、三年)、英語(三年)

に復習を中心とした授業を追加

国語漢字・英語単語の学習を開始(個別プリント)達成状況(ランキング)を掲示。

平成二十年度

三年生英語の追加授業を習熟度別三分割とする。復習中心の時間(合同学習会)を週一回六校時に設定

(二) 朝学習の開始

平成十三年度から、朝のSHの時間に、復習を中心としたプリント学習をスタートさせた。それまでは、職員(学園・分教室)の朝の打ち合わせ(生徒は、職員室前の廊下で待機)後、学級担任が各教室へ向かい朝のSHを始めていた。朝の十分間を、基礎学力の充実・定着に活用することとし、学級担任は、朝の打ち合わせの情報を後で確認することにした。

小学校の復習プリント、漢字の書き取りなど、全員一律の内容でのプリントに取り組ませた。内容・レベルなど、設定が小学校六年生程度であつ

たのだが、簡単すぎる生徒、むずかしすぎる生徒と、幅広い生徒たちの学力差には、対応しきれていなかったといえる。平成十四年度、完全週五日制となり、それに即した新課程となる。授業時数の減および、総合的な時間の設定など、新課程に即応する形で、月曜日の一校時に基礎学力の充実・定着の取り組みに当てた。前週の火曜日から木曜日の朝の学習成果を確かめる取り組みも導入した。

(三) 添削学習システム

平成十六年度、「一律」プリントから「個別」プリントへの転換を試みたが、予測されるとおりその手間が大変であり長続きしなかった。十二月、進学希望生徒を中心に、寮での自主学習時間に取り組む材料が欲しいという要望に対応して、「添削学習システム」を始めた。課題を夕方に各寮に届け、生徒は夜の自主学習時間に取り組む。翌朝分教室で預かり、採点およびヒントを記入し、進行に応じて次の課題を渡していくという形である。

これは、寮の活動、部活動、作業活動など生徒達の日課が詰まっている授業終了後の時間であり、分教室スタッフの勤務時間になっているのだが、この時間を有効に活用した。授業終了後に、遅れている生徒また希望する生徒を残して指導することとは、部活動、作業活動をさぼろうという傾向になりはしないかという懸念が寮側からあり、直接の指導が困難であったので、この「添削学習」は、分教室としては都合がよかった。

当初、熱心に取り組む生徒が限られており、また、種々の事情により、寮側の協力体制も不十分であったため、限られた成果しか得られなかったといえる。しかし、粘り強く継続し、現在でも重要な学習手段として定着している。

(四) 「基礎」の授業

平成十七年度、月曜日1校時の「基礎・基本の充実・定着」の取り組みをさらに進めるため、週にもう一時間、「基礎」という名称で、「数学(算数)、英語」を中心とした復習を進める授業

を複数指導で受け持つ体制をつくった。当初、内容を小学校五、六年生程度としていたが、取り組む中で、さらに基本に戻らなければならないことが明らかになり、小学校の算数に限定し、「一けたどうしの足し算・引き算・かけ算百問を速く正確に解く(百問計算)」ことと、小学校の算数の段階的なプリント(足し算・引き算二十五枚、かけ算十五枚、割り算二十問、小数三十枚、分数三十枚)に取り組むことに限定した。「百問計算」は全問正解のみを合格とし、合格するまで、同じプリントに取り組むというもの(全部で七十種類準備)で、小学校算数のプリントは最初にどの段階でつまづいているのかを調べる診断テストを行い、つまづいている段階のプリントに取り組むというものである。

一旦足踏みをしたプリントの「個別化」であるが、生徒のつまづきがさまざまであること、また、その生徒のつまづいているところが「わかっているところ」と「わからなくなったところ」の境目であることが本人にとってもはっきりしてくるなど、手間がかかる分だけの成果があるという

ことがわかってきた。

ただこの「基礎」という名称の授業は、評価・評定に入れないということと、二、三名ほどの担当だけではとても対応しきない状況であったことから「数学」「英語」の「 $+\alpha$ 」的な復習中心の授業へ移行していくことになった(平成十九年度)。

「百問計算」「小学校算数段階プリント」については、朝学習、また「月1」の学習内容として定着していくことになる。

(五) 算数・数学における自主学習の難しさ

これまでは、理解の段階がはっきりしている算数・数学について、「個別化」をしてきたが、算数・数学についてはもともと苦手意識が多くの子にあり、一度壁に当たってしまうところから先は自力では突破できない状況があり、学習習慣づくりとしてはあまり向いていない。多くの学習法の解説書にあるように、「まず学習するために机の前に座ったら、何も迷わず取りかかれることを

しよう。じっくり集中できる状況になってから、考える学習に移ろう」ということで、算数・数学がとつかかりの学習にはならない。そのような理由から漢字や英単語の取り組みを進めなければいけないと感じていた。

(六) 国語漢字、英語単語の「個別化」

平成十九年度より、漢字・英単語の「個別」の取り組みを始めた。それまでも、漢字や英単語の取り組みは進めてきているが、「一律」プリントで、できる生徒、できない生徒に分かれてしまうだけの結果になっていた。小学校・中学校の漢字が、学年別に五十字または百字ずつのコピー・フリーのプリント集（八十枚）、また、英単語四十語ずつの英単語集（二十五枚）を元に、暗記すべき漢字、英単語をわたし「月1」で確認テスト、採点し、間違えた漢字・英単語にチェックを入れたもの、また進行状況に応じた次の段階のプリントをわたす、を繰り返す。合格漢字数、語数はランキング表として掲示していくことにした。正確

に覚えていくためには、覚えるべき漢字、英単語を何度も書く訓練をしなければならぬ。それが、寮での自主学習時間の活用につながればと意図した。

漢字の取り組みについては、予想以上の意欲的な取り組みとなっている。算数・数学の取り組みとちがいで、多くの生徒が熱心に取り組み、そのランキング表の張り替えのたびに掲示板に集まっている。その取り組み成果がはっきり表れるので、いい刺激となっていると思われる。熱心に取り組みでいる生徒は、覚えるべきものをほぼ完璧に覚えており、暗記のための努力がうかがえるものもある。また、細かいミスになかなか気づかず、三度目、四度目にやっと正解となることもある。覚えるべき漢字のチェックを個別にしているが、その生徒の個性が感じられ、その作業は大変楽しいと感じている。

残念ながら、英単語の取り組みは、漢字ほど意欲が感じられていない。中学校から始まった英語の学習である。児童自立支援施設に入園してくる生徒の多くは中学校からの問題行動によってであ

る。「b・d」の区別、「p・q」の区別、複雑な読みとスペルとの関係、やはり英単語の取り組みは大変である。取り組み二年目に入っているが、一年半もかかって五語とか、十語程度とか、全く意欲が見られない生徒も多い。しかし、見事千語完了した生徒も三名いる。幅広い学力差が感じられる結果となった。別な意味だが幅広い学力差に対応した取り組みとも言えるのではないかと思っている。

(七) 三年生英語の復習を習熟度別に

平成二十年度より「+a」の英語の授業を三分割の習熟度別としている。実力テストで二十点取れない(記号、リスニングなどでも十点は取れる)生徒が七〜八割いる状況で、どのように底上げがはかれるか、今、取り組んでいる。

(八) 合同学習会を定例化

夏休み前期・後期に分けて約八日間、分教室教員と寮担当者による「合同学習会」を例年実施し

ている。その内容は、ふだんの基礎学力の充実・定着活動と連動しており、「一律」から「個別化」へと進めてきた。多くの大人で、質問に対応しようという意図で、クラス別から学年を越え、寮単位をもとにしたグループ分けに平成十九年度から変え各寮の担当者に協力していただきやすい形態にした。生徒たちも意欲的に質問し、学習がよく進んだという経験から、夏休みに限らず定期的に行うことを提案し、連絡会で毎週放課後一時間の時間を分けていただいた。火曜日に六校時として追加し「合同学習会」とした。小学校算数・中学校数学の復習の取り組みとして、おもに、前述の「百問計算」「小学校算数段階プリント」および「中学校数学復習プリント」に取り組み、生徒の質問に対応している。

五 取り組み上の留意点

(一) 生徒達に呼びかけていること

○ 正解にならないことをくやしがるう！

ちがっていても何とも感じないということは、精一杯やっていなかったということになる。適当にやっただけ、なんて言い訳しないように。「一生懸命やったのに、何でまちがいやねん。」と、感じるくらいでないといけない。解き方の誤解かもしれないし、単に字が読みにくいからかもしれない。

○ 「わかっていること」と「わかっていないこと」の境目を知っておこう！

多くの場合、「なんかわからへん」といって、苦手意識ばかりで、意欲をなくしているということはないか。この境目を知って、そこを徹底的に復習すると、解決していくはずだ。

○ 一人であきらめないで、人を頼ろう！

遠慮なく「HELP」を求めることが大事。意

欲的になれば、吸収が速く、その達成感が次の意欲を生んでいる。

○ 他人と比べず、以前の自分と比べていこう！

今の自分が、上昇傾向なのか下降傾向なのか、どうだろう。一つ一つを解決させていくと、自信がつきドンドン上昇するよ。上昇していたら、素直に喜んでいいよ。

(二) 指導者の心得

○ 「意欲」を持たせることに焦らない

なかなか意欲が出ない生徒もいるが、その状況では「強制」は避けたい。時間がかかっても、意欲の始めを待つ。その時にその状況にふさわしい教材が提供できることが大事だ。

○ 質問には丁寧に応える

自発的な質問は意欲の表れであり、そのチャンスを逃さないようにしたい。

○ 余裕のある生徒を伸ばすことも怠らない

学力的に余裕のある生徒が、さらに向上しよう

という雰囲気を持っているかそうでないかは、周りの生徒に大きく影響する。自分のことだけでなく、周りへの援助（疑問点の解決）にも貢献してもらいたい。

(三) 指導の記録より

○ 苦手だった分数を克服したA君

分数ができないということで、数学に苦手意識があり、学習意欲が欠けていたが、夏期合同学習会で分数の意味から学習を始め、三十枚のプリントを仕上げ自信をつけることができた。二学期からの意欲につながった。

○ 一〇〇〇語達成をしたBさん

三年生で入園し、前半表情が硬く心配させられたが、後半になってランキング表の上位をめざし、一週間で八〇〇〇語のペースで、一〇〇〇語暗記を達成した。他の教科でも意欲的に取り組み向上した。何か具体的な取り組み目標を達成することで、精神的にも落ち着きが見られるようになった。

○ 集中力がついたC君

一〇〇題計算で、一年時には落ち着きがなく、二〇分かかってても半分しかできていなかったが、三年生になって集中することができ、短時間で全問正解を続けることができるようになった。

○ 計算は得意なD君

他の分野ではあまり意欲が感じられないのだが、計算・算数・数学については自信があり、常に上位グループにいる。

○ 九九が苦手？ でも、あと六つほどのE君

九九ができないということで、算数・数学に意欲的ではなかったが、よく確認すると六八・六七・七八・七七などだけだった。

○ 漢字は常に第一位を守り続けているF君

漢字については、ほぼ全問正解を続けているが、英単語になるとペースが悪い。英語は嫌いだからと言い続けている。漢字についての自信を足がかりにしてほしいと思う。

○ 質問が多く積極的、でもペースが悪いGさん

特に時間を設定して個別に指導を行うが、質問に対し説明していくとほとんど理解してくれる。しかし、勉強以外のことを話しかけてくることも多く、理解をしようとするよりもむしろコミュニケーションを求めているようだった。

○ 数字の書き方から直したH君

数字の書き方が乱暴で、書き方が正しくないのにくずして書くため、別の数字ととれる場合もあった。「0」は上から反時計回りに書くのが基本だが、下から時計回りに書くため「9」に見える。「8」の上下がつながっておらず、「5」や「6」に見えるなど。数字に限らず字の書き方のことは、書き順を含めて正しく書くことを指摘する必要があると痛感した。

○ 「こんなことが・・・」と驚く寮担当の先生

合同学習会で改めて低学力を確認することになった。「この子はこのなもできなかったのか」と、生活指導上、いつも苦勞させられているのだが、改めて低学力の実態を確認することで、基礎学力の充実定着の必要性を感じて頂いた。

○ 指導者自身の勉強の機会にも

漢字の学習を系統的に進めていく中で、ワープロの自動変換に慣れきっている大人にとって、書くことの難しさを感じるようになった。小学生段階でも結構難しい漢字を学んでいること、さらに中学校段階になると読むのむたいへんな漢字も出てくる事を知り、日本語で生活することのたいへんさを指導者自ら実感することとなった。

六 取り組みのまとめ

「一律」課題から「個別」課題へと転換を図り、教材のシステム化、また組織的な取り組みの拡大を進めてきた。今年度からの合同学習会定例化は、基礎学力の充実・定着活動が、学園・分教室の中で、重点的な取り組みとして理解されてきた表れであり、さらに充実させることができると感じている。毎日の取り組みを通じて得られる生徒たち

の反応は新鮮であり、ときどき表われてくる意欲的な変化を感じる時、うれしい気持ちになる。

七 あとがき

明石学園は、早くから学校教育を導入してきた。児童自立支援施設への転換を経て、分教室も一般校なみの体制の運営がなされている。しかし、生徒達は様々な悪条件の中、基礎学力が不十分な状況にある。学習指導要領とのギャップをどう解決していくか、これは他の児童自立支援施設内の分教室・分校にとっても重要な課題だと言えるだろう。

「児童自立支援施設 学校教育」ということをネットで検索すると、「児童自立支援施設（旧教護院）について」というページが出てくる。その中の「石原登先生の思い出―残された言葉―」には、派遣教員、分教場方式等について、批判的な記述が多く見られる。「分教場、派遣教員問題に

ついて、どちらも不賛成です。はじめの間はよいようでも、問題が発生する可能性が多いと思いません」。「派遣教員、分教場方式等は、職員間に陰のこもった不満や争いを起こすことが多いようです。教護院は児童と職員の大部分が院内居住という条件にありますので、身分や仕事、勤務時間等が多様化、複雑化するほど、問題が起こりやすいようです」・・・と。

この指摘は依然、分教室の教員にのしかかってくるのだが、分教室の教員が何をすればいいのかという、私たち分教室教員の存在意義が問われているとして、考えさせられる。しかし、教科教育、また基礎学力充実・定着活動に限定するとしても、生徒たちにとって価値ある仕事だと感じるようになってきた今日、今後の生徒たちの基礎学力の充実・定着に向けて、地道に取り組んでいきたい。

学校教育の現状と課題

生徒の実態に応じた指導内容・方法の工夫と改善

国立武蔵野学院内

さいたま市立美園中学校分教室 教諭 原 島 茂 雄

一 はじめに

平成十八年四月一日、二年間の準備期間を経て、国立武蔵野学院にさいたま市立美園中学校分教室が誕生した。

分教室で学ぶ生徒達の学力は総じて高いとはいえない。それは、決して能力的に劣っているからではなく、学習の機会及び学習習慣の不足が原因であると私は考えている。外国語科（英語）の教員である私の授業でも一学期が始まって間もない

頃のある日のこと、その時の学習内容である「アルファベットを覚える」の授業の二回目くらいが終わったあと、一人の生徒（中学二年生）が私の元へ駆け寄り、「オレ、ここに来る前はアルファベットのFぐらいまでしか書けなかったけど、今は（大文字も小文字も）全部書けるツス」と言ってきたことがあった。

以下、生徒達の基礎学力の向上を目指して、分教室開室以来私が取り組んできた具体的な実践内容を紹介する。

二 平成十八年度の取り組み

この年は、国立武蔵野学院に、さいたま市立美園中学校分教室が開室された年である。生徒達は習熟の程度と生活状況から四グループに分かれて学んでいた。各グループには原則として中学校一年生から三年生までが混在しているという状況であった。

まず、生徒達の習熟の程度を調査するために、数回テストを行った。(これは、生徒達からは大変な不評を買った。)その結果、個人のレベルで見れば差はあるものの、全体としては中学校一年生の内容から始めるのが妥当であると判断した。また、授業は、四グループとも同じ内容で行った。スタートはよかったものの、時の経過と共に大きな課題が見つかった。国立武蔵野学院には毎年二〇名前後の生徒が入所してくる。その時期はまちまちである。その生徒達の習熟の程度は中学校一年生の始めくらいである。しかし、授業はほとんど先へ進んでいる。よって、例えば十二月頃に入所してきた生徒は、いわゆる「三単現のS」を

学ぶあたりから授業に参加することになり、それ以前の学習内容をほとんど習得していない場合には相当な負担となってしまう。

三 平成十九年度の取り組み

前年度の課題を解決するために、平成十九年度からは四グループ同一内容ではなく、グループ毎の学習内容とした。また、定期テストごとにグループ替えを行うので、各定期テスト間の授業日数を調べた。その結果が(一)内の日数であり、英語の授業は三学期を除いて十人回前後あることが分かった。そこで、各グループとも十二時間を一サイクルとした。余った時間は、ALITの授業、定期テスト前のテスト内容の解説、翌月の歌の練習などに充てた。

- ・ 一学期 四月十日～五月三十一日(十九)
六月一日～七月二十日(十七)
- ・ 二学期 九月一日～十月三十一日(十八)

- 十一月一日～十二月二十一日（十八）
- ・三学期 一月八日～三月二十六日（二十八）

平成十九年度各グループの学習内容

（ ）は時間数

Dグループ

- ・アルファベット（大文字・小文字）の読み書きを完璧に覚える（四）
- ・基本的な単語を覚える（十二、毎時間少しずつ）
- ・Classroom English（十一、毎時間少しずつ）

Cグループ

- ・基本表現
- 話しかける、聞き返す、お礼、許可、依頼、不調を訴える、買い物、ものを勧める、
- 武蔵野英語（八）

*生徒が日常生活の中でよく使う表現

- ・品詞（一）
- ・文の種類（一）
- ・単数複数（一）
- ・人称（一）

*個人の活動で基本的な単語を覚える

Bグループ

- ・人称十代名詞（三）
 - ・代名詞の変化（二）
 - ・be動詞を使う表現（三）
 - ・一般動詞を使う表現（四）
- *個人の活動で基本的な単語を覚える

Aグループ

- ・D～Bで扱った以外の文法事項をできるところまで
- ・個人の活動に力を入れる（単語、個々にあったプリント、問題集等）

四 成果と課題

《Dグループ》

アルファベットを完璧に身に付けるために大文字・小文字それぞれ二時間ずつ配当し、その後の

授業の中で繰り返し学習させたことは妥当であった。一つの目標を達成することが生徒達の達成感・成就感・成功体験につながったようである。新入生に対しては個別に対応する。その間他の生徒は各自の課題に取り組みという形も定着してきた。

課題

① 集中が持続せず、すぐにうるさくなってしま
う。

② 「書くこと」について、アルファベットを覚
えるための書く作業にはよく取り組めるのだ
が、次段階である単語を覚えるための書く作
業には集中して取り組めない。

これらの課題への対応策として、①については、
単語を覚える「単語探しパズル」に取り組む活動
を入れてみた。これは二十マス四方に大文字が羅
列しており、マスの横に探すべき単語が小文字で
書かれているというプリントで、マスの中から指
定された単語を見つけ出すというものである。指
定された単語が小文字で書かれているため、生徒
は頭の中で小文字を大文字に変換するという作業

を行わなければ見つけれないものである。この
活動にはどの生徒も集中して取り組めた。これを
単語を覚える活動（書けるようにする）にいか
結びつけられるかが今後の新たな課題である。現
在単語のプリントは七枚用意してあるのだが、D
グループは一枚だけとし、その中から定期テスト
に出題するなどしてモチベーションを高めたい。

②については、あいさつとウォーミングアップ
が終わった後、ライティングの時間を五分間設定
し、ノートに単語を書かせた（新入生はアルファ
ベット）。書く回数など細かいことは各自に任せ、
とにかく五分間集中して書く、という活動を入れ
た。

導入当初は全体が集中していられる時間も短か
ったが、次第に集中できる時間も増えてきた。そ
の他、生徒によってはこの活動に対して、目の前
でマルつけをし、頑張りをはめることがモチベー
ションを高めることにつながった例もあった。

また、表現力を少しでも高めることを目標に、説
明を聞いて名前を当てるという活動（連想ゲーム
のようなもの）も取り入れた。簡単な名詞から始

め、次第に難しいものにし、最終的には、生徒が
出題し、他の生徒が答える所までもっていきたい。

《Cグループ》

Cグループの学習は、基本表現の習得である。
これは、「サンキュー」なら「ありがとう」とい
うように、理屈抜きで決まり文句を覚えることで
英語に慣れ親しむことが目標である。表現は教科
書からのものと、日常生活の中で生徒達がよく使
うものである。授業で覚え、日常生活の中で使う
ことにより、定着の度合いを高めることがねらい
である。その時間の課題表現を、全体練習↓個人
練習↓授業担当との会話（評価）という流れで行
った。生徒達の取り組みはよく、ほぼ全員が時間
内に合格（全部覚えた）の評価を受けた。

課題

① 授業内では覚えているのだが、休み時間など
に声をかけてみると、ほとんど忘れてしまっ
ている。つまり、定着状況がよくない。

② 覚えた表現を書けない。

これらへの対応策として、①については、一時
間に扱う表現の量を少なくした。これにより、定
着状況は以前に比べよくなった。②については、
①のようにしたことにより、生徒は評価を受ける
までの時間が短くなった。その余った時間を「書
く」活動の時間に充てることとした。

《Bグループ》

Bグループの学習は、英語になれてきたところ
で、いよいよ文法を学習することである。学習を
通して論理的に英語という言語を学んでいく。扱
う内容が、「人称」「代名詞」「Jo。動詞を使う
表現（現在形のみ）」「一般動詞を使う表現（現
在形のみ）」なので、負担もそれほど大きくなく、
適量だと思われる。

課題

① 「書く力」である。授業内容の理解はできて
おり、口頭での自己表現もある程度はできる
のだが、それをノートやワークシートに正し
く表現する（書く）ことができない。

② コミュニケーション活動がほとんどおこなわれていない。

これらへの対応策として、①については、授業の能率化を図り、ライティングの時間を確保した。②については、ALTの積極的活用により対処した。(開室当初、ALTの訪問はなかった。市教委に要請をして年度途中から訪問が実現した)

《Aグループ》

Aグループの学習は、DとBグループで扱わなかったことを学習することである。生徒達の学習意欲は高く、落ち着いた中にも活気ある授業が行えた。

課題

① 一学期中間テスト以降にAグループに入ってくる生徒に対する指導。

② コミュニケーション活動がほとんどおこなわれていない。

これらの課題への対応策として、①については、

グループ替え以前の内容をダイジェスト版で行う。(もとからAグループにいた生徒に対しては「復習」と捉えさせている)また、授業の能率化を図り、個別指導の時間を設定して個別に対応した。②については、Bグループの場合と同じように行った。

《全体を通して》

昨年度の取り組みは、全体を通しての指導内容は適切であったと思われる。しかし、新たな課題も見つかった。①グループごとの指導内容の調整を図ること。②自分自身の指導方法や授業のさらなる質的改善を図ること。③TT指導において、T1・T2の役割分担を明確にし、連携よく効果的に指導すること。④ALTを積極的に活用すること、等が挙げられる。

五 平成二十年年度の取組

前年度までの反省を受けて日々授業に取り組んでいるところである。今年度は、まずグループ間の指導内容の調整を行うことから始めた。Cグループの内容の一部をDグループに、Bグループの内容の一部をCグループに、Aグループの内容の一部をBグループに移すという形で行った。

指導方法に関しては、T1(主に分教室の教員)・T2(主に武蔵野学院の職員)の役割分担を明確(T1・T2それぞれが授業のどの場面で主導していくのか、つまり、T1が主導しているときにはT2は支援に回り、T2が主導しているときにはT1が支援に回る)にし、連携をとりながら授業を行っている。これは、それまでは鉛筆けずりやティッシュを渡してもらったり、何か問題を起こしたときに注意するのがT2の役割だと思っていた生徒達に新鮮な驚きを与えた。

ALTに関しては、開室当初は分教室への派遣は計画に入っていなかったが分教室への派遣を要請した。十八年度は、二学期に各グループ一回ず

つ、三学期に三回ずつの派遣であった。十九年度からは、本校のALTを派遣してもらうこととなったのだが、ALTとNETを兼ねているため、派遣は毎月一回である。ALTが訪問したときは、普段あまりできていないコミュニケーション活動を行っている。生徒達は訪問を楽しみにしており、毎回生き生きと活動に取り組んでいる。

その様子から、今年度の夏の特別講座(十九年度から始まった取り組み)では、市内のALT六人の派遣を要請し、各寮舎に一人ずつ配属し、出身国の郷土料理を作り、できあがった料理を学院



の生徒・職員全員で分かち合いながら交流するという活動を行った。半日がかりの活動（実際は半日では時間が足りなかった）であったが、有意義に取り組むことができた。「英語でのコミュニケーション」という目標に照らし合わせると多少の疑問も残るが、生徒達にもALITにも好評であつ



た。ALITからは、来年度はもっと時間を増やして活動しようという声も上がった。（写真は、当日の活動の様子の一部である。）

六 分教室の取り組み

分教室開室以来の外国語科における取組を中心に述べてきたが、ここからは、武蔵野学院と連携した分教室としての取組について述べたい。

（一）さいたま市教育委員会学校訪問（計画訪問1）

平成十九年度から実施。指導主事等による授業等の教育活動の参観を通して、教育課程、学習指導、その他教育活動に関する専門的事項について指導・助言をもらい、教職員の資質の向上を図り、学校教育の充実を図ることを目的とする。

（二）夏の特別講座

平成十九年度から実施。分教室の教員が講師を務め、それぞれの専門教科の枠にとらわれることなく武蔵野学院の全生徒と学ぶ機会とし、長期休

業中の「学ぶ意欲」を維持させるための一助とすること及び生徒達との人間関係を深めることを目的とする。

平成二十年度のテーマは、

① サッカークリニック

サッカーを楽しみながらスキルアップする。

② 百人一首大会

百人一首に取り組むことで、国語への関心を高め、古典の世界を楽しむ。

③ ホットとクールそのわけは？

カイロや冷却剤は一般に普及している。これらが化学反応の仕組みを利用していること、エネルギーの一つに熱エネルギーがあることを知ることにより、理科に対する興味・関心を高める。

④ International Feast

A L T の出身国の郷土料理と一緒に作り食する活動を通して、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に資するとともに、

食への関心を高める機会とする。

(三) 生徒会 (平成十九年九月発足)

① 活動方針

武蔵野学院での生活の充実と向上を目指し、生徒の諸活動についての連絡調整、行事への協力、ボランティア活動等の活動を自発的、自治的に行うことにより、自主的、実践的な態度や社会性の育成を図る。

② 主な活動内容

ア スローガンの作成

イ スローガンに基づく各月の目標の設定

ウ 行事への協力

エ ボランティア活動

③ 活動内容の詳細

ア スローガン・各月の目標関係

生徒会の今年度の目標を設定する。年間
の目標を達成するための重点目標を毎月設定する。原則毎月の第一月曜日の講堂集会
でその月の重点目標の発表と前月の反省を

述べる。

イ 行事への協力

いくつかの行事（年間計画参照）の運営に協力する。可能であれば企画にも関わら
せたい。

ウ ボランティア活動

花壇作りへの協力

七 終わりに

以上、開室三年目を迎えた分教室での取組について述べてきたが、徐々にではあるが軌道に乗りにつつある。今後取り組みたいことは、武蔵野学院の資源の活用である。

武蔵野学院には、

- ① 広汎性発達障害の専門家である児童精神科医
- ② 心理テストやカウンセリングから生徒達の能力、対人関係、情緒面の発達の状態の把握を行う心理療法士

③ それら個々の生徒達の状況を把握した上で、

年間計画 * 生徒会本部会定例開催日 第1金曜日

月	主な行事	行事への協力	その他
4		芸術発表会に向けての準備	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会組織作り ・スローガンの決定 ・各月の重点目標の設定 ・講堂集会での発表 ・ボランティア活動への協力 ・その他、要請があった場合の協力
5	芸術発表会		
6			
7			
8			
9		武蔵野運動会に向けての準備	
10	武蔵野運動会		
11	関東少年文化祭	関東少年文化祭に向けての準備	
12	Xmas園遊会・演説会	園遊会・演芸会に向けての準備	
1		スキー旅行に向けての準備	
2	スキー旅行		
3	養成所卒業式 卒業証書伝達式	養成所卒業式に向けての準備 卒業証書伝達式に向けての準備	

個々の指導に当たるとともに集団として育て、
自立支援を行う寮担当者、等

このような人材がそろっている。これらを一般校の校内研修や保護者・生徒を対象とした講演会の講師として招聘し、生徒達のとらえ方、接し方、子育て支援の一助としたい。また、全国にある児童自立支援施設からの実践例（指導案・効果的な指導法・教材等）を収集し、それらを整理し、武蔵野学院から全国の施設に情報発信し、生徒の基礎学力の向上と自立支援推進の一助としたい：等。

これらは、さいたま市立美園中学校分教室が単なる一施設の分教室にとどまらず、地域や各施設のカリキュラムセンター的な役割を果たせるようになるための、新たな課題と捉えている。そして、その解決に向け、分教室と武蔵野学院が更に連携を深め取り組んでいきたい。

資料1 「学校と関係機関との行動連携」

平成20年5月30日(金)

国立武蔵野学院

美園中学校分教室

学校と関係機関との行動連携

—児童自立支援施設と学校との行動連携—

はじめに

学校における児童生徒のいじめ、暴力行為・非行、などの問題行動、不登校は、依然として憂慮すべき状況にある。また、子どもを取り巻く環境は、核家族化や少子化・高齢化の進展、家庭や地域の子育て機能の低下等大きく変化しており、養育力に欠ける保護者による児童虐待が全国的に多発している。こうした状況を背景に、児童生徒の問題行動等への対応や立ち直りを支援するために、学校と関係機関との連携が極めて重要である。

行動連携に当たっての基本的な考え方

1 学校と関係機関等との行動連携に関するこれまでの提言等

- 「心と行動のネットワーク」一心のサインを見逃すな、「情報連携」から「行動連携」へ
(平成13年4月)
- 「問題行動等への地域における支援システムについて」
(平成14年3月)
- 学校と関係機関等との行動連携を一層推進するために
(平成16年3月)

2 学校と関係機関等との行動連携の実態

<関係機関との日ごろからの連携が不十分な場合がある>

- ・実際に関係する機関等の権限や具体的な役割を熟知していない教職員が多い学校がある。
- ・日ごろから関係機関と十分な意思疎通を図らずに、「(相手機関が) やってくれるはず」とか「こちらの対応は分かっているだろう」と一方的に判断して行動した結果、相互不信を招く事態に陥っている学校がある。
- ・関係機関等に任せきりにしてしまっている学校がある。

(「学校と関係機関との行動連携を一層推進するために」平成16年3月学校と関係機関等との行動連携に関する研究会)

3 行動連携(サポートチーム)の効果・成果

- 児童生徒の問題行動等に対して複眼的な対応が可能となった。

多角的な視点から多様な指導・支援を行うことができるため、関係機関等が共通理解の下、指導・支援を行うことにより、問題行動等を起こす児童生徒の効果的な立ち直り支援が可能となった。

<取組例>

サポートチームの活動を通じて、関係機関の活動内容や活動状況、関係機関の権限の限界や少年事件の法的な流れ等について理解することができた。また、関係機関による情報収集の方法、方針決定の在り方、保護者への接し方、問題行動の背景のとらえ方などを知ることにより、学校にとっては、教職員の意識改革、生徒指導体制の見直し、指導方法の工夫・改善につながった。

※「サポートチーム」は、問題行動等を起こしている個々の児童生徒について、学校、教育委員会、関係機関等が情報を共有し、共通理解の下、各機関等の権限に基づいて多様な指導・支援を行うために形成されるものである。

(「サポートチーム等地域支援システムづくり推進事業」の取組)

4 学校と関係機関等による連携の推進

サポートチームの活動を通じて「関係機関等との行動連携の実効性が高まった結果、児童生徒の効果的な立ち直りに結びついた例も少なくない。しかし、これまでサポートチームが形成された事例の中には、非行の度合いが進んでいたりと、問題が複雑化して指導が困難であり、サポートチームを形成して、各機関がそれぞれの専門性を生かしながら一体となった活動を行っても、既にその時には対応が難しい場合も少なくなかった。また、サポートチームの形成までは必要ないと思われるもの、学校や家庭における通常の指導では改善される見込みが薄い場合や、保護者の養育力が低い場合、保護者が非協力的な場合のように、教職員による対応だけでは手詰まり感を感じる事例が多くなってきている状況もある。こうした手詰まり感を防ぎ、児童生徒の問題行動等が深刻化する前に効果的に対応するためには、問題行動等の初期の段階から状況を把握し、関係機関のみならず地域の身近な人材を活用して情報交換や検討を行うことが有効であると考ええる。そのためには、学校が積極的に地域の人材に協力を依頼し、また、日ごろから関わりの必要な関係機関にも参加を依頼して「校区内ネットワーク」を設ける必要がある。「校区内ネットワーク」は、主として中学校区単位で形成され、学校の生徒指導の機能を強化し、日常的に児童生徒の問題行動等に対応していくためのものとして位置づけられる。また、地域における連携を一層推進するためには、地域の教育力を生かした子どもの健全育成に関する連携を広く日常的に行っていくことが重要であり、そのためには、「市町村ネットワーク」を活用していく必要がある。「市町村ネットワーク」は、当該市町村において、学校、教育委員会、警察署、少年サポートセンター、児童相談所、児童自立支援施設、福祉事務所、保健所等の関係機関、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、少年警察ボランティア、PTA等地域の人材を構成員としたネットワークであり、サポートチームの基盤となるものとして位置づけられる。

行動連携に当たっての具体的な方策

以下は、これまで述べてきた基本的な考え方にに基づき、児童自立支援施設と学校と連携し、児童生徒の問題行動等へ効果的に対応していくための具体的な方策である。

1 日ごろからの連携

<定期的な情報交換>

定期的な情報交換においては、抽象的な議論に終始することなく、実質的な情報交換に努める。また、出席者のレベルや開催回数に無理がないよう工夫する。例えば、次のようなものが考えられる。

○原籍校連絡会の実施

○授業参観

○研修会に指導者として招聘

<施設に入所した際の対応例>

家庭に問題があり、学校生活に適應できず反社会的行動を繰り返す生徒が児童自立支援施設へ入所し、施設内の分校に転校した。元の学校の担任、生徒指導主事、校長に加えて、入所前に家庭へ関わっていた地域の民生・児童委員が定期的な面会を続けて励まし、進路等についても指導・支援を行うよう努めた。

2 復学後の連携

<アフターケア>

実際に家庭、学校での生活が再スタートすると、それぞれの思いが衝突し、感情的なぶつかり合いに発展することも出てくる。施設職員と連携しながらアドバイスをを行い、具体的な相談を行う。施設へ入所するまでは、大人に対して不信感を募らせていた子どもが、施設職員を信頼し、失敗したときに自ら連絡・相談ができるようになったことを、施設職員は最大の自立支援効果と受け止めている。子どもが失敗時に連絡・相談してくることによって、施設職員と学校の早期対応が可能となる。

- 施設職員による退所児童生徒への電話連絡による相談・支援
- 施設職員との家庭訪問
- 施設内学校の教員や児童相談所の児童福祉司、家庭復帰支援員など入所中に関わりがあった関係機関との連携

今後の課題

- 事例、実践例の収集

参考資料

- 1 「学校と関係機関等との行動連携を一層推進するために」学校と関係機関との行動連携に関する研究会（平成16年3月）
- 2 「児童福祉施設における非行等児童への支援に関する調査研究事業報告書」全国児童自立支援施設協議会（平成20年3月）
- 3 「東京の児童相談所における非行相談と児童自立支援施設の現状」東京都福祉保健局（平成17年3月）

授業等における共通理解・共通行動

1 授業態度

どの職員も同じ指導ができるように。

- ①けじめ・礼儀
 - ・返事、態度、挨拶等。
- ②姿勢
 - ・足組み、突っ伏す、居眠りをしない等
- ③ルール作り
 - ・退番の仕事、机の上に用意するもの、別の教室に移る際に騒がない等
- ④体調不良への対応
 - ・授業が続けられない場合は寮担当が寮に連れて帰る。
- ⑤トラブルの対応
 - ・原則は授業担当者が行う。問題がグループに及ぶ場合は、授業担当者と連携し、グループ担当者も行う。
- ⑥その他
 - ・トイレは寮で「休み時間に済ませておく」ように指導しているので、同様に指導した上で許可する。(体調不良の場合はこれに限らない)。

2 情報の制限

「言えない」「教えられない」迷ったら「言って良いか確認してから答える」。

- ①自分自身及び他の職員・養成所生の個人情報に関すること
 - ・特に埼玉県内出身児童に対しては、どこで繋がっているか分からないので家庭、地域、さいたま市内の中学校に関して話題にしない。
- ②職員の勤務・異動に関すること
 - ・交替寮の勤務日、職員の休暇日は当日生徒に知らされる事になっている。
- ③児童の個人情報に関すること
 - ・児童間では非行内容は口外禁止。特に重大事件の児童はその特定ができないように配慮する。国籍、罹患歴等公表したくない児童がいるため要注意。
- ④児童の無断外出・問題行動に関すること
 - ・無断外出の事実、観察寮への入寮、出寮状況について他の生徒は知りたがるので要注意。
- ⑤児童の面会・許可外出・退院に関すること
 - ・面会・許可外出は当日、退院は早くても前日夜まで児童本人に知らされない。
- ⑥児童の部活動等に関すること
 - ・部活動入部の可否は教務会で決定。入部日等は寮担当と監督の判断により、当日まで知らされない。
- ⑦退院した児童の予後に関すること
- ⑧養成所生の配属に関すること
 - ・配属開始日・終了日、配属先等は当日まで生徒に知らされていない。
- ⑨院内の行事に関すること
 - ・行事開催日時はだいたい1週間前位に武蔵野新聞で生徒に知らされる。院外行事については外出先、昼食の内容等については(ケース'ケース)直前まで言わない。
- ⑩非行や犯罪のニュースに関すること
 - ・その当事者が入所してくる場合があるため。

- ⑪性教育、しよく罪教育に関すること
 - ・両者の取り組みに関して施設内で慎重に検討中であるため安易に取り扱わない。
- ⑫近隣の地理に関すること
 - ・無断外出の参考になってしまうため近隣の道路や交通手段については話さない。
- ⑬その他
 - ・生徒に対するサプライズ企画等。

3 物品の管理

授業担当者は、事前に十分打ち合わせを行う。(所在・数の確認と管理。生徒への取り扱い説明等)

- ①道具の準備と事前確認
 - ・通し番号を付ける。
 - ・使う物、貸し出す物は基本的に全員平等(質や量において)になるよう配慮する。
 - ・色鉛筆は全色揃っているか、ケースはあるかなど必ず確認する。
 - ・筆記用具で寮管理の赤鉛筆等出されていない場合は、授業者はその事情をくんで貸与する。
- ②道具、教材を使用する前に指導
 - ・ふざけない、壊さない、他の子のものと取り替えない、なくさない等
- ③使用法について約束事を決める
 - ・教卓から勝手に持って行かない、壊してしまった時どうするか、先生が説明している時は触らない等。
- ④回収するときは必ず数を確認する
 - ・数が揃わないときは、出て来るまで教室内の生徒を教室外に出さない。なくした子だけを教室内に残して解散してしまうと、二度と出てこないと考えて良い。
- ⑤特に刃物、針(先のとがったもの)、有機溶剤系の使用は最小限に
 - ・ペンの使用は出来るだけ油性ではなく水性にする。
 - ・実習等はなるべく火や刃物の扱いを最小限にとどめるように工夫。
 - ・折れ刃カッター等は特に注意。(折った破片を隠し持つなど)
- ⑥生徒の手の届くところに物品を置いておかない
 - ・基本的に院内での面紙の使用は禁止。行事などの際にはハサミ、油性マジックの管理を徹底。
- ⑦私物の管理
 - ・タバコ、現金、携帯電話。

4 その他

- ①院内での撮影の禁止
- ②ADHD、LD、軽度発達障害、知的障害等への対応
 - ・ふりがなが無いと読めない子も多い。
- ③宿題はできない場合も配慮
 - ・寮の日課により宿題を出されてもやる時間が無い場合も多い。
- ④寮への報告
 - ・何か気になることや褒めたこと等特記事項については、ファイルメーカー児童記録へ記載する。(報告・連絡・相談)
- ⑤環境整備
 - ・落書きや破損等は放置すると次の落書きや破損を誘発する。(割れ窓理論)

児童自立支援施設に今後求められる学校教育とは

入所児童の特性と特別支援教育の現状から

滋賀県立淡海学園内

甲賀市立土山中学校布引分教室 教頭 金 田 眞 宏

一 はじめに

本年八月七・八日に、愛媛県立えひめ学園で「全国児童自立支援施設に併設された学校連絡会」が開催された。本年度で七年目を迎えたこの会議は、通称「分分会議」と言われ、西日本の児童自立支援施設内分校・分教室の教員を中心として、四国ブロックの持ち回りで開催されてきた。

この会議には学校教育導入を検討中の施設も全国各地から参加し、情報交換や意見交流がなされている。各都道府県にないし二しかない特別な学校であるため、一般校にはない独特の教育を研修したいと思う教員にとっては、非常に貴重な機

会となっている。

この連絡会議でこれまで話題となっていたのは「学校教育導入と学校運営」「施設と学校の連携」「学習指導や進路指導」の三つであったが、本年度より「特別支援教育（発達障害児の教育）」が取り上げられた。

今回の「非行問題」第二一五号では、特集として「学校教育」を取り上げ、この四つのテーマでのご執筆をお願いしてきた。ところが、あいにく特別支援教育については投稿がなく、話題提供を急遽編集局で行うこととした。しかしながら、いざ執筆してみると、特別支援教育は始まってまだ日が浅く、さまざまな情報が入り乱れていることも

あり、その整理に終わってしまうこととなった。お目だるい点が多々ある報告となってしまったが、今後の参考として頂ければ有り難く思う。

二 入所児童の特性の変遷

私は大学を卒業した昭和五十年からの三年間と、教頭として赴任した平成十七年からの四年間、計七年間をこの施設で勤務している。一度目の勤務は特殊学級「布引学級」であり、二度目の勤務は普通学級「布引分教室」である。後から知ったことであるが、淡海学園に学校教育が導入され教員が派遣されたのが昭和四十三年であり、私が勤務したのはその八年目に当たる年からであった。

この二回の勤務を比較すると、教員の立場・教育課程・児童の特性等で大きく異なっている。ここでは児童の特性を中心に見ていこうと思う。

(一) 昭和五十年代の児童

大学を出てすぐの勤務であり、施設職員も二十

代が多く全員が子どもと共に活動し、子どもを知ること懸命であった。当時は学科指導主体の時代であり、教員とは言っても学習指導に専念するわけではなく、作業・クラブ・学園行事等学園活動全般に関わっていた。泊まり勤務はないが、単独職員が泊まりの時は寮舎に泊まり、四六時中児童との生活を共にしたこともあった。

当時の児童の印象は、「人なつっこい」「嘘が上手」「イライラさせる」「物をよく隠す」「逃げるのが上手」「勉強よりも運動や作業が好き」「力関係でランク付けをする」等である。学習でも二割ほどの児童は教科書を見ながら問題集に自主的に取り組むことができ、学級によっては複々式の授業をすることができた。

このような昭和五十年当分の入所児童の傾向（「淡海」十二号より）は次のようであった。

入園前の問題行動傾向では、窃盗が四〇%と最も多く、続けて怠学が一五%、乱暴反抗が八%、放浪が八%、弄火が六%等となっている。

児童の知能（IQ集団検査済みの者）では、詳細を紹介できないが、九〇以上の児童が全体の七

割を占めていた。

当時は「学校の荒れ」がピークとなる前の時期であり、窃盗・万引きが中心の真犯少年が大多数を占めていた。つまり、能力はありながら生活の乱れで学力不振に陥っている様子が見て取れる。従って、欠けている学力を回復することで、自然と学習意欲を高めることができた。もともと境界領域の児童もいたため、到達度別学級編制が有効であった。

(二) 児童の変遷と現在の児童

平成年代に入ると、入所前の問題行動では窃盗が三〇%台に減少し、代わって家出や不良交遊、シンナー等の薬物・喫煙、暴力が増加するようになった。本園の最近五年間の入所前問題行動を見ると、下の右表のようになっている。項目は異なるが、平成十七年度の全国の調査結果を見ると下の左表のようになっており、性非行・不良交友・生活指導が増加しているようすがわかる。

児童の知能は、平成六年度から児童生徒指導要録が改訂され集団検査が実施されなくなったため、

児童相談所等でのWISC-IIIの検査結果を見るしかないが、傾向として七〇―八〇台の児童が六割強を占めている。WISC検査の結果数値の方が集団検査より概ねやや高いことを考える

平成17年度 全国児童自立支援施設入所理由

理由	割合(%)
窃盗	23.1
家出・浮浪・徘徊	14.0
暴力非行	12.9
性非行	11.8
施設不適応	6.3
家庭内非行	4.6
要生活指導	4.2
校内非行	3.0
不良交遊	2.8
放火・火遊び	2.4
薬物非行	1.3
強盗等	1.1
その他	12.6

入所前の問題行動
平15～19 淡海学園

種類	割合(%)
窃盗・恐喝	31.9
被虐待	14.1
養護に欠ける	9.2
暴力	8.6
家出浮浪	8.1
不純異性交遊	5.9
不良交遊	3.2
外泊	3.2
不登校	2.7
交通違反	2.7
集団不適応	1.1
シンナー喫煙	0.5
その他	8.6

と、入所児童のIQは過去の方がかなり高かったという結果になる。

現在の児童に共通してみられる特徴としては、過去の片鱗も見られるものの、「キレル」「物に当たる」「依存的」「すべての活動に意欲がない」「苦しい状況から逃げる」「自己表現力に乏しい」などの特徴がある。しかも個々の課題が異なり手がかかるといふ状況になっている。

このように入所児童が変化している原因として、平成十年の児童福祉法改正による対象児童の拡大がある。その結果、「被虐待児」や「発達障害児」が多く入所するようになった。特に「発達障害児」の教育は、すでに「特別支援教育」として学校教育の中で始まっている。次節ではこれについて紹介する。

三 発達障害と特別支援教育

(一) 発達障害とは

平成十五年三月の文部科学省調査研究協力者会議最終報告「今後の特別支援教育の在り方」や平成十七年四月施行の「発達障害者支援法」の中で、「発達障害」として「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）」というこれまで耳慣れない用語が登場した。さらにこれらは、「脳機能の障害」であるとされていた。

こうした用語は精神疾患の用語であり、専門外の教育関係者にとっては用語の定義や位置づけを知るよりも先に、用語自体が一人歩きすることとなった。今回の執筆に当たり、様々な文献や情報と本学園の心理職員の協力を得て、通説と思われる所を次ページの表のようにまとめてみた。

精神疾患の診断体系は、主として三つの機関の分類法がある。

精神疾患の分類（アメリカ精神医学会 DSM-IV による）

	上位カテゴリー	中位カテゴリー	下位カテゴリー	特 徴	備考
発 達 障 害	広汎性発達障害 (PDD)	自閉性障害 (自閉症)	高機能自閉症 ¹	知的発達の遅れを伴わず、言葉の 発達の遅れがある IQ70以上	※
			典型的な自閉症	知的発達の遅れを伴う場合	
		アスペルガー障害	知的発達の遅れを伴わず、言語の 遅れを伴わない	※	
		レット障害	(省略)		
		小児期崩壊性障害	(省略)		
		特定不能の広汎性発達障害	(省略)		
	学習障害(LD)	読字、算数、書字表出等の障害		知的発達の遅れはないが、認知能 力の一部に障害がある	※
	精神遅滞			行政用語で知的障害に当たる	
	注意欠陥及び 破壊的行動障害	注意欠陥・多動性障害(ADHD)		年齢や発達に不釣り合いな注意力 や行動の障害	※
		行為障害(CD)		年齢不相応の社会的規範や規則 の侵害が反復し継続する行動	
反抗挑戦性障害		反抗、敵対、挑戦的行動			
その他の発達障害					
他	統合失調症(旧 精神分裂病)、摂食障害、人格障害など				

注) 1 高機能自閉症はDSMの分類にはないが、位置づけとしてはこの部分になる。
備考欄の ※ は軽度発達障害と言われ、特別支援教育の対象とされている。
「軽度」や「高機能」とは、知的遅れがないという意味である。

- ① 世界保健機構(WHO)のICD-10
- ② 米国精神医学会のDSM-IV
- ③ 日本精神神経学会

である。様々な文献の中で最も採用されているのがDSM-IVである。このDSM-IVによると、発達障害には十種類以上ある。発達障害は通常幼児期・小児期・青年期に初めて診断される障害であるためこの名があり、この時期に適切な治療や対応をすることで進行が抑えられるものが多い。発達障害を診断する際には、どの分類に属するかを明確に区別することは難しい。それは障害の重複があったり、境界領域の症状もあるからである。そこで「群」や「スペクトラム(連続体)」という表現が使われている。

なお、アスペルガー障害は自閉症の中に含まれるとの見方もあるので、両者の上位カテゴリーである「広汎性発達障害」という用語も使われる。

この発達障害の中で、知的な遅れを伴わない発達障害をかつて学校関係者は「軽度発達障害」と呼んでいた。同様に高機能自閉症の「高機能」と

いう用語も知的な遅れがないと言う意味であるが、どちらも誤解されやすい用語である。知的な遅れがないとは、概ねIQ七〇以上を意味している。なお、軽度発達障害の見立てについては「非行問題」第二一四号に木谷氏が書いておられるので参照して頂きたい。

前述の四つの発達障害以外に、施設教育に携わる者として注目したのが「行為障害」と「反抗挑戦性障害」である。これらはいわゆる非行少年に多い障害であり、成人期に人格障害に発展する可能性があるとされている。(なお、日本精神神経学会は医学的診断から外している)

(二) 特別支援教育のはじまり

文部科学省は平成十四年度に特殊教育等についてのアンケート調査を実施した。その結果、特殊教育サービスを受けている子どもは、全学齢児の約一・五%であり、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒が六・三%にのぼっていることがわかった。このアンケート結果

は、上野式チェックリストをもとにした担任教師の回答によるもので、専門家チームによる判断や医師の診断によるものではないことや、LD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒の割合を表すものと一致はしないとの補足がある。

このアンケート結果を受けて、前述の調査研究協力者会議の報告がなされ、発達障害者支援法の成立や学校教育法等の改正へとつながっていった。さらに平成十八年十二月の教育基本法改正もあり、学校教育関係の法令はずいぶん改正されてしまった。古い教育法規集は役に立たなくなつた。

現在、特別支援学校・特別支援学級・通級対象児童生徒は、次ページの表のようになっていゝ。特に平成十八年度からは通級対象者の中に新たに三つの発達障害が加えられた。

○ 通級の対象となる者として、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者を加えた。

○ これまで情緒障害者として包括していた者を自閉症者と情緒障害者に分けた。

○ 年間の通級時間は障害の種別によって次の表

特別支援教育対象児童生徒の拡大
平成18年3月の学校教育法施行規則改正
による通級対象者の変更

通級の時間

のように分けた。

改正前	改正後
1 言語障害者	1 言語障害者
2 情緒障害者	2 自閉症者
	3 情緒障害者
3 弱視者	4 弱視者
4 難聴者	5 難聴者
5 その他	6 学習障害者
	7 注意欠陥 多動性障害者
	8 その他

言語障害者	35～ 280 単位 時間
自閉症者	
情緒障害者	
弱視者	
難聴者	
その他心身に 故障のある者	10～ 280 単位 時間
学習障害者	
注意欠陥 多動性障害者	

小中学校における特別支援教育概念図 (2006 文部科学省より)

援特 学別 校支	視覚障害	肢体不自由	0.52%	1.86%
	聴覚障害	病弱・身体虚弱		
知的障害	【学校教育法第80条】			
一 般 の 小 中 学 校	1 知的障害者	5 聴覚障害者(難聴者)	0.96%	6.3%
	2 肢体不自由者	6 その他(言語障害)		
	3 身体虚弱者	(情緒障害)		
	4 視覚障害者(弱視者)	【学校教育法第81条】		
	1 言語障害者	6 学習障害	0.38%	
2 自閉症者	7 注意欠陥多動性障害者			
3 情緒障害者	8 その他(肢体不自由者)			
4 視覚障害(弱視者)	(知的障害者)			
5 聴覚障害(難聴者)	(病弱・身体虚弱者)			
【学校教育法施行規則第140条】				
学通 常 級	学習障害	等		
	注意欠陥多動性障害			
	高機能自閉症			

注) 6.3%数値は、平成14年度の学級担任等へのアンケートの結果による

(三) 特別支援教育への取り組み方

平成十九年四月より特別支援教育が開始されたが、名称が変わったこと、対象児童生徒の幅が広がったことに加え、「特別支援教育は全校体制で取り組むもの」とされ、校内組織の刷新が必要となった。その取り組み方は次のようになる。

- 特別支援教育推進体制の整備と取組
- ① 特別支援教育に関する校内委員会の設置
- ② 実態把握
- ③ 特別支援教育コーディネーターの指名
(多くは特別支援学級担任が兼任)
- ④ 個別の教育支援計画の策定と活用
- ⑤ 個別の指導計画の作成
- ⑥ 教員の専門性の向上

教員の専門性の向上として具体的には、発達障害者の見立てやその特性の理解と把握。通常学級における発達障害者への対応の仕方などがある。新たな診断名を持つ児童生徒が登場(実は従前

から存在していたのだが気がつかなかった存在)したが、対応の仕方がわかるということとは指導上有り難いことであった。特にADHDの者が適切な薬を服用する効果は目に見えてわかり、アスペルガーの者はこだわりが強いことを理解することで、言動を受け止めてやれることができた。

このように、発達障害を理解しそれに取り組むことは、これまで放置されてきた児童生徒に対し個々に適した教育が行えるようになっていく。

(四) 対象児童生徒の認定

特別支援教育の対象となるには、保護者や本人の希望も重要であるが、就学指導委員会の判定や医師の診断等が必要となる。

特別支援学校や特別支援学級への入学・入級対象者、通級対象者はすべて各市町村の就学指導委員会に申請する必要がある。この申請は年度初めになされるのが通例である。資料としては、保護者の意見・家庭状況・学習状況・生活行動状況・公的な知能検査・医師の診断結果等が必要であ

る。その後、観察会や検討会、校内就学指導委員会を経て市町村の就学指導委員会で審査され、十月頃から答申が出される。

特別支援学校への入学・転入の場合は、通常十一月中に都道府県教育委員会に報告しなければならない。特別支援学級への入級は、基本的には期限の規定はない。

ただし、特別支援学級を新設したり、入級や入学に際して学級数の変動が起こる可能性がある場合は、教員配置数に影響するため、あらかじめ年度当初より都道府県教育委員会へも報告しておく必要がある。

(五) 通級について

かつての特殊学級は、入級児童生徒が大半の授業をそこで受ける「固定式」であった。しかし、昭和五十年頃から、入級児童生徒が一部の教科を通常学級で受ける「交流」や、通常学級の児童生徒が特殊学級で特別の指導を受ける「通級」が行われるようになった。

通級の形態はその後変化し、現在は「自校の特別支援学級」「他校の特別支援学級」「自校の通級指導教室」「他校の通級指導教室」への通級がある。また指導する教員も、「通級指導担当教員」「特別支援学級担当教員」「特別支援学校の教員」があり、巡回指導も行われるなど実態に即した多様な形態となっている。

平成十九年度では、全国で小学生四万三千人、中学生二千人が通級による指導を受けている。障害種別では言語障害が六五%、自閉症が一二%、情緒障害が七%等となっている。小学校では対象者が五〇〇人を超えている都道府県が約六割あり、中学校では対象者が一〇人に達していない都道府県が約半数であるなど、都道府県による温度差もあるが、年々対象者は増加し進展している。

自校で指導を受ける場合は、対象者は教室を移動するだけでよいが、他校に向く際には送迎を保護者に頼らざるを得ないことや、午後や放課後に集中するなど、実際に行う上ではさまざまな制約がある。

四 児童自立支援施設と特別支援教育

(一) 被虐待と発達障害

平成十二年三月に出された国立武蔵野学院「児童自立支援施設入所中の児童の被虐待経験に関するアンケート調査」によると、経験児童は約六割いたとある。ちなみに、平成十七年度の施設実態調査結果を元に試算してみたところ被虐待は四割程度であった(表参照)。当園で昨年度末に児童の生育歴を調べ、虐待のケースを拾い出した所、五割の児童に被虐待の経験があることがわかった。すでに多くの専門家が指摘しているように、

平成17年実態調査結果より
全入所児童1282人中

項目	比率(%)
被虐待	38.4
A D H D	9.0
知的障害	9.0
広汎性発達障害	5.5
人格障害	1.3
L D	1.2
てんかん	1.0
鬱病・躁鬱病	0.5
統合失調症	0.4
その他	3.8

重複回答有り

「被虐待」と「発達障害」は密接な関係がある。少子化により子どもに対する親の期待は高まっている。発達障害のある子どもは他の子に比べて発達が遅いため、親が厳しくしつけようとして虐待に至ることが多いのである。

一歳六ヶ月児検診・三歳児検診・就学前検診の結果、あるいは幼稚園・保育園の見立てで就学指導に上がっても、保護者が答申を拒否するケースがある。また、答申を受けて通級させようとしても、前述したように保護者の送迎の協力や生活指導上の課題により、通級対象から自ずと外れてしまうケースもある。「非行問題」前号で木谷氏が述べているように、この施設に入所する児童に発達障害が「疑われる(未診断)」ケースが多いのは、このような理由からだと思われる。

当園の昨年度末調査では、発達障害の割合についても調べた。その結果、発達障害(知的障害・ADHD・アスペルガー)と診断された児童は二割であったが、それ以外に発達障害の疑いがある児童が四割あった。両者を併せると六割になり、一般校での比率(六、三%)の十倍であることが

わかった。

この六・三％という数字は、担任がチェックリストのまとめ表の基準値に基づいて、「困難を示す」として出された数字で、専門医の診断によるものではない。一方、前ページの実態調査結果には専門医の診断によるものと考えられ、かなり低い数字となっている。是非とも各施設でチェックリストを活用するようお勧めしたい。

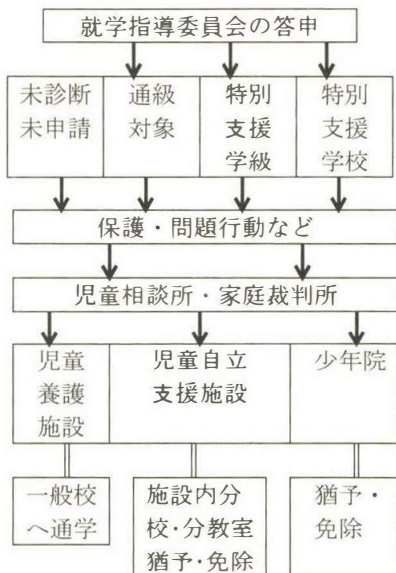
(二) 教育と福祉のはざま

この施設において学校教育を進めようとする場合、教育行政と福祉行政の連携の悪さを感じるころとがよくある。その一つとして、この施設入所措置の時点で、特別支援教育が中断することになるという大きな課題がある。

下図に示したように、一般校では特別支援教育として選択肢が三つあり、児童養護施設に入所した場合はほぼ継続されている。ところが、児童自立支援施設には、通常学級対象者と三つの特別支援教育対象者が一括して措置される。しかも、そ

の措置理由が「一般校に通学するのが困難な程度の生活の乱れ」であるため、専ら施設内で教育を行う事になる。そこで、施設内の学校に特別支援学級を設置すべきのだが、これがなかなか難しく、さらに通級となると、市町村単位で通級指導教室を設置している所が多いため、そこに通級させるのは不可能である。つまり、特別支援教育体制は実質的に適用されていない事となる。

「それならば、普通学級でなく特別支援学級に



すればよい」と考える向きもあるが、学級定員・学級編制の違いだけでなくカリキュラムや評価法が根本的に異なるため、逆に高校進学等を難しくしてしまう。また、この施設の学校教育の長い歴史の中で、「止むを得ず」の特殊学級導入が、昭和六十一年から普通学級導入に変わった経緯を見ると、安易に口にはできない考えである。

このように、一般校のほぼ十倍の特別支援対象児童生徒を抱えた施設が、特別支援教育の体系から外されてしまっていることは大きな矛盾である。一般校と同様に、施設内に特別支援学級や通級教室が設置されるのが、児童の学習権の保障にとって重要となってきた。

(三) 施設教育と学校教育

この施設で学校教育が実施された場合、施設教育と学校教育の二つの教育が実施されることになる。この二つの教育がそれぞれに完全実施をしようとするとそのしわ寄せは入所児童に及ぶ。

施設における学校教育のこのような特性をふま

えて、平成十年三月の文部省通達中には「学校教育の実施の際には、関係教育委員会は、福祉部局と十分に連携を図ること」また、同年二月に出された厚生省通達中にも「(施設と学校が)継続的に密接な連携を取り、・・・一体的かつ総合的な指導を図っていくことが重要である」とあり、両者の押しつけを戒めている。

連携や一体的総合的の前身はどこにも示されていないが、福祉当局や施設と関係教育委員会が互いに譲歩し合って実施しなければならぬことを示したものといえる。この趣旨に立って二つの教育の在り方を考えて見る時、次の点は押さえる必要がある。

① 入所児童は、もともと学校教育にはなじまず、生活指導(児童福祉法第四十四条)を必要とする理由で措置された児童であるから、同じ形の学校教育を実施するのでは効果がないこと。

② 入所児童の課題が解決されるのが、この施設への措置の大きな目的であるから、学校教育もその目的に合わせる必要がある。そうでなければ、施設の存在自体が危うくなること。

私は、この施設の学校教育は、施設教育の中に包括されてこそ意味があると考えている。しかしながら、学校教育の良い面を施設教育の中に取り入れることもしてほしい。目的を一つにして両者が互いに譲歩し合う中で、新たな教育が進展できるのではなからうか。

五　むすび

私はこの施設に通算七年間勤務して、施設職員の熱意と愛情の深さにいつも敬服させられる。この施設に入所する児童は、外見上は手のかかる存在であるが、社会変化と時代の矛盾をいち早く被った被害者である。多くの児童に対する対応法の事例がない中で、施設職員は起居を共にして児童を理解し、関係性を作り上げる作業を粛々と成し遂げている。一般校で教員が生徒指導上行う対応策の大部分は、実はこの施設の実践に端を発している事例が多いのではなからうか。この施設での実践は学校教育にも大きな影響を及ぼしている。

一方、学校教育はその目的と規模の大きさから綿密に体系化されたものである。歯車が一つ狂うことで大きな混乱が生じる程である。そのためかこの施設に勤務した時、施設教育のあまりの柔軟さに圧倒される。つまり、多くの実践の体系化がなく、施設の独自性や職員の個性に任されている。この施設の長い歴史の中で培われてきた数々の先駆的な実践が、分類され体系化されたならば、日本の教育全体にとって、多くの貴重な示唆を与えてくれることとなる。

施設教育と学校教育の本格的な出会いは、やつと始まったばかりであり、その連携や一体化を進める施策はまだまだ未整備である。ところが、今、発達障害と特別支援教育は、厚生労働省と文部科学省が緊密な連携を取って進めている。その結果、特別支援教育は「障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育」とされ、とりわけ通級対象者の教育は、教育課程や評価の上で自由度が認められるようになった。具体的には、週八単位時間内の「自立活動等」である。

この施設の二つの教育を進める上で、この自由度は一つの手がかりを与えてくれる。この施設の入所児童の約半数に発達障害が疑われるとすれば、このような「自立活動等」の時間として週に何時間かを、施設教育との整合性を保ちながら実施できないものであろうか。それが、入所児童の課題解決に大きな効果があるなら二つの教育の連携や一体化につながるのではなからうか。文部科学省と厚生労働省の連携に期待したい。

かつて私が一回目の勤務をした際に、小嶋直太郎元園長がよく訪ねて来られた。そして私に「学校をたのみます」とおっしゃって堅く握手された。その時の私にはその意味がわからなかったが、二回目の勤務になってその意味の深さを理解することができた。「児童の能力に応じて知的な面からその生命力を伸ばす」との思いで、学校教育導入に終生奔走されたその熱意を知ったからである。握手から三十五年、氏の生き様に少しでも迫ることができ、その思いが実現できているだろうかと振り返りつつ、今日も教育に当たっている。

参考文献

- ・「非行問題」第二一四号 二〇〇八年
- ・「非行問題」第二一三号 二〇〇七年
- ・「非行問題」第二〇九号 二〇〇三年
- ・「淡海」第十二号 昭和五十年 滋賀県立淡海学園
- ・独立行政法人国立特殊教育総合研究所「LD・ADHD・高機能自閉症の子どもの指導ガイド」二〇〇五年 東洋館出版社
- ・滋賀県教育委員会「LD・ADHD・高機能自閉症支援ガイドブック（増補版）」二〇〇五年
- ・滋賀県教育委員会「中学校・高等学校における発達障害の子どもたちへの支援ガイドブック」二〇〇八年

参考資料

- ・全国児童自立支援施設協議会「全国児童自立支援施設運営実態調査」二〇〇七年三月
- ・文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査結果」二〇〇二年
- ・文部科学省「通級に関する調査研究協力者会議「通級による指導に関する充実方策について（審議のまとめ）」二〇〇二年三月三〇日」
- ・文部科学省初中局通知「障害のある児童生徒の就学について」二四文科初第二九一号 二〇〇二年五月二七日
- ・文部科学省初中局通知「特別支援教育の推進について」一九文科初第一二五号 二〇〇七年四月一日
- ・厚生労働省「発達障害者支援に係る検討会資料「発達障害の定義について（ICD-10、DSM-IV）」

児童自立支援施設の存在応答

家庭的指導を考える

大阪府立修徳学院 院長 西嶋嘉彦

I. はじめに

児童自立支援施設は、不良行為をなし、または虞のある児童（犯罪・触法・虞犯）と家庭環境その他の環境上の理由により生活指導を要する児童を対象に、自立を支援することを目的として設置されている。

平成九年の法改正により、家庭環境その他の環境上の理由により生活指導を要する児童も対象とされた。

以後十年経過した今、「彼らの家庭環境は如何なるものか」に焦点をあてつつ、児童自立支援施設

設に求められるニーズと、それに応える施設の機能について、修徳学院の統計をもとに考察する。

II. 入所児童の変化

修徳学院の平成八年、十三年、十八年の入所児童の統計をたどりながら、家庭環境について考えてみる。

一 入所時学年

中学二年～三年生の入所児童が圧倒的に多い。加えて、家庭裁判所の保護処分（児童自立支援施設

表-1 (人数)

	平成08		平成13		平成18	
	男	女	男	女	男	女
~小3	0	0	0	0	0	0
小4	1	0	1	0	0	0
小5	4	1	4	0	3	0
小6	2	1	3	2	2	0
中1	6	6	10	2	13	3
中2	21	8	13	15	19	21
中3	12	10	13	12	17	10
中卒	0	0	0	0	1	2
家裁決定	全入所数の25%		全入所数の29%		全入所数の35%	

設定致)による入所の割合も増加している。

このことは、次から次に児童が問題行動を起こし、措置機関の指導が後手に回っていることや、保護者の同意が得にくく、家庭裁判所の決定を持つてというケースワーク活動を反映している。

家庭裁判所からの入所は、一見スムーズな非行相談の流れに見えるが、ややもすると国の機関での決定を児童・保護者に理解・納得・展望を求め、入所後、職員はインケアの前にその確認に手をとられかねないケースもある。つまり、アドミッシン

ンケアに引き継がれるという本来の手順が不鮮明になってきている。

二 非行主訴

入所児童の主訴を見ると、増加の傾向にあるのは「反抗乱暴」「性非行」「強盗傷害」があげられる。

反抗乱暴の被害側を見ると、児童福祉施設・学校での職員や児童に対して、暴言暴力手段をもち

表-2 (人数)

	平成08		平成13		平成18	
	男	女	男	女	男	女
乱反	4	0	5	1	12	3
性非	1	3	1	5	8	3
家浮	7	13	6	21	2	17
窃盗	23	6	17	0	12	0
薬物	3	3	3	3	1	1
恐脅	6	0	7	0	3	1
強傷	0	1	4	0	7	3
他	2	0	0	0	10	8
虐待						
施設不適応						
計	46	26	44	31	55	36

- ・ 乱暴反抗
- ・ 性非行
- ・ 家出浮浪
- ・ 薬物乱用
- ・ 恐喝脅迫
- ・ 強盗傷害

いているが、対象は「そう抵抗しない」弱者に集中している。

つまり、児童集団に、「がき大将」というピラミッド型が壊れて久しいが、新たに五十歩百歩状態の児童が群れを成して弱者に襲いかかるという逆ピラミッド型が定着していることを示している。この枠内に大人が割って入ることは容易でない。施設でもグループワークの難しさが課題になっている。

次に「性非行」については、男子の増加が著しい。特に年少児童への行為は「性犯罪」と位置づけてもいいほどその内容は加害・被害と明確に出て来る。

「性情報の氾濫」「家庭の性環境の甘さ」等その原因を外部に求めるだけでなく、他の児童福祉施設からの措置変更児童のふくらみを見ても、発生の施設対応、当該児童へのメンタルケアはもちろんのこと、日ごろからの「健康教育」「性教育」による予防的方策を指導の三本柱である生活指導に組み込む必要がある。職員の認識として、「いつどこで誰に起こっても不思議でない」

むしろ「自分の寮は大丈夫」と思っている職員の意味と「性非行なし」は必ずしも並行しない。むしろその隙が危険領域である。

何も「児童を信用するな」といつているのではなく、今日、安全な施設生活を確保・提供するためのアイテムと考えるべき事である。

事が起こったり、起こる危険に心身を置かなければならない入所児童にとっては死活問題である。まだ、抵抗のある職員は、職員師弟の寝室を、児童と同じ部屋に一週間求めればよい。

もう一つは「強盗傷害」である。被害者の隙を見た「引ったくり」や「相手を後ろから殴りつけ気絶させたり」と短絡的に金品を盗む手段に訴える傾向が増している。

それに反するかのよう「脅迫・恐喝」は減少傾向にある。変なたとえだが、「他人を見極めて、自分の言動・表情を駆使して相手から金を取る。時には返り討ちにあうかもしれないというリスクを犯しても」という行為が出来ない。「知り合いかから、盗る」事はあっても、なかなか他人との関係性の中で善行にしる、悪事にしる、ぶっつけ

本番にいたれない「対人関係のとり方のまずさ」が現れているのかもしれない。そのような児童を受け入れ指導している施設は、関係のとり方に相当時間を割かれることになっている。

三 初発非行

初発非行年齢をしてみると、十二・十三歳が多い。社会背景的には、中学入学により、行動範囲が拡大し、交友関係も隣町にまで及ぶことが一因と考えられるが、家族背景や諸要因が関係してはらつきは見えて取れる。

また、初発非行行為の項目には表れてないが、「うそつきは泥棒の始まり」「非行の始まりは家出」といわれているが、今日の児童の共通課題に「学校にしばらく姿みせない」に敏感になる必要があると考える。

つまり、「何らかの家庭環境の変化が、児童をして登校リズムが維持できない状態」におとしめている。

早期の時点で、学校職員や地域住人が気づき、

表—4 初発非行行為
〔主訴〕(%)

	平成08		平成13		平成18	
	男	女	男	女	男	女
乱反	7	4	5	3	29	11
性非	0	1	2	19	9	3
家浮	18	24	5	29	7	44
万窃	36	34	48	19	40	22
薬物	2	1	2	0	0	0
恐脅	2	1	9	0	0	0
強傷	2	1	2	0	0	0
その他	33	32	18	29	15	17
不明	0	0	9	0	0	3

表—3 初発非行年齢 (%)

年齢	平成08		平成13		平成18	
	男	女	男	女	男	女
~3	0	0	0	0	2	0
4	0	0	0	0	2	0
5	2	1	0	0	2	3
6	9	7	11	0	11	0
7	5	4	2	0	9	3
8	2	4	7	3	4	8
9	2	4	14	3	4	3
10	5	6	7	6	16	11
11	13	10	7	13	15	6
12	38	38	18	32	27	36
13~	24	26	27	42	7	28
不明	0	0	7	0	2	3

親の養育の弱いところに手当てをすれば地域で生活リズムは一時の乱れで修復することもある。

一方、養育者も、虐待経験、DV、依存症、心身の不安定等課題を抱えている。

このことは、施設職員が児童を地域に復帰させるときに、養育者の監護力を視野に入れながら「地域での見守り資源（児童監護の一部機能を養育者に代わって介入する第三者）の確保に奔走する」と同じであろう。

また初発非行行為で気づくことは、小学校低学年では、自宅からの金品持出や近所や友人宅での盗みが多い。

一方、小学校高学年から中学生になると、家出浮浪に性非行、バイクを盗んで引ったくり等、その非行は交友関係の広がりと共に広域化し、集団化がみられる。このころになると、家や区、番地、校区をとびだして、市や府県の領域にまで非行少年の交友活動範囲は広がっている。つまり、対策も彼らの活動範囲を超える府県、地方ブロック、時に国単位というより広域活動を拠点に考える必要がある。

四 知能指数

児童の知的能力を見てみると、知的障がい児童（㉓）がどの年度も約三割はある。彼らは、各寮に分散して生活している。互いに助け合って協力

表—5 (%)

指数	平成08		平成13		平成18	
	男	女	男	女	男	女
～50	2	1	0	0	5	3
51～60	0	6	0	3	9	3
61～70	11	13	14	6	29	17
71～80	25	24	32	10	25	22
81～90	22	24	20	32	15	11
91～100	24	17	9	16	7	8
101～	9	7	5	10	11	17
不明	7	8	20	23	0	19

して寮生活を維持している。しかし、職員は一斉に指示・伝達が出来ず、全体に、個々人に助言・指導を必要とする状況をいつも余儀なくされている。学習場面では、より細やかな関わりが要求されている。

Ⅲ. 家庭環境の変化

入所児童は、「どこで だれに どんな世話を受けて 今日に至ったのか」児童を取り巻く環境について考えてみる。

一 養育者の家族構成【入所時】

年度を経てもそう大差ないが、実父母の生活実態は別居状態であったり、夫婦関係は険悪な場合が多く、子どもは巻き込まれている。

また祖父母が養育者の場合は、実母は若年出産が多く、親はわが子の世話を実家に押し付けて遊びまわり、わが子を捨てて省みないという身勝手な親もある。

表一六 (%)

養育者	平成08	平成13	平成18
里親	4	0	0
実父母	44	24	24
実父	15	8	9
実母	24	47	43
養父母	3	0	2
養継父母	6	8	8
父養継母	1	4	3
祖父母	3	1	4
その他	0	8	7

二 実父母離婚時の子ども年齢

離婚した保護者数を母体に算出すると左表のようになるが、〇〜二歳の乳児期や学童期前に集中

表一七 (%)

年齢	平成08	平成13	平成18
未〜2	20	33	35
3	17	6	7
4	15	7	0
5	13	7	14
6	8	11	14
7	3	4	5
8	0	7	7
9	10	4	7
10	5	2	5
11	3	6	4
12	7	2	0
13〜	0	11	2
離なし	44	28	27

表－8 (%)

年齢	平成08	平成13	平成18
0～2	5	15	4
3	5	11	0
4	10	11	0
5	21	11	17
6	18	11	8
7	10	4	0
8	5	15	17
9	10	0	21
10	10	19	17
11	5	4	8
12	0	0	8
13	0	0	0
再なし	52	73	66

再婚した保護者数を母体に算出すると左表のようになる。数の多いのは、まだまだ親の庇護が必要な小学年に蔓延している。

このことは、子どもたちが安心できる場(家)

三 同居父または母の再婚(内縁)時の

子ども年齢

している。また、大半は、法律上の離婚に至るまでに、別居・家出不明状態が長期間あるので、単親外に大人の目の介入(保護)がない中での不適切な養育がなされている。

乳：乳児院
情：情緒障害児短期治療施設

表－9 (%)
(一時保護所、施設等委託は除く)

施設利用	平成08	平成13	平成18
乳	1	0	0
乳養	1	4	3
乳情	1	0	0
乳養情	0	0	2
乳養情自	0	0	0
養	6	9	18
情	0	0	1
養情	0	0	0
養自	0	0	0
情自	0	0	0
養情自	0	0	0
自	0	3	0
なし	90	84	76

養：児童養護施設
自：児童自立支援施設

四 施設利用歴

と愛してくれる大人(親)の不在状態に長期間さらされているという重大なことを意味している。先の初発非行年齢を見てみると、子どもの非行行為は家庭環境の変化(親の離婚・再婚、転居)への適応模索という【自己主張】とも受け取れる結果、「大人を選べない」弱い立場の子どもたちの叫び「大人がしっかりしろ」が聞こえてくる。

五 他の施設入所利用初回年齢

施設利用の割合は、年度を経るごとに高くなっている。背景に虐待問題が含まれているとしても、年齢層も広がってきている。

幼くして、子どもが家庭や家族から離れての生活を余儀なくされるリスクと共に、不適切な家庭環境に長く放置されるリスクを検証しなければならぬ。

一方、乳児院からの利用者は、その後も引き取られることなく年齢と共に児童養護施設に措置変更されている。個々人に多様な理由があるが、

表-10 (%)
(一時保護・委託は除く)

年齢	平成08	平成13	平成18
0-2未	3	5	5
2-3	1	0	3
4	0	1	2
5	0	1	2
6	0	0	1
7	0	1	1
8	0	0	0
9	1	1	0
10	1	1	1
11	0	3	2
12	3	1	2
13	0	1	2
不明	0	0	3
なし	90	84	76

里親資源や二歳時での家族統合の機会に薄かった生育歴を持つ子どもを受け入れたとき、表面化している非行行為と共にその子どもの背負っている性にも目を向けて、スタートを切る必要がある。

IV. 家庭的処遇

今日、家庭機能や養育者の監護力の弱体化は、そのツケを従来の福祉だけでなく、地域はじめ教育・司法分野も担わざるを得ない状況・傾向になっている。

従って、児童自立支援施設は、入所している子どもたちには、「非行性の除去」はもちろんのこと、「次世代の大人を育てる生活指導」について、これまでの取り組みを検証し、新たな要素を加味した家庭的処遇を打ちたて、実務に結果を出す責務がある。

子どもたちの生活史を踏まえ、児童自立支援施設での生活面の指導に必要な要素について考える。

一 職員体制

社会の核家族化と共に、子どもたちは親、それも単親と自分という親子関係の中で養育されているものがほとんどである。その二者関係がうまく機能している場合は問題ないが、子どもが小学生高学年から中学生になり、親子間に対立が生じると、当事者間で解決することは困難で第三者の介入が必要になる。

例えば、乳児にとっては世話をしてくれる母親があれば十分であるが、その母親が心身安定してよい状態で育児に当たるためには、乳児から見えて父でなく、母から見えて夫の存在が欠かせない。このように、二者関係にある大人をサポートする意味ある第三者（上記例の場合は夫であり父）がある。

施設の生活場面や学習場面、自立支援課長や教頭の役割はますます重くなってきている。直接指導職員の自立支援力のアップはもちろんのこと、その自立支援への内容も、子どもだけでなく関係機関対応に関してまでも、即対応できる助言が

必要とされており、これまでの施設内の経験に加えて、多様なスキルがを担当する職員にも求められている。

二 自立支援計画

自立支援活動にチームケア体制を組んでいる施設が多く見られる。特別支援を要する児童等への対応を余儀なくされている今日、当然のことであり、濃厚な指導がなされている。

一方、従来の非行少年等にすると、たくさんの専門分野の職員がサポートする形態は、子どもたちの情報交換や職員の価値観や力量を標準化しておかないと、スキを生むことになり、ややもするとそこから問題が派生する場合がある。

寮舎間、寮と教育間、職員間等の日課における断続・交替対応サイクルのハード、ソフトの隙間を埋めるためにも、自立支援計画を通して、子どもを理解し、支援の方向性について共通の認識をもつ努力を怠ってはならない。

三 時間展望

子どもの健全育成に携わるものとして、その子にどのような関わり「社会の一員」として自立支援するかが問われ、その責務も大きい。その姿勢について触れる。

施設における生活指導の基準をどこに持つか。それはその指導が「子どもにとって必要な我慢・努力の範疇にあるか」ということだと思う。今、子どもに課している課題が何であれ、そのことが子どもをして不要な我慢や努力を強いていると判断されるときは、虐待の範疇になろう。施設で言うところの「不適切な対応」になる。

自立支援計画に基づいた援助・支援を行い、その計画も定期的に見直される必要がある。その課題を強いることで子どもと対峙することがあっても、その努力・自由時間の我慢が高校進学という結果に近くなるとすれば、職員は短絡的な中三の子どもの要求「テレビみたい」を退け、机に向かわせるだろう。将来の大きなリスクを回避するため、今あるリスクをあえて犯す場合もある。その

子どもの時間展望をしつかりと胸に刻んで。

四 子どもの暮らしに寄り添う

児童自立支援施設の職員の責務の一つに、安定した寮生活「きまった時間に きまった場所で きまった活動」を毎日毎日維持する。その営みの中で、社会規律や社会性のエキスを無意識に体得する。その寮生活を維持するためには、職員には、子どもたちに「時間と行動範囲」の枠を課し、守らせられる力量が要求される。この力が弱いと、健全な生活が維持出来ず、その営みの中で身につく社会スキルも泡になる。

寮の子どもたちの持ち物に、鉛筆の一本一本に名前を記したり、ジャージに名札を縫い付けるのも、自他の物の区分を明確にし、強いては「所有」という社会ルールを身につけるものである。

職員が子どもたちの暮らしに寄り添うことの効果は、「何時如何なるときでも、職員は子どもと感情を共有します」ということでもある。

「喜怒哀楽 苦痛」はもとより、子ども

もの「さみしさ」を受け止める感性が最も大切である。

五 ルール

職員には、子どもたちに「時間と行動範囲」の枠を課し、守らせられる力量が要求される。が、気をつけなければならない事は、「コレぐらい知っているだろう」「〜できるだろう」という先入観での指導が禁物である。これまでの生活史で基本的生活習慣を「知らない。知る・身に付ける環境になかった」子どもが多くいる。職員の生活史の中で、獲得が当たり前のことが、身についてないことが多く、その温度差は信頼関係に逆行することになる。

職員は、生活の一つ一つを丁寧に子どもも理解力に合わせて伝えなければならない。生活の決まり・当番・ペナルティ等である。

職員はフレームを明示し、職員も含めた生活者の共通項にする。特に、相対的ルールにおいては、注意を払って取り扱う必要がある。

また、職員は生活指導をするとき、寮の集団は、新入生から一年、一年以上生活しているもので構成されている。彼らは、学校で言う四月の新学期に入所して翌三月に退所するのではなく、年間を通じて入退所はある。その都度、寮のグループは変化する。

その中であって、職員は日ごろから、入所何ヶ月の子どもの施設生活獲得スキルを基準に指示・助言しているのか、確認しておく必要がある。

入所二ヶ月では、一年の生活児童には楽しすぎるし、入所一年以上の生活スキルを新入生に求めることは酷になるだろう。

新入生が先輩の助けを得て、生活できる。長期生活者は、生活に加えて自己の課題に取り組んだり、施設の自治会役員活動をする、という基準がグループワークや個人対応に妥当と思われる。さて、その基準は入所後何ヶ月生活スキル獲得児童か……

六 マイナスエネルギーの分散

多くの課題を持った子どもたちが、入所と同時に規律ある生活が出来るわけではない。時に感情を職員にぶつけたり、数人で反抗に及ぶ場合もある。そのようなやり取りを通して、徐々に「寮の一員」として、そして「学院の一員」としてのスキルを身につけていく。

感情が高ぶっていたり、攻撃的な子どもへの対応はなかなか職員一人で出来るものではない。時に、職員が入れ替わり、時に場所を変え、時間をかけて臨むことが必要である。子ども同士の負のエネルギーが合体しないように分離しながら、個々人には、人（職員）を変え、場所を変えて、時間をかける中で落ち着きを見守り、指導の浸透を試みてみよう。

また、パニックしている子どもに、子ども自身がわが身を振り返り、解決の糸口に気づくために、大人から複数の情報を提供し、子ども自身の選択肢を多くする取り組みも経験から使っている。

例えば、「赤ん坊が泣いた」事に、新米のお母

さんは、わが子にいろいろと働きかけ、その原因を解決しようとする。おっぱいか、オムツか、眠いのか、熱があるのかと試し行動の結果、その原因に行き当たったときに、赤ん坊は泣き止む。しかし、いつも一回目の働きかけで正解を得ることは難しい。が、半年も経験すると、表情や泣き声でおおよその原因は察しが着き、一回目での得ることになる、事の延長にある。

七 チームケア

一時も目を離さずにそばにいても半年かかるとすれば、反抗期・思春期の最中の子どもの面倒を見る職員は、加えて被虐待児童に見られるような尋常でない「ためし言動」にいつも直面している職員の意欲維持は並大抵のものではない。

教護院といわれた時代の「職人教護」をもつても意欲の持続は難しいものがある。職員の意欲維持、そして子どもへのケアの充実のためにも、チームケアは不可欠である。

同職種間はもちろん、異職種間の協働もなくて

はならないものである。

例えば、幼少時から続く父親から、「大人不信」になっていく子どもへは、複数の健全な価値観を持った大人（職員）が日ごろから何かと関わり、「父親のような大人ばかりではない。違う大人もいるんだ。自分のことを考えてくれる、大事に思ってくれる大人もいる」と気づかせることが、父親を通して大人不信になった子どもを「社会不信」に進ませない、という大きな施設の使命を果たすことでもある。

八 ケースカンファレンス

チームケアによる自立支援を効果的にするには、対象児童について共通理解をする必要がある。その手立てに、ケースカンファレンスがある。この会議をするとき、参加した各人や各機関が、それぞれの立場から意見を言っていて終わってしまう場合が多い。

結局、「それぞれの範囲で滞りなく仕事していることを確認しただけで、そのケースへの関わり

は現状維持で、良くならない」と言う場合もある。

ケースカンファレンスをする場合、参加者がそのケースの課題を理解し、今後の方針を立てるわけであるが、その場合欠けているのは、このケースを「どういう状態に収めるか。どこをテコ入れするか。そのための必要な機関・人は・・・」と具体的な方策があげられ、即、現場で実施できるものにまで透明化されなければ意味がない。

ノルマのためのケースワークでは実効性を持たない。

九 保護者

保護者の告白

「うちの子も変わらなあかんけど、周りの大人（先生）も悪いんとちがうん。変わらなあかんところが。そうさせてるのも大人やろ」

「親自身も直さなあかんところはある。でも、どう接したらいいかわからない。娘は二回鑑別所に入ったけど、二回とも学校も家裁もどこも、

教えてくれなかった」

「娘は最低限で生きていくことは知っている。しかし、母としてはそうさせたくない」

これらは、ある母親の訴えである。親は親で大変である。職員は目の前の事象を中心に事を進めていきがちであるが、子どもには子どもの親には子ども時代と今の親としての生活史がある。

「この子の親だから」と考える頭の中には、「親の叫び声」は聞こえないであろうし、聞こえないと、施設で身につけた「社会の一員になるスキル」も施設内だけで終わりがねない。

V. あとがき

児童自立支援施設は、「家庭的雰囲気をかもし出し、大人と子どもが暮らしを共にする中に、自立支援のエキスが詰まっている」と、その存在意義を主張している。

それは、公務員という労働条件を前提にして、その枠内での自立支援では十分に達成を果たしえず、「子どもの健全育成に関わる大人としての関わり方」からスタートする中で形づくられると思われる。

児童自立支援施設が「できること」「できないこと」、また「すべきこと（ニーズ）」を模索しながら明確にしていくことで、より関係機関との連携を必要な時に適切に図ることができないのかと考えている。

そういう意味では、発達障がいや知的障がい等、なんらかの特別なケアが必要な子どもであっても、技術的な関わり方というよりも、基本的に安心感・信頼感もてる関わり方がとても重要になってくると思われる。

今、純粹に「子どもに必要なとされる居場所（施設）・大人（職員）のあり方」と我々は直面すべきで、そして方向性を明示すべき時である。

現代の教育の課題と交替制の真実

神奈川県立おおいそ学園 課長補佐 三枝茂典

序

『非行問題』の前号に、N児童福祉施設(以下、N施設)のここ数年の事件や事故の経過についての報告が掲載されていた。この事件はいずれも入所児童が集団で施設職員に対して起こしたもので、大きな衝撃と激しい憤りを禁じ得ないものだった。学校現場では、校内暴力や学級崩壊が一時に比べ沈静化したかに見えるものの、教育の崩壊は依然深刻であり、それが児童養護施設、児童自立支援施設にまで波及してきている実態を如実に思い知らされたものだ。同じ教育に携わる者として、このたびの事件で被害に遭われた職員のご冥福を心より祈るものである。

私は今回の寄稿に際し、この事件について現代の日本の教育の課題や我々施設の在り方(とりわけ児童自立支援施設での交替制の在り方)等と関係づけながらその原因を探り、再発防止の道を探っていきたい。

○戦後教育の流れ

一九四五年の第二次大戦敗戦後、それまでの日本の国家主義的な教育は廃止され、代わってアメリカ型の児童中心の民主的な教育が導入された。この教育は「子どもの本性を自由に発展させ、自主性を尊重する」というものであり、戦後の飛躍的な経済成長と伴に、大半の善良な子ども達

を闊達に成長させていった。

戦後から現在までの中間的な経緯は割愛するが、現代の教育現場では、一部の手に負えない子どもにとつて、人権重視や子ども中心の教育は格好の隠れ蓑（みの）になり、ルール違反や、他者を傷つけてもさほどのペナルティーを受けないことが、彼らの増長を招いてしまった。さらに学校での「いじめ」はエスカレートし、自殺する子どもまで生み出し大きな社会問題となった。また、今年の小中学校の不登校児は、調査開始以来最多の十二万人弱との報道が近々にもたらされている。もし仮に児童福祉施設で、一部のルールの守れない力の強い子どもがこの調子で日課拒否を蔓延させ、職員への反抗、暴力などが起こり、集団ヒステリー状態にでも陥ったら、施設も学校もたちまち教育崩壊に突き進んでしまう。

○ 現在の学校現場で、教師は

教師が情熱に満ち溢れ、思う存分教育活動に専念できている学校も数多くある一方で、教師の権

威は失墜し、子どもから「メー呼ばわりや呼び捨てにされ、言語を絶するような信じがたい悪態をつかれ、対等以下の扱ひを受けている教師も多々あると聞く。一般学生でも先生に対して、「さん」呼びの友人化は当たり前になりつつある。友人化が悪いといっているわけではないが、教育現場に節度がないのは如何か。

また、指導上の教師の一言をめぐり、担任が校長室で、子どもと家族に土下座をして謝罪することなど、そう珍しいことではなくなってきた。教師のその姿を見た子どもに、それ以降、何事もなかったかのように、あれやこれやと生活指導や学習指導ができるものなのだろうか。荒れる学校では、教師の人間力や教育技術だけでは如何ようにも児童指導は困難な状態にあり、教師の資質の向上だけでは対応の限界を超えている。

私が、教育改革に期待するものは、学校でも施設でも大半の善良な子どもが安心して勉強ができる環境の確保を、制度的に確立して欲しいだけなのである。

○アメリカの教育のその後

『ゼロトレランス』

ところで、アメリカでは、一九七〇年代（昭和四十五年頃）から、早くも学級崩壊が深刻化したという。学校への銃の持ち込み・発砲事件、薬物汚染、苛め、対教師暴力、飲酒、性行為など、手に負えない状態に陥ったようだ。²まさか、本家アメリカの教育がそんなに早い時期から崩壊するなどとは思ひもよらなかったが、自由と秩序の乱れは諸刃の剣とでも言えようか。

この、アメリカの教育崩壊を救ったのが、例の『ゼロトレランス方式』である。細かいルールを定めて、ルール違反に対して厳密に速やかに罰を与える。一九九〇年代から本格導入が始まり、一九九七年にはビル・クリントンの声掛けで全米に広がった。アメリカの教育崩壊はゼロトレランス方式の導入によって劇的に改善していったという。³現在では、いたるところで静かな授業風景が戻っているようだ。

アメリカは、学級崩壊に対して長い年月をかけ

たとはいえ、ゼロトレランスをして歴然たる効果を挙げ、落ち着いた教育環境を取り戻した。一方、日本でも『荒れる学校』以来、近年はショックングな事件が起こるたびに、少年法の改正などで対応してきた経緯はあるが、大鈍（なた）は今だ振るわれていない。

○ 児童自立支援施設の教育の歴史と感動

戦後から現在までの大まかな教育の道筋と、アメリカの教育の変遷を簡単に検証してきたが、他方、我々児童自立支援施設の教育は百年以上の伝統の上に成り立ち、現在でも各施設に少なからず受け継がれている。これをひも解かずして今後の我々の教育を語ることはできない。

我々の施設のルーツは池上雪枝先生が明治十六年に大阪北区で感化院を開いたのが嚆矢（こうし）であり、教育の方法は、深い慈愛に基づく感化の一途に始まっている。

その後、留岡幸助氏の『三能主義』

流汗悟道「共に汗を流す」

「人は土を化し、土は人を化す」

留岡清男氏の「暗渠の精神」

青木延春氏の「withの精神」

石原登氏の「足の裏の哲学」

青木氏石原氏「全体療法、全体の雰囲気」

（以上、武蔵野学院の平成二十年度新任職員

研修資料より抜粋）

これらが、児童自立支援施設の数多くの先達の百年に亘る代表的な遺訓である。概ねの遺訓の根底にあるのは、「起居を共にする」教育であろうと私は考える。起居を共にする教育とは、その昔の徒弟制度が原型である、内弟子を家に住み込ませ、家族共々の生活教育と共に技術を仕込んでいく。

現在では、数は少なくなったものの、児童自立支援施設はもとより、相撲部屋や種々の芸能の世界などで伝統的になされている。

○ 夫婦制の親父教育と現状

ところで、オリンピックはもとより、種々のス

ポーツや芸能の世界などで活躍し、名をあげる人の多くに、父親が絡んでいることにお気づきだろうか。昔から、「父が係らないものは勝たない。」などといわれ、「一子相伝」という言葉が物語るように、勝負事や伝統芸には随所に父親が登場する。

我ら児童自立支援施設の教育の原点は、夫婦制の寮長教育「親父教育」にあるのではなからうか。寮長相伝の親父教育だからこそ、教育を超えた「仕込み」の感覚さえ漂ってくる。「無論、寮母の縁の下の力があつてこそ実現する教育だが・

だからと言って、私は夫婦制でなければ、十分な自立支援ができないと言っているわけではない。

ところで、伝統の夫婦制は、旧来の教護院から、児童自立支援施設へと制度が移行するなかで、国立施設や北海道、関東の一部、および関西の施設は連綿として継承し続けてきているが、片や地方の施設は交替制が進み、六割以上が交替制に移行しているのが実態だ。夫婦制施設の減少の原因の多くは、人材確保の困難性、労務の近代化や合

理性などによるものであるが、実態としては、現代の若者の文化、思想や気質からして、住み込み就職はあまり歓迎しそうもない。ところがここ数年の間に、私の知人の若手が何組か、夫婦制施設に就職して努力を積み上げている。「得意のスポートを生かして子どもをリードしている人。心の教育を重んじてあまり叱らずに子どもを育てている人、豊富な生活体験を生かして、清く明るく生活に取り組んでいる人。」と様々だが、どの人も自分らしさを發揮して、夫婦制で頑張っている。どの人も、深い思いを持って夫婦制に飛び込んだ行つたのだと感じる。

（俺は、裸でやってみたいんです、俺も昔はグレていた、だから子どもを分かちてやりたいんです。）こうした熱き心こそ真の人材である。若いころは、自分にも少し覚えがある。

○ 留岡清男氏の思想

ここまでの夫婦制の歴史や、多くの先達の遺訓の中でも、私が深く心に留めるのは留岡清男氏の

『暗渠の精神』である。教育改革の理念とは少し矛盾しそうだが、アメリカのゼロトランス方式「ルール違反には、寛容なく罰を与える」などと比べると、全く別次元で異質の光を放っている。逆に言えば、今日的教育ではかなり遠くにある思想といっても過言ではあるまい。

私ですら、ことあることに、若い職員や実習生に、（俺たち教育に携わる者は、生徒に尽くすためにあるんだよ）などと諭すと、最初はどの人も奇異な顔をして私を見る。（私たちは、生徒を教えたり導いたりするためにはないのでないのですか？）と曇った表情の若手は、幾分、「指導者側が上だ」と思っているようなのである。これではとても、北海道のほうに足を向けて寝られない。

「私たちは暗渠であることの誇りを持ちたいものだと思うのであります。」

「暗渠は、人目につくことなく、湿地の地下にあつて水を抜き、作物の成長を助ける、地上の作物を豊かに実らせているのである。」

（ひとむれ収穫感謝特集号、二〇〇七より引用）

どのような教育理想より孤高な、身を捨てて生徒に尽くさんと、その限りを尽くすことの誇り。日本では、これほどの慈愛の精神を持った教育理念が留岡清男氏が昭和二十四年に第四代家庭学校分校長の時なのか、それとももっと以前なのか。少なくとも今から六十年も前に語られていたのである。『真の教育は果てしなく孤独であり、真実は目に見えない。』

○ 私の気づき

私はこの世界に入った時、いつかは高名な施設でやりたいと願っていた。そんな折、既に三十数年が経過してどうか、今は亡き家庭学校の谷先生のご講演が横浜で開催された。後の懇談会でひとしきり体験談を伺った後、数人で先生を囲むと、先生から静かに、(君達、教護って何だと思(う?)あまりに唐突な質問に思わず一同声を飲んだが、私は、言葉に詰まりながらも辛うじて(それはつまり、非行を治すことではないのです(ようか。)(そう思うかね、私はそんなふうには

思わないんだ、『どこにいても教護』だと思ってるんだ。)

この言葉は不思議な説得力と共に心に残ったが、駆け出しの私にはこの意味が全く理解できぬまま、ただただ腕を磨こうと思いを定め、生徒共々に長い年月を夢のように過ごしてしまった。

そんなある日、暫くぶりに退園生が訪ねてきた。退園生はもう四十歳近くになり、昨年刑務所を出たばかりだという。刑務所で随分苦勞をしたらしく、(先生、俺はここにいた時が一番良かった。いつも先生に怒られてばかりだったが、一緒に山で作業をしたり、卓球をやってくれたり、何より先生は、毎日風呂に入ってくれてくれたよね、そしていつも、「悪いことはすんなよ。」と口癖のように言ってくれた。後から先生は親父だったんだと思つて、刑務所の中で俺はジツと我慢をしていたよ。)

(そうだったのかM男、手紙くらい何故くれな(いんだ。)(無理言うなよ、みっともなくして手紙なんか書けないよ、出所してから就職してやっ(と

自信がついたから会いに来たんじゃないか。」

左官屋さんに弟子入りして一年が経ち、十八万円
の月給をもらっていると、私に明細書を見せて
M男は笑った。思えば、私は知らず知らずのうち
に、この子の刑務所暮らしでの暗渠になっていた
のかもしれない。

いつかは家庭学校や武蔵野でやってみたい、と
いう野望は地上への思いであって、それは正に暗
渠の精神の反対のものだったのだ。『教育は、底
辺のものを救うためであって、自らが高望を指
すものではない。』家庭学校の三百間道路の山の
向こうから、先達の声が聞こえてくるようだ。こ
のことを悟るのに、私は三十年の歳月を要してし
まった。

この夜は、M男と一緒に酒を飲みながら、（も
う悪い事はすんなよ。）と私が言うと、M男はで
かい体をしてボロボロと泣いていた。

○ これからの交替制の方向

さて、ここまでは戦後の教育の流れや、アメリ
カの現状、そして児童自立支援施設の伝統の教育
理念を訪ねてきたが、大きな流れを見ると、今後、
我らの施設の多くが直面する課題は、交替制で最
大限の効果を発揮させながら、いかに児童自立支
援施設を発展させるかであろう。

児童養護施設や少年院、或いは刑務所など、入
所型の施設の多くは、創設当初から交替制で運営
してきていて、その歴史は古くノウハウの蓄積は
深い。児童自立支援施設だけは発足当初から、夫
婦制でやってきているため、ここであらためてノ
ウハウを集約・蓄積していかなければならない。
交替制での経験が二十年以上ある施設はまだまだ
少ない。

N施設の事件も、当時、交替制のノウハウが十
分理解されず、教育指導が不十分だったことに起
因しているのかもしれない。

○ 交替制の第一の課題 『人材』

さてここからは、これからの大きな課題である我々施設の直面する制度、交替制の確立について考えていきたい。

まずその第一の課題は、小舎、中舎、大舎を問わず、交替制を行う職員の資質、適性にある。ここを見極めずして事業の成功は望めまい。正に『教育は人なり』昔から言われている、人格、品格、知性、さらには指導者たる風格を備えた人物。「今時は、なかなか巡り会えない人間像だが」確かにそれも重要な要素かもしれないが、他にも子どもたちにとって必要な要件がある。

私見だが、第一の要件は、『やる気と子ども好き。』しかも、個性が強い子どもでも、充分好きでしかも明るい人だ、そんな人を大募集である。中でも大切なことは、子どもと一緒に風呂に入ったり農作業をすることを厭わない人がいい。卒業生は必ず生活の思い出や、辛かった作業の話、スポーツ大会の話をしてくれる。私は何の取り得もないが、よく生徒と風呂に入って生徒の背中を流

したものだ。

私の父は昔の家長で軍人だったせい、息子の背中を流す習慣はなかった。ある時、父の友人のオジさんと入浴した時に、そのオジさんが（うちは娘ばかりでな。）と言って、私の背中を尾てい骨までごしごし洗ってくれた。オジさんはきっと息子が欲しかったのだろう、オジさんの気持ち私の背中にずんずん伝わってきて、その時の感触は今でも背中に残っている。その時私は、「これが親父教育なんだな。」と、よそのオジさんから学んだのである。私が高校二年生の葡萄の実る秋のことだった。

交替制でも先ずはウイズの精神だ。子供と一緒に入浴し、『苦楽を共にする』くらいの気持ちが必要。世に言う裸の付き合いである。

この事業は、これからの時代一躍脚光を浴びる職種になることは確実だ。これからは児童自立支援施設の時代なのである。少子高齢化で個々の子供の教育におのずと力が入る、「迷った小学生は、痛んだ中学生はどこで誰が見るのか。」これまでも知る人ぞ知る、大きな業績を成し遂げ金字塔を

うち建ててきた、我らの心の教育にスポットライトが当たらない訳がない。

『子どもが好きな若者よ、児童自立支援施設を目指せ。』

○ 交替制の勤務での留意

『職員構成や実務』

第二に交替制の勤務は、ルーチン業務の責任を果たすことは必務だが、分担事務の仕事などは別にして、次の勤務の人に仕事を残さないよう極力配慮する一方で、責任の分散化がもたらす時間責任制の盲点も見逃してはならない。これは交替制勤務のデメリットである。それでなくても、交替制勤務での戦力は、全員の職員の最大公約数に落ちつかざるを得ないからだ。退勤時には必要なことは残さず引き継いでから帰るべしである。

また、指導力や、器量にはそれぞれ相違があるため指導力の弱い職員に負担が掛かりやすくなるのも交替制の特徴である。そのために、スーパースターがいることよりも力量が平均化している方

が支援は行いやすい。

さらに勤務上、集団指導（監督）場面が多く、人によつて子どもとの関係性に濃淡が色濃く出てしまう場合もあるので、こうした職員の人格的特徴「個性の強弱、性格の明暗」なども考慮してチーム作りを行う必要がある。多人数体制であるが故に、子どもが職員を見るのは当然としても、職員も子ども（好き、嫌い）を見てしまう場合も少なからずある。あくまでも対応基準は『近くに来る子にはそんなに構わなくても、周辺部にいる子には、人一倍手厚くせよ。』である。

○ 交替制の寮に入る

交替制は、気をつけないと常に夫婦制と比較されるだけの評価で終わってしまう場合がある。両者の比較は余り意味を成さないが、最大の相違は、夫婦制は毎日起居を共にしているということと区切られる。

交替制では「子供たちが住んでいる家に、職員が入って行って支援をする。」という感覚を事前

に持っている、自然に子どもたちの衣食住やプライベートを尊重する意識が高まっていく。交替制は「合宿所的」であり、トレーニングスクールの色合いだが、子どもの周囲から支援をする感覚も大切であり、夫婦制のそれとは一線を画すがそれを評議する必要はない。

往時の夫婦制では、ここを、子どもたちの「最後の砦」としていたが、今後の交替制では「明日への砦」とでも表明したいものである。

いずれにしても交替制では複雑な要件と無数の人間関係を深く理解して一歩ずつ根気よく、職員チームの顔ができるまで協調して進めていくことが必須なのである。

○ 交替制の柱（ルール作り）

これほど難のある交替制をいかに成功させるかは、職員的情熱、努力、力量に由来するが、まずは、集団指導体制の確立にある。集団指導体制の根幹は、ルール尊重、ルール遵守である。そのルールに沿ってこそみんなが納得して、安心して暮

らせる訳である。

ルールは、それほど厳しいものはいらないが最低限の細かいものが必要になる。最低限でない子ども達は生活する上で窒息間を持ちやすい。

「シンプル、イズ、ベスト」また、細かくないと判断が子ども側の側にゆだねられ、ルールが意味を成さなくなる、大半の善良な子どもには、筋道が通っていれば細かいルールもさほど苦にならない。

また、子ども達が集団ヒステリーなどを起こしている場合などは、職員の微妙な言動の違いがトラブルの原因になりやすいので、言動の統一には十分配慮したい。夫婦制では、寮長の指示が絶対なのでブレは少ないが、交替制ではこの部分だけは特に慎重に行わないと混乱の元になる。

○ 交替制にゼロトレランスから学ぶもの

さて、交替制の最大の難関は、子どもの起こす『問題行動』への対応にある。問題行動が頻発し、職員の指示に従わず、集団反抗などの事態は、少しの指導の誤りでたちまちのうちに出現する。現

状の日本の教育制度では、「ゼロ、トレランス方式」のような、教育手法は行えない。

ゼロトレランスは、さまざまルール違反について、細かい罰則規定を定め、それに違反したものは、例外なく早期に罰則を科すものだが、実はよく見るともう一つの工夫が隠されている。大きい違反への対応は無論のことだが、「小さいこと、細かいことについても罰則規定が厳しい。」むしろこちらに重きを置いているかのような気配さえする。

『小さい違反に厳しく対応する事によって、大きい違反への波及を防ぐ。』という画策が背景にあるのだが、これを我々の教育に噛み砕き、受け入れやすく応用できないかを考えてみた。

指導崩壊の糸口は、どの場合も小さい問題行動の看過から始まっている。「小さいことから」と見逃しが積み重なり、最後は取り返しのつかないところまで行ってしまいうわけだから、先ずこのところは大きな歯止めをかけなければならぬ。小さいルール違反への着手は「早期発見、早期治療」の大原則であり交替制を成功させる秘訣とい

っても過言ではない。

○ 小さいことへの具体の取り組みと技術

暴言や、放言、肩パンチなどの小暴力、小さい喧嘩や小物の盗みなど、職員は見逃してはいないだろうか、足を上げてテレビを見ている、強めの児童に注意ができているだろうか。「注意すれば関係性が壊れるからナー」「あいつすぐキレるからナー」などと思つて、注意しないで看過してはいないだろうか。実はそうして見るともつと怖い事態に発展していくのが交替制である。

職員に向かつて「うるせー」とか「てめー」とか、大した理由もないのに子どもがこうした暴言を吐いたとき、どういふ対応を取るか。「ま、いかにこのくらい、今の子どもは普通に言う言葉だ。」と思つているようならこの時点で交替制は危うい。確かに、前後の事情があつてこつた暴言を發したかも知れないが、これを、小さいと取るか由々しき事態だと取るかは、ここが成否の分かれ目になる。

ゼロトレランスから見ればここにこそ、全力を投入して取り掛かる必要があると私は考える。

「小さいことに厚く。」ゼロトレランスという罰の替わりに「面接」で対応すればいい。「ことが小さいうちなら罰を与えなくても言えば分かるはずだ。」できればこっちのほうがいい。

そこで、交替制の職員には高度な面接技術が必要になってくる。高度な面接は、相手の話を『傾聴』することにある。職員の語り二割、傾聴八割と考え、相手の話を二十分くらいは待つて聞く覚悟も必要である。

（俺が学園に入る前、「うるせー」と言ったら、近所のおっさんは二度と口をきいてくれなくなつたよ、でも先生は「どうして君は、うるせーなんて言うんだ、」と何度も聞くんない。）（そうとも、私は君のことをもっと知りたいんだ。）若い職員に、子どもが面接で言った言葉である。

いつか子どもの心が落ち着いてくると、心の片隅に小さく残る反省心（ちよっとまずかったかなうるせーなんて言つて。）が静かに姿を現してく

る。時間をかけてなんとかここまでたどり着きたい。そして言語化することが大切だ。

暴言の元が関係性の希薄からだったのか、ストレスでイライラがたまっていたからなのか、自分に振り向いて欲しかったのか、理由はよく分からないが、一つの暴言に対して、全員の職員が共通認識を持つて取り組むことがここでも大切になってくる。さらに、情報の共有はもちろんだが、もっと大事なのは価値観の共有と統一なのであるまいか。

いずれにしても、関係性の回復、或いは進展のためにも熱心に個別面接を行うのが肝要である。無論一回や二回の面接で治まるようなら苦労はない。「子どもは千回でも言わなければ分からないよ。」の、石井十次先生（一人六五〜一九一五）の言葉を思い出して、何度でも根気よくやる。

『こうしてコツコツと、小さい芽を確実に摘みながら、ルール遵守の習慣を確立していく。』
幸い、交替制には人手があるというメリットを最大限に活用する。

また、私なら面接の後に、このことを忘れない

ように、記念事業として少しの時間子どもと二人で寮の庭のゴミ拾いをする。或いは、分校や体育館に行つて靴をそろえる。

教育哲学者、森 信三先生（一八九六〜一九九二）の、三つの教育を實踐している。

「ゴミを拾う。靴をそろえる。おはようの挨拶をする。」

これも又ありがたい教育方法である。この方法で、ある熱血先生が、校内巡回時、腹に漫画の本を巻いていなければ身の安全が確保されない、といわれるほどの荒れる丁市の中学校を立て直したと、何年か前のラジオ深夜便で取り上げていた。余談だが、私は以前、「脱ぎ捨て、散らかし」の体育館の上履きを黙って下駄箱へ仕舞い続けたことがある。一か月ほどすると、一足も脱ぎ捨てがなくなつた。この間、私は一度も上履きを仕舞うよう子どもに指示したことはなかつた。

○ 交替制の眞実と醍醐味

日々の小さいことでの個別指導を通して、日ごろ集団指導でしか向き合わない相手に、じっくり向き合うことで、職員個々と子どもとの間のパイプが太くなつていく。子どもが小さいミスをした時こそ絶好の向上のチャンスが訪れる。「このチャンス逃してはならない。」ここにこそ、交替制の醍醐味があり眞実があると私は思っている。

大切なことは、チームの職員みんなが『小さいことに日頃から丁寧に取り組むことだ』

子どもが小さい違反に気を付けるようになると、大きな違反まで気持ちがいなくなってくる。そうなれば子どもは必ず変わっていく。できれば夜は、先生とお風呂にでも入つて背中を流してもらい、もつともつと仲良くなつて欲しい。こうして日々の営みを肅々と積み重ねることで皆が明日に向かって進んでいける。

『大きな目標を達成する一番の近道は、小さいことの積み重ねと努力である。』天才イチローの口癖である。

もう既に多くを言い尽くしたが、良い方向も、悪い方向も『日ごろが全てを物語っている。』家を追われ、町を追われ、学校を追われてたどりに着いた児童自立支援施設で、彼らが悪態をつきながらも求めるものは一体何であろうか。それは、遠の昔に失った「大人からの愛」なのである。

きぬ川学院の石碑に燦然と残る「情性」。夜回り先生が身をもつて示してくれた「いいんだよ！」の一言こそ誰にも真似のできない、誰も教えてくれなかった「どこにいても教護」だったのだ。夜回り先生ありがとう。

注釈

- 1) 以上の記述は「Wikipedia」(URL=<http://ja.wikipedia.org/wiki/>)に基づく
- 2) 以上の記述は「アメリカの対立から学ぶ教育」(URL=<http://www.crn.or.jp/LIBRARY/NY/0007.HTM>)に基づく
- 3) 以上の記述は「Road to The Castle gate “縄文塾 中村忠之の電子ブック・論文そして エッセー集”の「ゼロトランスの方式の是非を問う」に基づく

参考文献

・非行問題、二一四号、全国児童自立支援施設協議会、

二〇〇八

非行少年の詩

ミュージシャン 和 気 優

私は「音楽」に救われました。
そして、今も救われています。

毎年夏になると、バイクに跨がり、ギターを背負って、全国の「少年院」及び「児童自立支援施設」を歌いまわっています。

もう十年近く続けています。

なぜ、少年院などの施設で歌い始めたのか？
その切っ掛けは、十年前に中学時代の親友が犯した「殺人事件」

その事件が、大きく自分を動かしたのです。

その親友は、どちらかと言うと裕福な家に生まれました。

私の家庭事情とは、真逆(まぎやく)な、恵まれた環境にあったのです。

二人で悪いことを沢山しました。

しかし、中学を卒業してから、二人の運命は大きく分かれました。

彼は、高校へは行かずに暴走族に加わり、その後の人生は、捻れた時計のように、後戻り出来ない道を辿ることになるのです。

私は、その世界を断ち切ることが出来ました。

私がギリギリ、人間としての道を踏み外さずに生き

ることができた理由はただひとつです。

それは「音楽」があったからです。

では、その「音楽」が「人生」に、どのように関わり、導いてくれたかを、お話ししましょう。

父は暴力団幹部、母は水商売。

典型的な、今では古典的とも言うべき「非行生産型環境下」に生まれました。

生まれてすぐに、親と離れた生活を余儀なく強いられます。

私は、十歳まで親の顔を殆ど知らずに育ちました。父は絶えず刑務所暮らし、母は自分が生きるのがに精一杯で、片田舎に小さなバーを営んでいました。

その間私は、父の実家（栃木県氏家町・現さくら市）で、祖母と義理の祖父に育てられました。そこでは義理祖父からの「虐待」とも言うべき仕打ちを受け続けてきました。

実祖父は、太平洋戦争中、沖繩で戦死しています。ですから、私を預かる義理祖父にとっては、血のつな

がらない孫が、愛せなかったのかもしれませんが。

実家のある地域は、農家が殆どで、非常に閉鎖的だったのを覚えています。

とにかく、誰ひとり私を「かばってくれない」「相手をしてくれない」

ひたすら、孤独と疎外感の中でもがいていました。

自分がなぜここににいるのか？

それすら教えてくれる人がいない。

知らされない…。

解りますか？

知らされずに生きる。

それは実に残酷な事です。

大人は、子供に奇妙な気をまわしたりします。

子供は知らない方がいいだろう、理解出来ないだろう…的な事です。

それが仇となるのです。

子供は知るべきなのです。

ありのままを理解し、乗り越えなければ、生きてはいけません。

俺は、実家に預けられていた十年間、毎日が「なぜ?」「なぜ?」「なぜ?」でした。

それでも、誰も説明してくれない。

日に日に、自分以外の人間に対する不信感は募るばかり。

そんな時でした。

イライラする私の心に、何の前ぶれもなく「音楽」が響いたのです。

まだ誰も入った事のない、心の部屋をノックしたのです。

それは小学校からの帰り道でした。

不意に、誰かの家から塀を越えて、歌が聴こえてきた。

多分それは、当時流行っていた「フォークソング」だったと思います。

その歌が、心の中にスーッと入ってきて、離れない。

「これはなんだろう?」

しばらく立ち止まって聴いていると、今まで経験した事のない感情に目覚めたように、涙が溢れて止まらなくなりました。

一生懸命、我慢していたものが、急に溶け出したような……

まるで本当の母親に抱かれているような、そんな優しい気持ちになれたのです。

私が初めて「音楽」に出会った瞬間です。

以来「音楽」は自分のすべてとなりました。

時に親となり、時に兄弟となり、時に友だちとなっていたのです。

十歳になり、ようやく両親と同居できるようにな

ったのも束の間、父は「覚醒剤」に手を染め、家では母に暴力を振るうようになっていきました。

母はノイローゼ気味になり、ある夜、手首を切って自殺をはかります。

隣で寝ていた私が、気配を感じ、止めたのですが、ザ

ツクリと割れた手首の傷が、生々しく脳裏に貼りついて離れません。

私は悟りました。

「俺の事なんか、何も考えちゃいないんだ、俺がどうなつても、構わないんだ：」

諦めとも思える感情が支配的となり、大人に期待しなくなりました。

「音楽」に寄り掛かるしかない。

ひとり、ラジカセを外に持ち出して「音楽」に浸りながら、再び心を閉ざしていききました。

「音楽」を聴いて想像の中でしか、自分を見出せなくなってしまったのです。

中学生になり、学校へあまり行かなくなりました。

街へ出て、ゲームセンターに集まる不良連中と、付き合い合うようになったのです。

次第に、エスカレートして、遊ぶ金欲しさに、恐喝や窃盗をくり返すようになりました。

そんな事をしていても、満たされるワケがない事は、判っていました。

目付きも変り、普通の友だちはみな去っていききました。しかし「音楽」だけは俺を見離したりはしませんでした。

相変わらず、孤独でどうしようもない時は「音楽」に身を委ねていたのです。

「非行少年」と呼ばれて、望んだワケでもないのに、孤独に曝され、その上に、世間からは非難される。

もう、生きる術を失いかけていました。それでも「音楽」は、差別する事なく、諦める事なく、私を優しく包み込んでくれたのです。

感謝です。

ある日、ギターを手に入れました。

中古で買った名も無い安ギター。夢中で、弾きまくりました。

そして、言葉をのせてみたのです。ありのままの言葉を、ギターにのせて歌ってみたのです。

その瞬間、自分が解き放たれるのを感じました。

「解放」です。

まったく不器用だけれど、心が解放されて、満たされてゆくのが判りました。

その日その日の、捨ててしまうような感情を、歌詞に置き換え、ギターにのせて歌ってみると、殺してしまつた自分が甦り、生き生きと歩み始めたのです。

そうか、音楽は聴くだけ、受けるだけじゃないんだ。俺だって、歌っていいんだ。

表現する事自体に、意味があるんだ。

嬉しくて、嬉しくて…

生まれて初めて、生きている実感をもたらししてくれました。

しばらくして、同級生数人の前でオリジナルを歌って聴かせました。

辿々しくも、必死で歌いました。

歌い終わって、一人がこう言いました。

「すげえ、気持ち判る」

そう、それまで、気持ちを暴力的な事では表現出来なかった自分。

当然、みな俺を敬遠していました。

それが、同じ気持ちでも「音楽」を通して伝えると、どうだろう…

「気持ち判る」と、同調してくれたのです。

これなんだ。

暴力では、決して人は振り向かないんだ。

自分と向かい合い、目を背けることなく、正直な、その思いを言葉にし、歌にすると、人は応えてくれるんだ。

伝わるんだ。

自分が進むべき道に、確信が持てるようになりました。

私は運が良かったのかもしれませんが。

しかし、世の中には、私と同じような、似たような境遇から脱却出来ずに、苦しんでいる少年・少女たち

が沢山いることでしよう。

その原因の殆どは「親」にあるはずです。

私は「親」から受けられなかった「愛」を「音楽」で、仮想的に創り出しました。

判りづらいかもしれませんが、受けた事のない「愛」を「音楽」から感じ取ること、想像の中で「仮想愛」を創りあげ、信じ込むことによって満たされるフリをしていたのです。

それでも、何も無いよりはマシです。

少なくとも、押さえ切れない衝動に対するブレイキにはなっていましたから。

こうして私は成長し、今も歌い続けています。

今となつては、そんな自分の境遇に「感謝」さえ覚えま

す。
なせなら、こんな生い立ちがなければ、歌い続けることは出来なかつたと思えるからです。

父は二十年以上前に、長い懲役から出所した後、お袋と別れ、新しい家庭を築きました。

すっかり堅気になった父も昨年亡くなりましたが、今

思うと、父は身を呈して「こんな生き方だけはするんじゃない」と、私に伝えてくれたのかもしれない。

今、私は毎年三〇本以上、少年院や児童自立支援施設で歌っています。

親友が犯した殺人事件をきっかけに始まったこのコンサート活動も、最初は更正を促すばかりの、一方的な「メッセージ」の強いものでした。

しかし、ある時気付いたのです。

少年たちの目の中に、あの、もがいてどうにもならなかった「子供の頃の自分」が居ることに気付いたのです。少年たちに向かって歌いながら、実は自分自身へ歌いかけていたのです。

それは画期的な事でした。

それ以来、伝え方が変わりました。

妙な表現ですが、少年たちには「ここに居てくれてありがとう」という気持ち湧いてくるようになったのです。

「君たちは、俺と言うひとりの人間を救ってくれているんだ。そこに座っているだけで、俺の生きる希望にな

っているんだ……」

つまり、私は救っているのではなくて、救われているという事。

人の為に、ではなく、自分の為に歌うべきなんだ。

そう思えるようになりました。

「人の為」は、時に言い訳を招きます。

困難に迷うようになります。

「自分の為」と、軸を変える事によって「欺瞞」や「驕り」と言った、慢心的な気持ちが消えるのです。

失敗しても「原因は自分」となります。

コンサートにおいては、少年たちへ等身大の正直な思いを伝えられるようになりました。

それは、普段のライブでも同様に生きています。

活動は「ライブワーク」となり、私の人生の支えとなっています。

「音楽」によって、私は成長しました。

「音楽」が、切っ掛けを与えてくれて「音楽」が、希望を導き「音楽」が、生きる事の本質を照らしてくれました。

そして何より「音楽」は、私を「解放」してくれました。弱い部分も、みっともない場面も、ありのままの己を曝け出す事によって、心の「解放」を成す事が出来たのです。

孤独にうちひしがれていた「非行少年」は「音楽」という「心の武器」で、立ち上がることができたのです。そして今でも「音楽」に救われ続けているのです。

第三十三回資生堂児童福祉海外研修報告

神戸市立若葉学園 主査 永田政之

一 はじめに

二〇〇七年九月二十二日から十月六日にかけて、資生堂社会福祉事業財団の主催によるフランス（パリ市）・イギリス（ロンドン市）への海外研修に参加しました。この紙面をお借りして有意義だった研修の報告をしたいと思えます。なお、児童自立支援施設からは私一人の参加となりました。

事前研修会 八月二十三日～二十四日

講演 放送大学教授 松村 祥子 氏
ヨーロッパの社会福祉

フランスの児童を中心にして

結団式 八月二十四日

海外研修 九月二十二～十月六日（十五日間）
フランス（パリ市）

イギリス（ロンドン市）

事後研修 十一月八日～九日（資生堂湘南研修所）
参加者 全国の社会福祉関係者からの選抜

児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センター、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、児童自立支援施設、（男女各六人）、資生堂社会福祉事業財団事務局長山下茂喜氏、団長に日本児童育成園長 縄良樹園長を迎えた総勢十四人。

二 研修テーマ

「フランス・イギリスにおける児童養護の考え方や被虐待児及びその保護者への対応について」

三 フランスにおける研修

ETISUP (社会福祉高等専門学校・フランス政府認可) において、フランス児童養護の全体像と施設養護実態やソーシャルワーカー育成方法等について学ぶ。

(一) フランスの親権の絶対性

フランスでは「親は子どもを守るものだ」と百年以上前からの法律で定められており、子どもが十八歳（フランスでは満十八歳が成人年齢）になるまでは、子どもに対しての権利（親権）を親がすべて保有していることが記されている。宗教（カトリック）上の理由から親権に対しての意識が強く、親権を手放すことは子どもとのつながり

を全て断ってしまうに等しく、子どもを捨てたという罪の意識にさいなまれることに深くかわわてくるといふ。たとえ虐待行為があつたとしても、親権を剥奪する法律はなく、加えて親自身が親権を放棄する意思を示さない限りそれが他人にわたることはない。また、「どんなに未熟な親であっても、自分の抱える問題を解決し、成長する可能性と権利を持つている」など国民に深く根付いた人権意識が背景にある。

(二) フランスの虐待予防対策

フランスでは虐待予防対策として、妊娠中の母親にたいして生まれてくる子どもを養育できる能力があるかどうかの審査がある。これは母子保健機関 (PMI・日本の旧保健所とほぼ同じ機能) が実施している。以前は危険があると判断された場合のみ実施されていたが、二〇〇七年の法改正により、すべての妊娠中の女性に対して、養育能力の審査が行われている。養育能力に問題があると判断された場合は、児童社会福祉援助機関 (ASE) より、子育てや家事の援助、家庭訪問指導などが

社会的養護に関するフランス・イギリス・日本の比較表

	フランス	イギリス	日本
関連法律	児童保護法等	児童法等	児童福祉法・児童虐待防止法等
公的保護の実施主体	司法・行政 アソシアシオン	行政・司法 NSPCC等	行政・司法社会 福祉法人等
里親と施設の比率(%)	里親 60 施設 40	里親 75 施設 25	里親 10 施設 90
社会的ケアに関わる人材の育成	ソーシャルワーカーと施設職員の国家資格化	施設長と職員 里親の国家資格化	国家資格の義務なし。

行われている。また、未成年の妊娠女性のための施設（一施設十五世帯～二十世帯）が県ごとに二～三カ所あり、県の財政で運営されている。子どもが六歳になるまで入居が可能であるが、ニーズが高く現状では数が不足している。

（三）フランスにおける里親制度

フランスでの里親としての資格要件は次の項目を満たしていることにある。

- ・ 住居を所有していること
- ・ 母親としての立場になれること
- ・ AOEで二十時間の研修を受けること
- ・ 精神状況テストを受けること

・ 国籍に関係なく子どもを受け入れること

以上の要件を満たせば、女性一人であっても、子ども三人まで預かることができる。しかし、実際には里親は不足している。それには、支給される費用が低いことや、里親になると私生活が制限されることが理由としてあげられる。また、前述のとおり宗教上の影響などから親権放棄しないケースがほとんどであり、このことも里親委託増加

に至らない要因と考えられている。

(前頁 社会的養護に関するフランス・イギリス
・日本の比較表参照)

四 イギリスにおける研修

全国児童虐待防止協会 (NSPCC) においての性的虐待に関する取り組みのほか、家庭内暴力に関する取り組みを研修。

(一) NSPCC の活躍

百二十年前から子ども・青少年の利益を最優先にし、児童政策の改善に働きかけてきた。全国で二十以上の性的虐待児童・青少年に対するサービスを実施し、十二以上の家庭内暴力予防のプロジェクトを推進している。国の児童政策に大きな影響をもち、政府と同じ権限をもつ特異な民間団体である。子どもたちの協会に対する認知度は高く、自分たちを守ってくれる団体という認識が広がっている。(以下はNSPCCの事業の一例)

(二) フレッシュスタート

Ⅱ 性的虐待への取り組みⅡ

① 独立調査・アセスメントサービス
虐待の危険にある子どもとその保護内容を判定するため独自調査及びアセスメントを行う。

② 臨床アセスメント及び治療サービス
性的暴力の被害者、及び加害者の子ども・青少年にアセスメント・治療・コンサルティンクを提供。

③ 児童搾取・オンライン保護センター
オンライン上で児童虐待に取り組む。専門家がオンラインで犠牲者の子どもや家族にサポートを提供する傍ら、犯罪者を法的に取り締る。

④ トレーニング・コンサルタントサービス
子どもと青少年にサービスを提供する個人、団体を対象に、ソーシャルケア分野の科学的根拠に基づいた知識や支援方法を提供する。

⑤ リサーチ
性的虐待に関する理解促進と対処法の開発及び

普及を目的とした活動。

(三) ブロードフィールドハウス

Ⅱ 家庭内暴力に関する取り組みⅡ

家庭内暴力を専門に扱い、多くの関係機関と連携を図りながら、被害者である母親と子どもに対する治療プログラムを週一回のペースで十セッション。母親のグループには「子どもの理解と関係回復」を子どものグループには「情緒的な歪みを修復し自信の回復」を目指している。

五 日本が両国から学ぶべき視点

(一) 児童福祉は職員の個人情報より優先される
日本では、児童福祉に限らず、福祉事業全般において職員の採用に関しては、採用試験や履歴書などから読み取れる範囲でしかその人を判断する材料は無く、個人情報はその基本的には守られます。

一方、フランス、イギリス両国では犯罪歴、職歴、海外への渡航歴が厳しくチェックされ、子どもがケアを受ける段階での悲惨な事件や事故を回避する上

で重要な情報にされています。

(二) 児童福祉に携わる人の資格と専門性の向上
フランスでは児童福祉の最前線ではたらく「指導員」は国家資格に位置づけられています。ETSPのカリキュラムに象徴されるように、その国家資格を得るためのカリキュラムは理論の習得だけでなく現場実習がかなりの割合を占めています。直接人を相手にする福祉に関する職業では、理論を心得ているだけでは質のよい援助に繋がらないということが言えます。

実際に現場で役割を任せられる前の段階で、その直接的関わりをトレーニングすることは、その人自身の適正を判断し、専門性を保つために非常に有効であると感じました。そして、ただ実習をやったりっぱなしにするのではなく、時間をかけて自分の援助行動について分析・評価を行う点も重要なポイントであり、私たちの現場においても日常的に取り入れることができたと思う内容でした。
日本では、看護師や社会福祉士などは国家資格が必要ですが、大学で単位を取得するなど法律が定

める一定の任用資格があれば、多くの人が児童福祉の現場で働くことが可能です。しかし、人材選考や人材育成のための一定の判断基準となる資格制度や人材育成プログラムについては両国から学び、日本独自に作っていくことが児童福祉の質の向上に必要なのではないかと思います。

(三) アセスメントの継続的実施と活用

イギリスでは、主に家庭内暴力や性的虐待に焦点を当てて研修が行われましたが、どの分野においてもケースのはじめから終結まで、そしてその予後までも含めて継続的にアセスメントが行われていることを知りました。

日本の児童養護施設や児童自立支援施設では、入所後、各施設において自立支援計画を立て評価を行います。全てのケースについて措置権者である児童相談所と計画・評価を充分に共有し、目標達成のために援助のあり方を見直すなど有効に活用できているとは言い難い状況にあると思います。予後も含めて客観的に評価して課題を明確にし、具体的な役割分担をすることによって、施設でただ生活し衣食住

が与えられるだけでなく、より質の高い援助が可能になると思います。

六 研修を終えて

フランスでは、宗教的な背景もあり、親が子どもの養育を放棄することは罪であるという認識が強くありました。またどんな親でも変わることが出来るという人間の可能性をどこまでも信頼すべきであるという価値観があり、そうした価値観の下、子どもをいかに家庭で育むかという児童福祉の目指すところは明確でした。

一方イギリスでは、子どもを一つの人格と認め、子どもの最善の利益は何よりも優先されるべきという理念が児童福祉に携わる者だけではなく、広く一般市民にも浸透した強い価値観として根付いています。両国で思想の違いはありましたが、一方で人権というものに対する意識の高さが共通していたと思います。

フランスの訪問先の児童養護施設でのことです。団

員が「フランス全国には児童養護施設は何か所ありますか？」の問いに「同じ州には二か所ありますが全国の数ばかりません」と平然と回答され、続いて「そんなこと知つてどうするのですか」・・・息をのみました。与えられた地域・環境の中で最善を尽くし、専門性を活かして一生懸命取り組みばよいのではないかというスタッフの思いに、数字や他施設を意識し比較する自分たちの視野の狭さと心の狭さを認識させられました。訪問した各施設の人は皆、エネルギーに満ちあふれており、その明るくポジティブな姿勢に感銘を受けました。

また、それと同時に、専門家（ケアラー）といえども難しい子どもたちに関わるという認識に立ち、専門家を絶対視せず、専門家へのケアが当然必要なのだということが、児童福祉の分野の中で広く理解され、その対応も充実しているように感じました。特に専門家がきちんとケアされるシステムがあるという点においても専門性の高さを感じました。

子どもの権利条約をいち早く批准し、子どもの最善の利益のために子どもに関する国内法を整備して

いる両国の取り組みに学び、子どもと家族への具体的なケアの方法から社会的養護のあり方まで、深く考えさせられました。今回の研修で得た多くのことを日々の実践で活かし、多くの人々に還元していきたいと思えます。また、この研修に全国から参加された様々な職種の団員の知識・意識・意欲の高さは、児童自立支援施設しか知らない私にとつて新鮮な刺激と発見になり毎日がとても充実していました。新しい出会いを大切に繋いでいきたいと思える仲間です。

最後に、忙しい中を快く送り出してくれた職場の上司、同僚と長年に渡り児童福祉に温かい眼差しとご支援を下さる資生堂社会福祉事業財団に心より感謝申し上げます。

今回の報告は紙面に限りがありますので、詳細は各施設に届けられている第三十三回資生堂児童福祉海外研修報告書をご覧いただければ幸いです。なお、本文の記述に関しては、この報告書を参考にしていくことを申し添えます。

『サンニコラ(児童養護施設・パリ市内にて)』



児童自立支援施設の再生

高知県立希望が丘学園 主査 村山真一

平成二十年度の全国児童自立支援施設研修会は十月八日（水）から十月十日（金）にかけて、高知県高知市内の高知会館を会場に、全国から約百人の参加者のもと開催されました。「児童自立支援施設の再生」を主題に基調講演、パネルディスカッション、分科会を通じて、意欲的な討議が展開されました。

以下、研修会の概略を報告いたします。

第一日目（十月八日 水曜）

一 開会式

あいさつ

二 行政説明

全国児童自立支援施設協議会会長 西田 達朗
高知県健康福祉部副部長 中山 伸

「児童の社会的養護体制に関する現状と課題」
厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課課長補佐 都甲 太

社会的養護の課題として、虐待の増加とその対応が挙げられる。また、虐待だけではなく障害をもった子どもが増加しており、多様な子どもに対応する必要がある。また、児童養護施設を退所した児童の六割は家庭復帰しており、在宅支援が重

要とされている。

社会的養護に関する提供体制の状況は、児童養護施設の入所率などを見ると自治体によって差がある。

これらの社会的養護の課題に対応するため「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する検討会」を設置し検討を開始、中間取りまとめがなされた。その後、専門委員会を設置し、社会的養護体制の充実が盛り込まれた児童福祉法等の改正が閣議決定される。

前述の法案の具体的内容及び専門委員会報告書を踏まえた具体的施策としては、これまでの里親制度の拡充と施設の機能強化及び見直しに向けた検討に加えて、新たに両者の間にファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）の創設が挙げられる。ファミリーホームは養育者が家庭的な雰囲気の中で、五〜六人程度の子どもを受託し、養育者の住居で生活しながら養育する事業である。

この他にも、措置された子どもの権利擁護の強化とケアの質の確保の方策等が施策として挙げられている。

三 基調講演①

「司法と福祉の中の児童自立支援施設」
立命館大学産業社会学部教授 野田 正人

・司法の変化：刑務所を出所した人の中に何らかの障害を抱えている人が多い。このため社会福祉との連携が必要とされるが、一方では、司法は保護よりも厳罰が望ましいとの意見もある。また、未成年の加害者が事態を真正面から受け入れることが大切であり、被害者をどのように捉えていくのかという課題もある。

・福祉の変化：非行問題に対して、福祉で非行を担うという認識が低くなっており、福祉が非行問題から後退している。また、非行も含めた要保護児童対策地域協議会の混乱、若者の福祉離れからなる人材や専門性の蓄積の不足が起こっている。

・児童虐待と非行：児童虐待を福祉と学校の関わりで早期発見につなげていく必要がある。また、児童自立支援施設が持っているノウハウを関係機関や地域に還元していくことも必要である。

四 講演②

「少年院から見た児童自立支援施設」

四国少年院院長 大河内 徹

近年ではパーソナリティの障害から、処遇が困難な事例が多くなっている。また、少年院に送致された児童の多くは他罰的な児童が多いため、まずはこれまでの経験を整理させることが必要である。少年院の中でうまくやれない児童は強い発達障害と攻撃性を持っていることが多い。この攻撃性はカッとなって攻撃に至る受動的攻撃性よりも、他者を支配するための操作的・能動的な攻撃性を有す児童の方が処遇が難しい。

また、十四歳未満の少年に対する少年院送致については、以前から議論があった中で神戸連続児童殺傷事件を機に実現に向かっていった。そして、児童自立支援施設で対処できない少年も少年院送致の理由の一つとなる。少年院では、矯正教育により、社会不適應の原因を除去し、健全な育成を図っている。

少年院に入院する少年は、一般的に凶悪犯罪者であるようなイメージがあるが、そういった少年は5%程度であり、あとは小さい事件を何度も繰り返す少年である。しかし、そういった少年が高等学校を受験する際に、中学校から高等学校へ少年院の入院歴が伝わるケースがあり、凶悪犯罪者と同じように受け取られてしまうことがある。少年院にいたことはその少年の現在の属性ではないため、このような不利益を被ることがないよう、健全な価値観の共有が必要である。

職員の採用も変わってきている。少年院の中で教えることは少年院の職員が全て指導するようにしているため、指導に必要な資格や技術は職員が習得するようにしている。

第二日目 (十月九日 木曜)

一 講演③

「児童自立支援施設における非行等児童への支援に関する調査研究事業の報告」

国立武蔵野学院院長 相澤 仁

平成十七年度及び十八年度においては、対定員充足率が高い群と低い群に分かれつつある傾向がうかがえる。

児童相談所の非行相談機能と定員充足率には関連があると考ええる。事実、相談機能が機能していると捉えている施設においては低い充足率を示す施設が少ない。

政令指定都市を有する都市型自治体にある施設は、そうでない施設と比較して、受入率及び対定員充足率が高いことが明らかとなっている。

入所児童については、この十年で全体の自立支援達成状況は右肩上がり好転している。

施設の定員充足が高いあるいは伸びたと感じている施設は、自立支援達成状況が良く、入所期間

が長い傾向がある。

二 パネルディスカッション

「連携機関からの提言や児童自立支援施設に望むこと」

コーディネーター

国立きぬ川学院院長 梶原 敦

パネラー

立命館大学産業社会学部教授 野田 正人

高知家庭裁判所次席家裁調査官 小畑 喜彰

大阪府岸和田子ども家庭センター所長 山内 稔

— 以下、抜粋 —

(小畑)

・虐待と非行は表裏の関係。発達障害を見据えた処置も必要。

・子どもをしっかりと見て、共に寄り添い、共に動くことを武器にしていこう。

・児童自立支援施設は外から分かりにくい施設。離れたところにある。施設にいた子に話を聞く

と、その中でどんな処遇をしているのかが見え
てくる。

(山内)

- ・ 児童自立支援施設に望むことは専門職の確立。
若い人をスーパーバイズして専門性の確立を。
- ・ 行政等の味方を増やす。それにより、問題があ
ったときに理解してもらえ、前向きに捉えて
もらうことができる。

- ・ 日常生活がほとんど崩壊している家庭が多い。
要保護性のある児童には、日常生活を経験させ
てあげたい。

(野田)

- ・ 施設の職員は真面目な人が多く、完成したら見
せようという思いからか、途中経過が見えない。
大変さをしつかりと出していく。自立支援施設
の事例集がなくなっているのは残念である。プ
ロセスを大事にしたい。

(質疑等)

参加者から、施設内でのチーム作り、地域社
会との連携、専門性について、環境整備などに
ついて意見があり討議がなされ、最後に各パネ

ラーよりエールが送られた。

三 和太鼓演奏

高知県立希望が丘学園児童

四 分科会

分科会1

「夫婦制の支援上の展開について」

司会：岡山県立成徳中学校長 樋口 俊司

三重県立国児学園の山下技師より話題提供。
「夫婦小舎制の支援上の展開について」として、
家庭学校の集大成として児童自立支援施設の理念
が説明された。

参加者からは、施設職員として忘れてはいけな
いことであるといった意見、自らの子育てと仕事
の両立の苦労などが語られ、また、「指導と支
援」、「体罰」などについて議論がなされた。

大阪府立阿武山学園の林係長からは、学園が直

面した課題から夫婦制としての寮舎運営が困難となる中で、夫婦制を補完していくシステムを構築し夫婦を孤立させず、組織で対応していく取り組みが説明された。

その後、発達障害がもたらす苦勞と、それに対する医療対応、児童の権利擁護の視点、地域コミュニティとの交流等について意見交換がなされた。

分科会2

「交替制の支援上の展開について」

司会：愛媛県立えひめ学園支援課長

越智 孝道

広島県立広島学園の岡田園長より話題提供。

「夫婦制から交替制の定着へ」というテーマで、広島学園が平成十一年の混乱時期からどのように学園の体制を立て直してきたのか説明された。

続いて、香川県立斯道学園の千田園長から、「定員開差を克服して」というテーマで、平成二年からの入所児童数の減少を受けて、それに対して、人材確保や人材育成、被虐待や発達障害等を

併せ持つ児童の受け入れ等の取り組みを行うことと立て直しを図った過程が説明された。

その後は、処遇の期間、小舎制と中舎制の違い、夫婦制と交替制のメリットやデメリット、夫婦制から交替制への移行の手法などについて、質疑応答がなされた。

分科会3

「学校教育導入の実態、連携と支援について」

司会：徳島県立徳島学院指導課長

笹賀 和男

愛媛県立えひめ学園の上堂係長より話題提供。

「学校教育導入の実態、連携と支援について」というテーマで、導入当初からの取り組みの状況について、成果と問題点を挙げながら説明された。

新居浜市立舟木中学校ひびき分校の稲見教頭から、TTについて、職員が授業に入るメリットと、教員の心構えを挙げながら、分校の機能を充分發揮するためには連携が不可欠であると説明された。長崎県立開成学園の末主査からは、「学校教育

導入の実態、連携と支援について」というテーマで、学園と分校間の連携課題に対して策定された、「職員協働憲章」などの取り組みが説明された。

福岡県立福岡学園の船田主任主事からは、全国で最初に学校教育を導入した施設として、その体制や取り組みなどが説明された。

各話題提供ごとに質疑応答がなされ、TTのあり方、部活動の対応、寮と分校との関係、被虐待児や発達障害の児童への対応などについて、議論がなされた。

分科会4

「年長児の支援の実践、課題と解決へ向けて」

司会：香川県立斯道学園次長

伊澤 英司

埼玉県立埼玉学園の中山生活課長より話題提供。

「埼玉学園における年長児の支援の実践と課題」というテーマで、交替制施設に中卒寮を併設して支援を行い、中卒寮の体制や支援プログラムなどを今後の課題も踏まえながら説明された。

秋田県立千秋学園の土田主事からは、「年長児の支援の実践、課題と解決に向けて」というテーマで、入所児童の半数が中卒児であるという現状を踏まえ、学園職員による学習指導や職場体験などの実施などが説明された。

岡山県立成徳学校の難波主任からは、「夫婦制における年長児支援」というテーマで、年長児だけの寮から通常寮での処遇へ移行するなどの試行錯誤の過程、夫婦制で年長児を支援するメリットなどが説明された。

最後に、児童自立支援施設での課題として、いくつか共有していくべき課題を挙げた上で、各施設でできる取り組みについて模索する必要があることなどが議論された。

第三日目（十月十日 金曜）

一 講演④

「重複障害のある非行少年に対する支援治療的アプローチについて」

北海道大学大学院教育学研究院
附属子ども発達臨床研究センター教授

田中 康雄

可能性のある「重複障害」について、虐待とネグレクト、依存障害、発達障害、精神病、サイコパスの五つの観点から考える。

虐待・ネグレクトと非行：虐待やネグレクトを受けた子どもには身体面、行動面、精神面で特徴が見られる。乳幼児の愛着研究を行い、四種類ある愛着のタイプや愛着障害などから、子どもがどのように関係性を認識するかを考える。

依存障害と非行：虐待経験が依存障害へと影響している。虐待体験はさまざまな脳の反応を引き起こし、攻撃性へと流れていくことがある。

発達障害と非行：近年の重大な少年犯罪と発達障害は無関係ではない。虐待と発達障害の間には関係があり、被虐待児は高い割合で発達障害を有する。知的障害、PDD、ADHD、LDなどの発達障害を抱える子どもは、それぞれに生きにくさを抱えている。そういった子どもの生きにくさ

の心理に近づくことは、その子どもにある障害体験に近づく意義がある。

精神障害と非行：うつ病、そう病、統合失調症などの精神障害があり、これらは遺伝や社会関係などのさまざまな内因、外因、心因がある。

サイコパスと非行：外見上は魅力的で知性に溢れていても、社会生活を送る上で支障をきたすような人格障害を抱えている人が存在している。

支援治療的アプローチに向けて：社会的支援やストレスマネージメントなどの発達性外傷学から考える。また、これまで繰り返していた負のサイクルから脱却できる環境を整備することも必要である。児童自立支援施設は「生活をしている」場であり、心のふるさととなる場所であるべきであり、児童らを排斥するのではなく、育ちを保障することが必要である。

二 まとめ

「児童自立支援施設の今後の方向」

国立武蔵野学院院长 相澤 仁

（各分科会より討議内容を報告。相澤院長より全体のまとめ）

今後の方向性として、ケースの理解や支援の目標設定、アセスメント自立支援計画の標準化などがある。また、要保護児童の発達課題や精神障害に応じたケア・支援が必要である。

児童自立支援の理念は、「三能主義」「流汗悟道」「withの精神」などである。この理念は、どの体制においても共通している。

今後は、集団生活において個別の支援や援助ができるよう、また心理的ケアや治療を必要とする子どもたちに対する専門性の確保などの機能の拡充が課題となる。その他にも、施設をオープンにし、子どもを中心とすること、また児童相談所をはじめとする関係機関との連携も必要である。

三 閉会式

あいさつ

次年度開催 北海道立大沼学園指導課長

阿部 敏明

高知県立希望が丘学園学园长 矢吹 了一

四 施設見学

高知県立希望が丘学園

ああ、小舎夫婦制

元茨城学園職員 小林恵四郎

一 小舎夫婦制勤務のころ

私は交替制になる直前に身を引いた、小舎夫婦制信仰者である。しかし終わりの九年ほどは転住寮制といって、職員の休暇を保障するためその期間、担当寮児童を他の寮に預ける、いわゆる変則の小舎夫婦制に身を置いた。

在職中、退職を迎える歳になっても私はベテランという実感はついぞ持ち得なかった。小舎夫婦制に浸っていたから、どうしても一国の独善的な振る舞いになり勝ちであったが、決してベテランに備わる風格というものはなかったように思う。

だからぐいぐい引っ張ってゆくタイプでもない。

胸間声にも似た声で檄（げき）を入れるのは出来ない。朝のマラソンは一緒になって駆け、凍てつく朝の裸足の水掃除は率先して行った。「ウイズの精神」を地でゆくようなものだった。朝のマラソンには自分の子も駆けさせ（そのころは一キロ半〜三キロメートルのタイム競争）遅いときは、先ず自分の子を叱って、それから弾みで寮の子どもを叱った。

初めて寮を持ったとき、折りしも「無外」から連れ戻された子どもと対面した。「ぶっ殺してやる」という言葉を聞き、居並ぶ丸坊主頭の子どもたちにガンを付けられ、正直言っただけだった。今なら「試された」ことになろうが、そんなことを

考えるほど余裕はなく「なめられ」っぱなし。半年ほど経ったある日、体育館でエヘラエヘラ、バドミントンをやっているAにたまらず馬乗りになつて飛びかかった。私は「叱つた」つもりだが、Aの日記には、「今日は先生とケンカしました」と書いてある。Aを呼んで「ケンカじゃなく叱つたんだ」と言つて返した。

妻も子ども寮に住んでいたが、妻は他に保母として外へ勤めており、私は実質単身だった。

そういうわけで、年配の保母さんから、「こういうふうにするんだよ」と、朝夕の掃除の仕方を教えて貰つた。完全なインプリンティングである。以後二十数年の朝夕の掃除、寮内の美化は忠実に守つた。私の寮には、メツロンの保母さんが入れ替わり通勤で就いてくれた。新米の寮長とともに仕事をするのはとても大変だったろうと思う。三年ほどして妻が採用されたとき、晴れて真正正銘の小舎夫婦制に従事することになった。

そんな私でも十年ほど経つと、充実感を感じるようになった。それは少しぐらい温度が足りなくても長時間焼けば釉変する焼物に似ている。釉

変は温度×時間の総量である。私は二十四時間も「一貫性」も「家族ぐるみ」も性に合っていた。

二 里親に従事して

私は現在専門里親に従事している。里親に首を突っ込んだ理由の一つに、在職中ある困難なケースに直面し、その強い思い入れに反して全うできなかつた不全感にあつた。

「反抗性行為障害」と苦笑すべきへんでこな診断を下された男児であつたが、もしほんの幼児期から家庭的環境で個別的に向かいあつていれば、このような行為障害を引き起こさなくても良かったのではないかと、折に触れて思い浮かべるのであつた。困難と言われたなかにも、ときおり見せる親しみはどこか、「普通の」人間関係を求めていくように見えるし、そこを押さえれば心を開く糸口を持つていくように思えた。心が通じ合えること、それには家庭的であることと信ずるようになった。

「『非行』の前に児童である」とは在職中間

かされた言葉である。里親に志願してから勉強の機会が豊富にあった。「非行」というフィルターなしに子どもを見ると、環境の関わりが人間の成長にとっていかに重要であるかがよく解る。「非行」のからくりも解る。参加した全国里親大会・関東地区里親大会での講演、県の里親大会での講演、軽度発達障害の講演などで聞いた話。大體は臨床心理士の体験からにじみ出る話である。やや知識の切り売りのなきらいがあったが、マスコミに持てはやされたケネシー澄子氏の「愛着障害」旋風の恩恵に浴した。

三 あるドラマチックな出来事

里親仲間では年配組である私は専門里親に手を挙げた。そしてまもなく六歳のKと暮らしをともにすることになった。

わたしはこのことについて触れて見たい。里親に来て、相変わらずKは家にいたときと同じ行為を繰り返していた。(詳しく書けないのかもしれませんが) Kに対して、私はやめさせようと躍

起になっていた。家の大人たちも同じ努力をしたようである。〇〇は止まず、その行為はエスカレートしていったらしい。それが原因でいわゆる虐待気味に陥ったよくあるケースである。

何度か行為を看過したあと、ある日、今日こそは盗った場所を言ってもらおうと袖をたくし上げ、Kの前に立ちはだかった。どこから盗ったの？返事をしないことに立ち、私の声は次第に気色ばっていった。Kは正面に私の眼を見据えたまま、手をワナワナ震わせているだけである。が「〇〇から盗った」と言わない。

しばらくそのままの状態が続いた時、私はふと息を抜くことにした。そして普通考えつかないことをKに行った、というより行ってしまった。

愛想を崩し私はKをソファに誘い、後ろ向きのまま膝の上でしっかり抱っこした。ふと足首を見ると、虫に刺されたような引っ掻き傷がある、「どれれ赤チンを付けようか、赤チン持って来て」「ウン」再び抱っこしてニカ所ほど塗布した。そして、どこから〇〇したのと訊いた(ずるい!)。これが功を奏した。取った場所を「ここ」と案内

示したのだ。

驚いたのは翌日のこと。食卓でKは自らつぶやくように「もう『心から』○○しない」と言い放った。それを私は聞き逃さなかった。子どもの口から「心から」という言葉が出るなんて……と思いつながら黙って聞いていたが、これが有言実行なのだ。パツタリと今までの問題行為は影を潜めた。まことドラマツチックな出来事であった。

ある機会に里親会のと話ししたら、同じようなケースを抱えた里親から「ウソツ、止めたって？信じられない！」と、一笑に付されてしまった。もう三年になるが一度もやっていない。「出来ない」から「しない」と違う。里親のような一般家庭ではいくらでも出来る。だけど「しない」。だから本物であるといえる。

私の行ったことを臨床心理士を目指している知人にも話したら、この展開と心理的動きを納得されたうえで、いくつかの条件が互いにフィットした結果そうなったのであって、誰にでも、あるいは誰かが同じことをやっても、そうなるとは限らないと言う。私もなぜこのようにKに潔い気持

ちにさせたのかそのとき分からなかった。私の行ったことは、偶然Kが心から改心する気をおこさせたのかも知れない。

考えてみれば、小舎夫婦制における「教護」も見えない、説明できない、いわば公式がない生活指導の連続であったと言えるかも知れない。

四 悪ガキの心

かつて北野武ことビートたけしは言った。

「赤信号、みんなで渡れば恐くない」

若いツービート時代、お笑いの舞台で飛び出したギャグである。そのころから客に媚びることなく、本音をずばり言つてのける一種の爽快さがあり、大衆から愛される人でもあった。だが、交通规则の遵守のキャンペンを逆なでするこのギャグには、さすがに良識派から批判がでた。普段から本音で勝負しているビートたけしだ。他愛ない、アイロニーと受け止められなかったのだ。

やがて彼は自叙伝というより読み物のつもりであろうが、「たけしくん、ハイ」を著した。彼

にぞっこんの私はすぐ買って読んだ。

不甲斐ないと目に映ったであろう父親と、前轍を踏ませまいとして、子どもを自分の手籠に入れ躍起になって勉強させる母親、たけし少年には、それが大人社会の醜状と映ったのであろう、それを笑い飛ばそうとするエネルギーを持ち合わせていた。

親の生活ぶりも描いてあったが、そんな親の言うことを聞かされた少年ではなく、悪ガキぶりを発揮する。彼の周囲にはいつも取り巻きがいて「ひとり」ではなかったようだ。家族のことや母のこと、自分のしかした悪戯などが、面白いかしく、それでいて誇張がなく連ねてあり、読者を痛快にさせる。しかし読者に教護院の職員がいたのであった。

私は読み進むうちに、笑いが止まった。著者である当の本人もちよっぴり悪いことをしたというところの場面があった。いじめられっ子とその母の二人が住む小屋同然の家を、たけし少年が壊してしまったのだ。明らかに、腕白の度を越している。

私は、寮で子どもたちの会話を耳にしたことがある。「俺よりわるいことをしていたのに、あいつは……」と言う。本当に入らなくちゃならないのはあいつで、パシリの俺が入ってしまったのは運が悪いとボヤクのだ。

運よく学園に入らなかった「あいつら」と、いじめられっ子の家を壊したたけし少年とが、オーバーラップしてしまうのだ。

いつも親を含めた大人たちを凌(しの)いで勝ち組を自認していく少年たちはいる。だが普通の場合、これらが通用しない場にいつか直面し、自らカブトを脱がねばならぬと悟り、建て直しを図ってゆく。そんな話を自戒気味に語る大人たちはヤマという。今やビートたけしは、押しも押されぬ知識人ぶらない知識人として不動だ。だから運と言ってかたづけられるのも頷ける。

「赤信号……」の話に尿そう。お笑いに飛び出したこのギャグは反響を呼んだが、私は別の意味で興味を持つ。なにもビートたけしが非行少年だったと言わないが、これは「非行」の心理をうまくついている。

分別ある大人が犯罪を犯すときは確信的でもある。つまり悪いのを知って冒す。しかし子どものそれは、大人を「真似ぶ」して冒す。大人たちが見て見ぬふりをしたり、止められなかつたりした結果である。お墨付きを貰ったような気分にもなる。「非」の意識は弱い。自立していく過程は自信の積み重ねでもあり、それは大人とわたり合いい、大人と伍していく過程でもある。親をも含めた大人たちを乗り越えた自信が、自立しているとは錯覚させている。

局地では凄いでいるつもりが、あるとき少年審判により、あるいは相談所の説き伏せにより施設入所となり、大局で負けているのだと初めて「負け組」を認めざるを得なくなる。

五 初めはマイナーから

利休が創設した茶室に、身体を小さくしなければ入ることが出来ない「にじり口」がある。これをくぐることによって茶の湯の心構えが備わるというのだ。施設入所も、仲間から離され、数の

上からも、精神的にもマイノリティになる。とりあえずは周囲に従っていくことになる。開放施設である「教護院」には、最初から逃げてやろうと思つて入る子どももいるが、そんな無分別は稀である。

誰もが順調に建て直しが図られてゆくとは限らない。園内で、暴力・盗み・反抗・無断外出を起こし不適応を来たす時がある。「私有財産」という文化をまだ理解しない幼児であれば、必ずしも盗みは非行ではないが、物心がつけば盗みや身体的暴力は「非行」であることを承知している。だから人の目を隠れて極力秘密裏に行う。

普通の状態であれば、わざわざ規律違反を行わない。規律を掌握している権力者や集団によって罰やペナルティを課せられるからである。このほかに、「孤立」という大きな精神的負荷のほうに「怖い」。しかしこの精神的負荷は違反行為を行った立場や、加わった人数によってその孤立度が違う。だから参加者の数の多さを恃(たの)む。つまり「みんながやれば怖くない」のである。

私は触法の心理を言説しているのではない。

「みんなで渡れば怖くない」という心理状態を考へれば、入所時、心理的結びつきを防止するため、心理的にも数の上でもマイノリティにおくことを考へつく。私たちの仕事は所詮「非行」の子どもたちをマイナーからメジャーへの道筋を示し、エスコートする仕事だから然りと云える。

六 許すことの意味

このように考えてきた私は最近、マイナーかメジャーかの尺度とは違う別の視点があることを思い知らされた。非行問題二一四号の巻頭論文、三十二頁に「許す事」の文字に釘付けになった。「相手の立場を考えずに非を責めていた」ことは、強烈な印象として残る私の里親のある体験と完全にオーバーラップする。

許すということと、「生活指導を要する児童」にどういふ関係があるかも大分前になるが、ある触法の少女を預かったことがある。少女は建て直しを凶るべく、「白紙」の状態で我が家に来た。こともあろうに私はその少女に贖罪（しょく

ざい）を強いるような言葉を投げかけた。私の頭の表面では受け入れながら、「心から」受け入れる備えが出来ていなかったからだ。少女の心の「白紙」の地に鮮明に「赦さない」の文字を描きこんでしまったのだ。表面はニコヤカ顔をして。たった一言の言葉がいつまでも尾を引いて、少女は居づらい毎日を送った挙句、ある触発を契機に家を出ることになってしまった。

一方前述した里子Kに奇しくもとった私の行動は「許す」に他ならなかった。小さいながらも罪意識でがんじがらめになっていたKを「白紙」にさせたのである。私も白紙になった。ともに「白紙」になった。そこで初めてKは自分の行いを振り返ったのだろう。それが「心から」の正体であつたのだ。

許す(赦す)は、認めることではない。迎合することでもない。否定でもない、肯定でもない、どちらでもない。つまり白紙ということである。敢えて言葉にするなら無垢ということになるか。無垢は乳児の心理状態である。子宮から外界に出て間もないいわばサンクチュアリーの状態である。

いかに重大な過ちを犯しても、一旦白紙に戻らなくて、冷静に自分の行いを振り返ることが出来ない。

さらにつけ加えると、許せる心構えは無防備では作れない。オドオドしては赦せるどころではない。裏づけとなる理論も研修も実践も必要だ。今や発達心理学界はさまざまな実証例をもとに研究が進んでいる。そこでは家庭でどのような子どもたちは歪んでゆくか明らかにしている。理論は原則論であるので、何より実践が大事である。表面的な「理解」は少女の例のように、寄り添う側と添われる側に微妙な齟齬（そご）を生じさせる。私は二度の体験から許す（赦す）ことの大事さを学ばせてもらった。相手も白紙なら寄り添う側も白紙。マイナー対メジャーの関係ばかりでない。歴史的に見ても、メツロンの役割は「許す」側、寮長はマイナーからメジャーへのいざなう側であった。小舎夫婦制の「夫婦」は有機的に連携して家庭を再現していかねばならない。

七 支援とは

せつかく立て直しを図ろうとして入った子どもである。いや立て直しの気持ちがなくともである。あなたから削るものは何もないのだよ、これからはあなたがつかんでゆくだけなのだよ。そのため私たちは「支援」するのだよ。さすれば、自ずとマイナーからメジャーへの道が開かれるよ。新入児との邂逅でこんな心のやりとりができれば！
…もう私には出来ない。

私にとっての和太鼓の居場所

徳島県立徳島学院 主査兼指導第一係長 船越昌一

はじめに

私は、最初から和太鼓に関心があったわけではない。音楽・楽器と言えば、ギターやピアノの方がピンと来る。しかし、楽器を知っているからといって、上手く演奏できるわけではない。

今から二十七、八年も前のことになるが、民族芸能の舞台公演に関わったおりに、出演者から記念の品として手作りの練習用の太鼓バチをいただいた。公演がすばらしかったこともあるが、バチを手渡されたときに出演者から

「あなたも和太鼓をたたいてみたら？太鼓は誰にでも音を出してくれますよ。」

と言われた一言が強烈に私の心を揺さぶった。

若いときにギターに触れなかったわけではない。しかし、自他共に認める「ドラえもん」の指では早々と限界が見えてしまった。

ピアノは到底手が届かない。吹奏楽器は顔を真っ赤にして息を吹き込んでも、からつきし音が出ない。

音楽、特に楽器を演奏することなどは私にはまったく縁のないものとして考えていたのだが、実のところは、楽器を自在に操ってみたいという要求は、私の意識の奥深いところでじっと息を潜めて凝縮された思いとなって確実に存在していたのである。

「太鼓は誰にでも音を出してくれる」
この言葉は、音楽・楽器コンプレックスに陥っていた私を救ってくれた。だから、私は初めて太鼓に触れる子どもたちには、必ずこの一言をかけてからたたき始めさせるようにしている。

一 太鼓を楽しむ

私が和太鼓をたたき始めたということを知ってか知らずか、当時長男の通っていた保育園の園長が、「子どもたちに太鼓をたたかせてやりたい。」と、一尺三寸くり抜きの長胴太鼓を購入してしまった。まだまだ今ほど和太鼓が一般的には普及されていなかった頃のことである。

この園長が、非常に子ども好きで、おおらかな人柄の方だったことは、園児たちにとって非常に幸せなことであったし、私の現在につながる和太鼓との関わり方の原点はこの園長の姿勢にあると、いって過言ではない。

太鼓を購入して間もない頃、保育園に顔を出したところ、子どもたちがまっさらの太鼓に大喜び

で遊んでいる様が飛び込んできた。

・・・が、その有様というと、バチで叩く子もいるにはいたが、触ってみたり、蹴飛ばしてみたり（！）、転がしてみたり（！）、太鼓によじ登って飛び降りる子がいたり、しかも、まっさらのはずの太鼓には至る所に（太鼓の皮にも！）マジックやらクレヨンやらでビッシリと落書きがされていたのである。

あっけにとられている私に、園長は涼しい顔で言ったものである。

「子どもたちがこれだけ喜んでくれたら、太鼓は買った値打ちがある。」

総合学習・ゆとりの時間・伝統芸能等で学校教育の現場にも和太鼓が置かれているところは増えてきたが、それらがいかほどの教育効果を発揮しているのかは、音楽室等の片隅に大切に「保管」されているのを見る限りでは知るすべもない。

太鼓を楽しむこと。私はいろいろな機会にいろいろなひとたちに太鼓に触れて貰っているが、何よりも形にとらわれずに楽しむということを体感してもらおうことを大切にしている。

二 和太鼓の居場所

療育の場で和太鼓の指導に関わるようになってから十九年、自立支援の場では六年になるが、何よりも私自身の楽しみとしてやってきたことから、厳密にその療育的・教育的な効果について検証しないままに今日まで過ぎてしまった。

今、徳島市内にある知的障害児の施設で週一回私と一緒に太鼓の練習をしているメンバーの顔ぶれを見てみると結構多彩である。

養護学校の卒業生、中学や高校の不登校児、自閉症児とその保護者たち等々。家族連れの参加有り、小学生の頃から友人同士で誘い合って来ている大学生（県外から練習に参加している猛者もある！）。妻に誘われて渋々参加してみたら自分の方がはまりきってしまった亭主。誰からも強制はされないし、また特別に誉められることもない。なのにやってくる。

もちろん「心理療法」として構えてやってきたわけではない。音楽療法・芸術療法・表現療法・運動療法・遊戯療法・理屈をつけられどこのジャ

ンルにもあてはまるし、逆にどんなネーミングをしても少し居心地の悪そうな気もする。

昨年・今年と学院の生徒を対象に「Face scale」や「V.A.S (Visual Analogue scale)」を使って和太鼓演奏前後の気分感情の変化の記録をとってみた。こうした記録の蓄積の中から、和太鼓の効果やそのメカニズムが少しでも明らかになればと考えている。

このような取り組みをする中で、近い将来私にとっての和太鼓の居場所が、見つかる日が来るのかも知れないが、まあ、そう慌てることもないかとも思う今日この頃である。

「未だ足らざるを知ることに」

長崎市立南陽小学校開成分校 教諭 宮原友彦

「長崎市立南陽小学校開成分校 教諭に任ずる」忘れもしない四年前、長崎市教育委員会の教育長室でのことである。その頃、社会体育行政に四年間携わり、子どもたちと関わる機会に飢えていた私は、「待ちに待った現場だ」と喜んだ反面、『開成分校』は話に聞いてはいたが、実際、どういうところか皆目見当がつかず、正直、不安に思う気持ちの両方があった。しかし、その頃の同僚から、「開成こそ教育の原点だから、やりがいがある仕事だぞ。」との励ましの言葉をもらい、「ならば全身全霊がんばってみよう」と気持ちを奮い立たせたことを覚えている。

さて、赴任してみると、様々な子どもたちと出会うこととなった。長崎市立ではあるが、全県下、

時には他県からも措置されてくる。人数は少なくても、さすが児童自立支援施設に措置されてきただけあって、一筋縄でいかない面々であった。一般の学校に勤めていたら、おそらく出会う機会が少なかった子どもたちである。一人が厳しく指導されていると、他の子どもはニヤニヤしながらご機嫌になるなど、今までになかった反応に、呆然としてしまった。そこで、「まずは、一人一人としっかりと向かい合うことを大切にしよう」ということから始めてみた。

そうして向かい合っていると、それぞれがここに至った背景がよく見えてきた。もともと問題行動をする子どもたちではなく、生きていくために問題行動を起こさざるを得なかった子どもたち。

大人に裏切られ、誰も信用できない子どもたちであつた。「罪を憎んで人を憎まず」とはよく言うが、そう人間は達観していられないものだ。しかし、安心して生活してこれなかった子どもたちと接する時に、まず大切なことは、まるごと好きになること、つまりそのままをまず受け入れることだと思つた。「教育の原点」とは、そういうことなのではないかと思ひ当たつた。

「子どもたちの本当の姿は、遊びの中にある」というのは、今まで教職生活で実感したことである。まず、中休みに共に遊ぶことからはじめた。また、寮の先生方や中学校の先生方との情報交換を積極的に行い、「子どもたちを知る」ことに努めた。誕生日にはささやかなプレゼントを贈り、生まれてきてくれたことを心から祝つた。そうしてみると、少しずつ子どもたちとの距離が縮まり、打ち解けて、心の声を少しずつ聞くことができるようになったように思う。

私は、「『居場所』があれば、人は困難に耐えられる」と思っている。私は「足らざる」ところが多々ある人間である。そのことを忘れた時が、教壇を去るときだと思つている。私が居場所にな

ればそれに越したことはないが、『居場所』たるべき場所は他にもある。それが寮の先生であつても、他の先生であつてもまったく構わない。もちろん、四十を超えた人間であるから多少なりのプライドや自負がある。しかし、そんなものは子どもたちの成長には何の意味もない。子どもたちは人間であるかぎり、合う人、合わない人は必ず出てくる。だからこそ、分校・学園・カウンセラーなど、たくさんの大人が関わっているのだ。もちろん、『足らざる』のままでは悲しいので、人に教えを請い、書物を読み、少しでも理想の自分に近づけるように努力はしているのだが…。

ここ開成学園・開成分校には『協働憲章』がある。真の意味での『協働憲章』であり続けるには、個性ある大人は、子どもたちのために存在していることを忘れてはならないと思う。時には意見を戦わせながら、それぞれの立場にとらわれず、いつまでも、職員誰もが本気で関わる教育ができる環境を作っていく努力を忘れずにいたいと思つている。そして、一人でも多くの子どものための『居場所』を提供できる、誇るべき「開成」でありたいと心から願つている。

きゆう

外部の声

心の変化

退所生 小川 朋子

向陽学院に入ったばかりの私は、「早く自由になりたい。何故、私だけこんな所に入れられなければならぬ」と親や家族を恨みました。

学院に入るまでの私は、学校にも行かず、友達と遊びたいときに遊び、悪いこともいっぱいして、大人や家族に怒られても聞き入れようともせず、一人でいた。しかし、学院は、一日の日程が決まっています。団体行動、今までだったら、当然、親がしてくれていた洗濯や身の回りのことを自分でやるように教えられ、行きたくなかったら休んでいた

学校にも行き、勉強やマラソン、他にも様々。冬は除雪、夏は草むしりなど、普通に生活していたら、自分達でやることもなかったようなことまで、楽しいこともあったけれど、学院に居る間は、やっぱり苦痛なことも沢山ありました。

そして、学院から出た私は、まだまだ子どもで、今まで自由が無く色々なことを我慢してきたと思いい、学院に入る前と同じような悪いことを繰り返していた時期もありました。しかし、自由が無くなるのはもう嫌だし、将来の夢があった私は、いつしか、歯止めが利く自分になっていました。

学院に居る間は、苦痛でしかなかったことも、時間が経ち、そして今、二児の母になり、平凡だけれど幸せをつかむことが出来ました。あの頃は恨んでいた親のことも、今では、親の気持ちになって理解できる様になりました。学院に入り、苦痛だと思っていたことを乗り越えたからこそ、人に感謝したり、素直に謝ったりすることが身についたのだと思います。

今では、学院に入って生活した時間が無駄にはなっていないかと、親や先生方に感謝していま

す。そして今、上の子が十歳になり、反抗期に差しかかっています。子どもだった頃の自分の気持ちを思い返し、どんな事があっても対処してあげられる親にならなくては、と思い生活しています。

茨城学園生と私達

日立市更生保護女性会会長

鎌田 恭子

私たちが、茨城学園の環境整備のために、除草の奉仕作業に伺ってから、四年目を迎えました。

茨城県更生保護女性会で行う施設支援のための「愛の募金」の贈呈式で茨城学園長のお話があり、何らかの原因で反社会的な行動をしてしまった子どもが、必死に立ち直ろうとしていることや、それに対応している施設の職員の方々の並々ならぬ想いが、切々と語られました。私達は、園長先生の真実の言葉に胸を打たれ、会員に報告しました。会員から「何かがしたい」の声が上がり、話し合

った結果、読み聞かせはどうだろうと意見がまとまりました。

そして、G先生と何回かお話しをしました。落ち着いて読み聞かせを聞けるような子どもが何人いるかが課題ですとのこと。何かをしてやる、そしてすぐに立ち直らせるという私達の考えの甘さ、驕った気持ちを反省しました。茨城学園は、専門的な指導者によって矯正教育が行われており、外部からのボランティアによる教育支援などは難しいのではないかとということ。そして、職員以外のいろいろな人との関わりが、むしろ子どもたちにとって新しい対話や体験であり、社会に出た時の経験の積み重ねに必要だとのお話がありました。また、毎週土曜日、十時から十一時半まで全員で除草作業をしているというお話も伺い、一緒にさせて頂けないでしょうかと尋ねると、それは構いませんというお返事をいただきました。そこで一緒に作業をしながら子どもたちと関わることでできるし、もしかしたら、子どもたちの不安や苦しみが聞けるかもしれないと考え、子どもたちの声が聞けるのを楽しみに実施することにしました。

事業名を「環境整美活動」にして、除草ボランテ
ィアを開始いたしました。

当初は、私達が声を掛けても、何者なのと言わ
んばかりに白眼で見据える子、いやいやそうに鎌
で地面を叩き続ける子、時間がたつうちにお尻に
根っこが生えて座りこんでしまう子、てこでも動
かない子も見られました。でも、先生の一生懸命
のご指導の声に、私達も気を取り直して、「一緒に
やろうね」と何度も言葉をかけたことを思い出
します。

三十度を超える炎暑の日も、苦しさで闘って精
神を鍛える訓練作業が続き、半年があつという間
に過ぎました。落ち葉を掃いて、山のように集め、
それをリヤカーに積み込み、学園の後ろの畑まで
運ぶ作業が行われました。小さい子から大きい子
まで、それぞれの役割でリレー式に作業が進めら
れました。私達も子どもたちと同じ気持ちになっ
て時間のたつのも忘れ、明るく声を掛け合いまし
た。こんなに笑い声が出たのは、初めてだったで
しょうか。作業を終わって、私達会員一同は、継
続は力なりを実感しました。

二年、三年と年を重ねるうちに、次々とドラマ
のようなことが展開されていきました。草取りを
しながら、いろいろな会話が交わされるようにな
りました。「漢字書き取りができないけどどうし
たらいいの」と悩みを話されたり「評価」につい
て相談されたり「作業は嫌いだけど…でも少しや
る気が出たよ」と伝えられることが多くなりました
。最近では、愛の募金で購入した楽器で、子ども
たちのすばらしい演奏を聞くのが、楽しみです。

このように私達のボランティアが、いくらかの
役にたつことができましたのは、園長先生はじめ
職員の方々の子どもたちを思う熱意と作業を通し
てお互いの垣根が取り払われ、共に心が開かれた
からだと思います。今後も、学園の子どもたちが、
しっかりとした目標に向かって進んでいくことを
願い、このボランティアを続け、応援したいと思
っております。

「再生の道」

福井県里親会副会長

和田 恵美子

平成五年に里親登録してから早いもので十数年がたった。季節里親として預かった子ども達も含めると大勢の子ども達が我が家に里子として寝泊まりしてくれている。

被虐待児で発達障害を持った子どもを小学二年生から五年ばかり預かった経験がある。非行性を併せ持ち、低学年頃から万引き、窃盗、徘徊、虚言等、大人顔負けのことを次々とやってくれ、彼には随分と振り回されたが、なぜか憎みきれない可愛さのある子どもであった。しかし可愛いという情だけではこうした子どもをきちんと自立の道に導くことが出来ないことを知ったのは、この私自身であり、何か事を起こす度に、何度も何度も心を砕いて一生懸命向き合ってきたつもりだったが、なぜかいつまで経っても彼の心には届かなか

った。むしろそういったこちらの善とする行為を利用してのようにさえ見えた。

「もう今は、彼自らが変わらなければいけない時が来ている。一旦、毅然とした姿勢で親子関係を切ることによって、彼の心に何らかの衝撃がうまれ、きっと深く自分を考え見詰め直すきっかけになるだろう。それは今日までの里親との生活が問われる時でもある」とある人から忠告を受けた。

彼と別れての生活が始まった。新しい施設で彼は今、元気に生活している。少しずつ自分自身を見つめ直している様子も伺える。親子関係を分離したことで生涯の亀裂を逃れ、再生の道の可能性も見えてきた。私たちもまた大勢の方の支援を頂きながら、試行錯誤の中、彼との暮らしを考えてみたりもしている。

私自身幼い頃を想起して見ると、病弱な夫を抱えながら懸命に幼い五人の子どもを育てていた母を思い出す。織物工場で働く職工さんたちの子守りのおばさんとして、早朝から夜遅くまで寝る間も惜しんで見守り育てていた。私が里親をしてい

るのはやはり母親の影響が大きいのだろう。生きることの意味合いを母はどこかで私たち子どもに教えていたのだろうか。子ども心にも母には不思議な心の明るさや強さを感じた。

現在、NHKの朝ドラで里親が取り上げられているが、我が家はドラマのような穏やかな日々ではない。子どもは正直でしばらく良い子を演じてと仮面を剥がしてくる。昨年から二人の兄弟が来た。母のように強くなれない自分に時々溜息も出るが、不思議な縁をもらった里子たちと暮らす日々は私たち夫婦には一番似合った生き方のように思っている。今日も新しい家族の再生に心砕く日々である。



児童自立支援施設を想う

く共に暮らすということく

奈良家庭裁判所葛城支部

堀川 倫弘

桜が咲き始めた春風の季節、奈良県立精華学院を訪れたときの風景である。

少年との面接を終えて外に出たところ、女子寮の少年たちが校舎の周りを走っている場面に出くわした。もう何周かしているのだろう、「えくも一周すんのお？」などと甘えまじりの明るい声が聞こえてくる。汗だくになりながらも、嬉しそうな笑顔。言葉とは裏腹に、しっかり動いている足。よく見たら、最後尾から先生が声を掛けながら一緒に走ってくる。しばらくして最後の一周を走り終えたようであり、少年たちは汗をぬぐいながら歩調を緩めると、スーツ姿でぼんやりと立っていた私に頭を下げ、寮舎へと帰っていった。

本稿のご依頼をいただいた際、真っ先に思い浮

かんだのが冒頭の風景である。児童自立支援施設の先生方が少年たちと毎日の生活を共にしているのに比べれば、私が家庭裁判所（あるいは少年鑑別所、少年宅）で一人一人の少年や保護者に会っている時間は本当にわずかなものである。その中では、冒頭の風景に出てくるような笑顔に出会うことはまれであり、むしろ、処分への不安を紛らわしたり、寂しさや傷つきを遠ざけたりするための笑みに出会うことが少なくない。ある少年は、家庭でも学校でも邪魔者扱いされ、友人関係のもつれで仲間内でも居場所を失うと、薬物を唯一の逃げ場とし、私が面接したときには「誰も分かってくれない。俺がいても意味ないんじゃない？」とあきらめの笑みを浮かべていた。そうした少年と向き合うたび、その笑みの奥にある声を聞こうと耳を澄ますが、その痛みを前にして、しばしば言葉に詰まる。

こうした少年たちを思うと、「こころのケア」など心理治療的な技術が何かと取り上げられる昨今であるが、そうしたものに以上に日常生活でのさりげないかわりこそ、とても大事な意味を持つ

ているのではないかと思える。一緒に食事を取り一緒に勉強し、一緒に寝ること、そうした生活の中で自分の話を聞くために時間を割いてくれる先生がいることを知ったり、夜遅くまで働いている先生の姿を見たり……ときには問題行動を起こしても、その都度話し合い、やり直しにつきあってくれる。こうした日常の一面面が少年たちの居場所を確かなものとし、育ち直しを支えていくのではないだろうか。精神科医の神田橋條治は、人の「自立」について、

『まず「抱えられ」ついで「認められ」、「自ら認め」そして「お手伝い」。「能力や意見を認められ」「認めさせ」「親を抱える」という段階をたどる』

と述べている。児童自立支援施設内では当然のことかも知れないが、外部の人間にしてみれば、この「抱え」の機能こそ何物にも代え難い社会資源なのである。少年たちと共に暮らし、その日常を支えるといった児童自立支援施設の在り方がこれからも大事にされていくことを願ってやまない。もちろんそこには、児童自立支援施設の先生方

の根気強いかかわりがあることは言うまでもなく、本当に頭が下がる思いである。その姿勢を見習いながら、私も家庭裁判所という非日常の場所での出会いを、わずかでも少年たちの日常へと結びつけられるよう試行錯誤していきたい。

引用文献

・神田橋條治 一九九〇 「精神療法面接のコツ」 岩崎学術出版

更生保護女性会員として

日野地区更生保護女性会会長

花木 逸子

私は、日野地区更生保護女性会の一会員として活動させていただいています。私の母や祖母が入会していたこともあって、後を継ぐような形で、何も解からないまま入会しました。それ以来早や二十五年ほど経っています。地区の理事、副会長を経験して、現在微力ながら、会長として八十九

名の会員さんとともに活動しています。

今回依頼された原稿を書くにあたって記録をひもといてみたところ、日野の更生保護女性会は、昭和二十八年に発足されたことと記されてありました。そして、淡海学園との交流は、昭和四十年のお正月に、鏡餅をプレゼントされたことから始まったようです。

現在では『一日お母さん』と名づけた交流会で、淡海学園の園児のみなさんを招待していますが、ずっと以前は、学園の方へ出向いて、かやくご飯を作って、園児のみなさんや先生方と一緒に食事をし、ひとときを過ごされたことと記録に残っています。最初の頃は更生保護女性会が淡海学園へ行ったり、また、反対に日野へ来ていただいたりと、交互に会場をもたれていたようです。

また、市町村合併で蒲生町が東近江市となるまでは、日野と蒲生が交互に担当していました。昭和五十三年、五十四年には淡海学園の園児のみなさんを短期里親としてうけ入れておられたことも分かりました。こうして淡海学園とは深いご縁でお付き合いさせていただいていることに、今更な

がらとても感銘しています。

日野単独で『一日お母さん』をするようになってすでに四回を数えます。幸い日野には、「ブルームの丘」や「グリム冒険の森」といった自然公園ができましたので、そこへも招待させていたでいます。正直なところ、このイベントの計画段階においては、いろいろと頭をひねって苦労しているのも事実です。でも、当日を迎えて園児のみなさんをお迎えして、顔を見て、一緒に食事を摂ったり、レクレーションなど交流をするうちに、楽しさが増してきて、お別れするのがとても切なくなってきました。

とくに園児の代表の方が、自分のお母さんの作文を読んでくださる時は、思わず目頭が熱くなってきました。園児のみなさんは多感な年頃で、いろいろ思い悩まれているのが伝わってきます。日野に来られた時は、園児同志とても仲がよさそうで、暗い顔をしておられる園児さんは見られないように思います。このことは、日頃の先生方のご指導の賜物だと感服しています。

『一日お母さん』を日野単独で開催するように

なつてから、町長様にも参加していただいております。行政の方々にも認識を深めていただくようになってお思います。現町長は、年齢も若く、とても気さくな方で、更女会員の中に恩師がいる関係からか、気軽に出席していただいて、園児のみなさんとも一緒に食事を摂ってください、大変喜んでおります。また、忘れてならないのは広瀬三十二様という篤志家がおられ、毎回いろんな形でこの催しに物品のご支援をいただいていることです。

私たち更生保護女性会の綱領で、「次代を担う青少年の健全な育成に努めるとともに、関係団体と連携しつつ、過ちに陥った人たちの更正のための支えとなります」とうたわれています。淡海学園とのご縁は年一回ですが、交流させてもらえることはとても有意義なことです。他の会員さんたちもこの『一日お母さん』をとっても楽しみにしておられます。会員の高齢化がめだってきています。が、今後は、若い方の入会者確保にも力を入れ、自己研鑽に励み、あたたかな人間愛をもって明るい社会づくりに邁進したいと考えています。

広学方式の導入

広島県広島こども家庭センター

鎌谷 敏則

ニュースは時代の鏡である。最近モンスターペアレンツが話題になり負の共感を得ている。しかし既に児童福祉業界にはその嵐が吹き荒れて久しい。虐待の急増は相談件数の増加と措置件数に反映し、児童養護施設の慢性的満床状況が続いている。施設内では児童がストレスを高めて問題行動が多発しており、こども家庭センター一時保護所でも他人事では済まされない。安全と安心の保障されるべき児童福祉施設での事件に対し、有効な手立てが打たれなければならない。

広島県においてはこの十年間で、児童自立支援施設広島学園に教員・一般行政職員・心理職採用職員を配置し、こども家庭センターとの人事交流を進めて、広島学園再生計画を強力に推進した。再生計画に基づく広学方式は、暴力否定をスター

トとし、個別処遇と段階別処遇プログラムの実践である。

同じ時期の十七年七月に、旧広島県中央児童相談所は現在の広島こども家庭センターとして建替えられ、広島学園のノウハウがスムーズに導入されて、約三年経った現在も一定の効果を上げている。

当センター一時保護所は定員が男女各十人六室の計二十人十二室で、六畳を中心とした居室が設けられている。そこで広島学園方式を導入し、システム化された処遇方法を実践して、ある程度の効果を上げている。この機会に、当こども家庭センター一時保護課の処遇方法を紹介させていただき皆様のご意見を頂きたい。

一時保護所の処遇プログラム

ステップ一 事前の連携

受理会議の前に、担当CWとケースの背景・保護理由・保護者と児童の動機付け・保護日程などを確認した上で、受理会議に諮る。事前の一時保護所見学も積極的に勧める。

ステップ二 受理面接

入所時は受理面接を行い、一時保護の動機付けを確認する。児童・保護者・担当C W・一時保護課長・児童担当者で一時保護に当たったての話し合いをする。課長から「入所の目的・期間・本人の同意の程度」を再度確認する。非行児の場合は特に、持ち物や衣服・通信面会の制限があることの確認をする。また、入所したらすぐに他の児童と一緒になるのではなく、保護所のルールを学ぶために個別指導があることを知らせておく。その際、本人の緊張を和らげるような気配り、親との分離についての理解をする。

面接終了後は、保護所の児童の居室まで家族に同伴してもらい、生活の場を家族にも見てもらう。そこで家族とは別れ個別指導に入る。

ステップ三 オリエンテーション(個別指導)

(目的) 担当者との信頼関係を作る。児童の不安を受け止め、保護所での生活に意欲が持てるようにする。

(内容) 寝具のカバーかけ。衣類・持ち物のチェ

ック(所持品チェック表)と収納。「生活のきまり」「日課表」「服装と持ち物のきまり」「日直/掃除当番の仕事」を読み聞かせルールを守って生活する意味を理解させる。これまでの生活や家族関係などを聞き、児童の心情を理解しながら情報を収集する。必要のある児童には、これまでの行動の振り返りを行い、自分の課題について考えさせ、目標を決めさせる。担当は、学力診断テストを実施し、学力にふさわしい学習資料を作成する。(期間半日(二日))

ステップ四 集団指導

(一) 個別指導が終了した児童は指導員室で職員に紹介し、児童を呼び集め自己紹介させる。

(二) 日課表にしたがって生活する。(日課表、週間日課表)

(三) 日直・掃除当番

(四) 風呂の順番

(五) 通院・服薬

担当者が児童を受診させ、服薬があれば日付け、服薬時間がわかるようにして指導員に引き継ぐ。

ステップ五 振り返り（個別指導）

一時保護所では登校することが無いので生活のマンネリ化を起こしやしい。一週間ごとに個別処遇を行い、一時保護の理由と目標を再認識させ、新たな課題を設定することにより生活にけじめをつける。（期間一〜二日間）

ステップ六 特別日課（個別指導）

ルール違反があったり、個別指導が必要と思われたときは児童を自室に入れ、課題作文・面接・作文を繰り返す。言語化させることは、暴力・暴言の減少につながりその後の指導にも有効である。事実確認を行ったうえで、なぜそのような行動をとったのか、どうすればよかったのかを考えさせる。一定の反省ができて、日課に参加する意欲がみられたら職員室で反省の表明をさせ、集団指導に戻す。期間は早くて二〜四時間から一泊二日だが、場合によってはこれより長くなることもある。特別日課になったことは、担当ケースワーカーにも伝え、必要な面接もしてもらう。罰ではなく自分の問題としてどう向き合うかを考えさせるこ

とである。

ステップ七 退所

荷物のチェックを行い、小学校高学年以上は一時保護期間中の振り返りを行い、一時保護所での生活とこれからの生活の動機付けを行う。また自室の入念な清掃以外にも共有部分の清掃などを個別指導としてさせる。担当と2人で集団のプログラムからはずして行う。新たな出発のセレモニーとして児童は心をこめて行っている。

一時保護所は行動観察・行動診断が中心であるが、それ以前に児童が安全・安心に暮らせる場所の確保が大切である。システム化され個別処遇を中心にした、ある程度の枠のある処遇も出来るような体制作りが望まれている。

斯道学園の年長児を採用して

株式会社三和テスコ総務部長

原田 昭彦

香川県立高松工芸高等学校から「定時制で学ぶ十六歳の子が、溶接の仕事に就きたいと言っていた時、正直言ってもう十六歳はコリゴリ・・との思いが一瞬頭をよぎりました。いや今度こそは今までと違うかもしれない、会ってみようと思いい直し、面接の日を決めました。それまでに、二度定時制の十六歳を期待を持って採用したのですが、いづれも定着できず、早々にやめていった直後のことだったからです。当社は従業員七十名の鉄工所です。仕事の半分は大手造船会社の下請で、高さ三十メートル近いディーゼルエンジンの一室の部分を造っていますが、重量三十トンから大きいもので一二〇トンと実に巨大なものを造っています。後の半分は各種プラント向けの大型タンク

類の製造で、いずれもあまりにも大き過ぎて自動化が困難なため、人手に頼らざるを得ません。工場も大きくて冷暖房もなく、殊の外暑かったこの夏は熱中症になったら大変と、食堂に食塩水を用意しました。典型的な三K職場で、しかも新入社員を指導する先輩は高齢化しており、十六歳からみれば自分の祖父に教えてもらっているようなものかもしれません。二人の十六歳はこのような環境になじめずにやめていったのです。

昔の定時制の生徒は、昼間は会社で働いて夜学校で学ぶ子が多かったのですが、「今は昔と違って正式に就職せず、アルバイトする子がほとんどですよ。」と聞いていた中で、正式な就職を希望している彼に働く場を提供するのは、我々の努めではないか、過去の失敗を理由に門前払いすべきでないと思いい直し、採用を決めました。

実は、この時点で彼が親元を離れ、県立の斯道学園に入所していることは聞いていましたが、斯道学園がどういう施設で、なぜ親元を離れているのかなど、まったく気にしていませんでした。何か問題を抱えているな、何か不始末をやらかした

なという程度で、それが何であれ、我々は細かく問いません。

『子どもの頃に、少々道を外れたことをしていても、会社で汗水たらして働けば、そして仕事に多少なりとも興味を持ってくれさえすればうまくいく。うまくいかない時は、その子に体当たりして導く。これが教育だ。どんな問題児であっても、体当たりで接すれば必ず優秀な人間に生まれ変わる。』社長が常々言っていることを要約するとうなります。

かくして平成二十年四月、彼は三名の高等学校の新規卒業生とともに入社してきました。我々の関心は、今度こそこの十六歳を会社に定着させなければならぬ、そのためには、どうすればいいか……。

しかしながら、その心配は杞憂でした。現場から聞こえてくる声は、「今度人った四人の中で十六歳が一番いい。」「高卒はいつまでたっても学校気分が抜けないのに比べ、彼は懸命に会社に溶け込もうとしている。」「挨拶はきちんとするし、勤務態度がいい。」など、高い評価でした。

彼が、一体何をしたのか、わかりませんが、またそれを知ろうともしません。我々は、後ろを振り返ることなく、常に前を向いていくことを心がけています。そのために、将来彼が万一何らかの不始末をしたとしても、彼を採用したことを後悔することはありません。なぜなら、彼は我々の仲間であり、仲間が問題を起こした時に、距離を置かず体当たりでぶつかる会社だからです。

しかしながら、今の彼の姿を見ていると、そんな心配は無用のことと確信しています。彼はきつとすばらしい社員となつて、有能な技術者に育つてくれるでしょう。更には良きリーダーとなつてくれるよう、指導・支援していきたいと思うこの頃です。

えひめ学園児童との

出逢いで得たもの

特別養護老人ホーム「ふたば荘」

主任指導員 神野 礼子

ふたば荘はえひめ学園と同じ船木地区に立地しており、毎年学園の依頼を受けて実習生の体験学習を受け入れています。また、地域交流事業の一環として、学園児童がふたば荘に来られ、力強い和太鼓の演奏でお年寄りをもてなしてくれます。

ふたば荘は特別養護老人ホームで、何らかの介護が必要なお年寄り八十名と、短期利用者数名の大家族で生活を共にし、職員六十名は、利用者の自立支援と尊厳ある介護をモットーにお世話をしています。

地域においては、開かれた施設経営を行い、地域との交流、連携を通じて安心をお届けし、地域福祉の拠点となることを目指しています。

えひめ学園とふたば荘では対象者の違いはあり

ますが、根源は同じ「児童の最善の利益」に基づいた自立支援と、一人ひとりの命を大切にしたい関わりをすることだと思います。それ故に学園の先生方の、子育てについての取り組みの重要性を理解できます。

日本は世界でも類を見ない程急速に少子高齢化が進んでおり、同時に核家族化により三世代同居が少なくなっています。お年寄りから教えられることも少なくなり、その上、家庭の人間関係の希薄さから、凶悪事件や非行の低年齢化が進んで、殺伐とした社会になってきているように思います。このような社会情勢の中で、学園児童も家庭環境、そして一瞬の心の動揺と葛藤等で入園に至ったのではないかと思えます。

実習前に挨拶に来られる児童の表情を見ていると、なぜこのような可愛い子の何が問題なのかと疑念を抱きます。

お年寄りとのふれあいの中で、最初は何を話してよいか分からない子も、介護職員の助言を得ながらなじんでくると、お年寄り達と打ち解け笑顔で話しかけられ、コミュニケーションがうまくと

れるようになり、車椅子での介助と散歩も任せられるようになります。

お年寄り達も、可愛い孫やひ孫に重ね合わせているかのように嬉しさ一杯の笑顔があり、やむなく家族と離れている寂しさを忘れさせられて、元気づけられるひと時でもあります。

実習を通じ児童一人ひとりの自立に向けたお手伝いが出来ていることの意義深さ、お年寄り達との出会いによる心の交流の素晴らしさは、何事にも変えがたい重さを感じさせられました。

最後に、今まで実習された児童達が一人でもお年寄りに関心を持たれ、介護の道に進まれることを心より期待しております。

そして、えひめ学園の子供達に幸あれと祈ります。



全児協転退職者交友会の報告

第三十一回 全児協転退職者交友会総会報告

会長 平井光治

鳴門大会

阿波踊りで 皆

青春に満つ

一 はじめに

第三十二回総会は平成二十年十月十七日(金)く十八日(土)の二日間、徳島県鳴門市、鳴門グランドホテルで、北は、福島県、南は沖縄から、四十四名の参加のもと開催しました。

第一日目は役員会。総会、そして、懇親会。

第二日目は観光そして親睦会でした。

開催に当たりましては、岩城吉幸四国支部長は

じめ、吉井秀法様、殊に徳島県の元木重利様、義本邦男様にはお世話になりました。今大会を盛り上げるため工夫して頂き、感謝申し上げます。

なお、国立武蔵野学院、相澤仁院長も、遠路ご出席頂きご挨拶を賜りました。厚くお礼申し上げます。

二 役員会、総会

(一) 役員会

平井会長より、平成十九年度事業報告、決算報告、田中昭二監事より、監査報告が行われ、承認されました。次いで、平成二十年度事業計画(案)、予算計画(案)の説明と提案があり、審議し承認

されました。

平成二十一年度の総会開催地は、石川県金沢市と決定しました。顧問は、吉富宣夫氏が辞任、山口トシ子氏が就任となりました。

- ・この会の活性化についての意見聴取では、
- ・本部と支部の関係については、支部の活動が難しい状況であり、現状のまま進めながら、支部活動を活性化し、本部に連絡していく方向となる。
- ・会の存在が知られていないので、広報活動をして、衆知させる必要がある。
- ・会費納入については、納入状況を支部にお知らせして、未納者には支部長より、催促する等の意見が出ました。努力してまいります。

(二) 総会

参加者全員の出席のもとに、義本邦男氏の司会で開催されました。地元、元木重利先生の開会の挨拶。平井会長の挨拶。叶原土筆副会長の発声により全員で物故者への黙祷を捧げました。そして、相澤仁武蔵野学院院長に祝辞を頂きました。その

後、平井会長より、役員会の報告があり、全議題とも承認されました。

○ 平井会長挨拶より

本年度交友会総会を広大な景観のここ鳴門の地で開催し、皆さんとお会い出来て喜んでおります。交友会の会員減少が気になっております。活性化に向けて、色々ご意見を聴かせて下さい。皆様の意見を聞きながら力を尽くしたく存じます。私事ですが、四月より児童養護施設を退職し、養育里親をしております。小学三年・五年の子ども二人に力をもらい、元気にしております。二日間の皆さんとの再会、或いは出会いを通して、元気を分かち合い楽しみたいと思います。来年は金沢市です。元気なお顔でお会いしましょう。

○ 相澤仁院長挨拶より

全児協転退職者交友会に出席し、皆さんにお会い出来て嬉しく思います。

今、社会的養護のあり方が検討され、施設見直しでは、小規模化、個別処遇、家庭的雰囲気の設定が大切であるといわれております。

OBの皆様が培った伝統を引き継ぎ、また子どもとのニーズに合ったものを追求し努力してまいります。また、北海道家庭学校の創設者、留岡幸助の映画化が進められております。皆様方のご協力をお願いしたいとの全児協会長からの伝言です。私からは調査研究アンケートにつき、多数のOBの方からの回答を頂きました。ありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

最後に長沼副会長の閉会の辞で終了しました。

(三) 懇親会

佐藤明芳、笹賀和男両先生の司会で、岩城吉幸 四国支部長の歓迎挨拶ではじまりました。

四国の旨い酒、新鮮なおいしい魚と美味に酔い、舌好調で、はじめての出会いの人も、再会の人も、相互の元気さ、懐かしさで、語らいがはずみしました。この和気の雰囲気は毎回であり、教護の絆の太さを感じます。カラオケによる歌で盛り上がりました。その上に、地元名物の阿波踊りが登場し、元木さんの肝いりで、専門家の「笹連会」の方々

が笛、かね、太鼓のはやしで踊りを披露してくれ、その踊りの中に一人二人と踊りに加わり、最後は全員が会場狭しと踊りに夢中になっていました。

青春は年齢でない、精神であるというならば、皆さん青春していました。楽しい時間でした。

船曳三郎顧問の挨拶で閉会となりました。

三 第二日目 観光

渦の道の壮大な眺望と、人道的なふれあい。
渦の道とバルト楽園を観光しました。

(一) 渦の道

渦の道は幅一、三kmの狭い鳴門海峡に架かった橋で、海面より高さ四十五mもあり、渦潮は潮の満ち引きで外海と内海の落差によって生じ、大潮



で直径二十m以上もあります。壮大な迫力ある眺望でした。

百聞より一見する値あり。私も高所恐怖症であることを忘れ、その壮大さに見とれていました。

(二) バルト楽園 (ドイツ人俘虜収容所)

第一次大戦で俘虜になったドイツ人が約三年間程収容され、生活した場所で、現在はドイツ村公園として残り、今のバルトの楽園は映画の撮影場所として大麻山のふもとに移築されている。

地元(板東の人)とドイツ人の人道的なあたりが交流が実現した。

俘虜であるが、自由に生活が許され、印刷、製パン、食肉加工等の各々の技術、能力を活かしており、板東の人々に教授したりし、地元の振興にも尽くした。

別荘を持った人もいたとの事である。これは、松江所長の考えで、官の圧力に抗した結果である。会津の士魂を感じる。

松江所長の父は会津の士であり、戊辰戦争で会津への官軍の残酷な行為、戦死者を埋葬せず六ヶ

月放置した事に対して「戦死者は藩の為、国の為、戦った。個人に罪はない。」との父の教えが、ドイツ人へのあたたかい扱いになったという。

父の教えの子に与える影響の大きさと、歴史上の事象(人の行為)のマイナスの部分、後でプラスになる。この逆もあるが、この実証であると感銘を受けました。楽しくもあり、又学習した旅であった。

四、最後に、全児協を転退職された方へ

生きる間は青春しましょう。

「少に学べば壮にして成る。壮にして学べば老いて衰えず、老いて学べば死して朽ちず。」
といえます。

老いの生き方、退職後の生き方こそ醍醐味があります。共に味わいましょう。多数の入会を待っております。入会希望者は次の名簿先にご連絡下さい。

役職地区	名前	〒	住 所	TEL
会長	平井光治	639-0203	奈良県北葛城郡上牧町 友が丘2-8-1	0745-73-5756
副会長	長沼友兄	270-1164	千葉県我孫子市つくし野1-11-13	04-7184-6964
副会長	叶原土筆	703-8282	岡山市平井2-2318-4	086-274-5025
国立	平岩 健	310-0004	水戸市青柳町3657-225	029-225-5769
東北 北海道	羽柴 達	963-8201	福島県郡山市安積町笹川 字吉田20-12	024-945-7416
関東	内藤 博	359-1103	所沢市向陽町2130-145 テラス向陽5-5	042-925-2566
中部	手塚博夫	390-1241	松本市新村392	0263-47-0864
近畿	大川清治	669-1346	兵庫県三田市上相野296	079-568-0282
中国	叶原土筆	(前掲)		
四国	岩城吉幸	783-0094	高知県南国市前浜2259-3	088-865-3869
九州	大蔵恵一	814-0165	福岡市早良区次郎丸1-22-27	092-801-7483



文 献 賞

平成二十年度 文献賞

優秀賞

「ADHDのある児童への支援」

〽 怒り場面での失敗を減らすために 〽

福島学園 心理判定員兼児童自立支援専門員

太 田 ふ み

同 児童自立支援専門員 齋 藤 利 恵

「高校卒業認定試験の導入と展望」

横浜家庭学園 児童自立支援専門員

宮 川 哲 弥

選考委員

西田 達朗 (全児協会長 三重県立国児学園長)

岡村 正人 (全児協副会長 長野県波田学院長)

梶原 敦 (全児協顧問 国立きぬ川学院長)

平林 義夫 (「非行問題」第二一五号編集長)

滋賀県立淡海学園長)

相澤 仁 (全児協顧問 国立武蔵野学院長)

文献賞選考経緯

国立武蔵野学院長 相澤 仁

平成二十年度文献賞は、「非行問題」第二一四号に掲載されている論文が対象になりました。

特集①「被虐待経験や発達障害等を有する子どもへの支援」と特集②「自立支援機能の充実・強化への取り組み」及び研究論文として掲載された論文については、今後子どもたちの支援を展開する上で参考となる内容でした。

その中でも優秀賞に選出された「ADHDのある児童への支援」怒り場面での失敗を減らすために」については、発達障害児に対する具体的な支援方法がわかりやすくまとめられており、現場で支援する上ですぐに役立てることのできる内容でした。また、「高校卒業認定試験の導入と展望」については、年長児童の自主性や主体性などを育てることに結びつく効果的な取り組みであり、年長児童に対する自立支援機能を充実・強化する上で、特に参考となる内容でした。これを機にさらなる発展を期待しています。

ぷりずむ

花さき山

斎藤隆介・作
滝平二郎・絵

岩崎書店

やさしいことを すれば 花がさく。
いのちを かけて すれば 山が うまれる。
うそでは ない、ほんとうの ことだ…。

私は家庭学校で小学生の教室を担当しています。授業の中で、折に触れて絵本の読み聞かせをしますが、絵本「花さき山」は、大人にとっても深く考えさせられる作品です。

生徒に語りかけようとする前に、今の世の中で、「大人として子どもたちに、何を生きがいとして、もってほしいか」、伝える側の人間として、「どう生きていくのか」この作品は私たちに強く問いかけている気がします。

さて、世の中が、個人の思いとか、個人の技量とかだけではどうにもならないとなると、私たちは生きていくことに無気力になります。がんばってもがんばっても今のこの流れからは抜けられない。あきらめムードの中、気がしぼんでいきます。

逆に、がんばるならば、「いかに世の中の主流の流れから落ちないか」「はじめられないために、落とされないとどうしたらいいか」ということに目的が行きがちです。成果主義や結果主義が重視される中で、人の評価も「実績」や「結果」に結びついたものが多くなりました。「ある評価を得るために」「ある成果を得るために」と、仕事や日々の営みの目的や行為は、具体的で目に見える「結果」や「評価」から逆算して導き出されることが多くなつた気がします。

(ちなみに、私たち職員も、「生徒がこの流れにいかに対応できるか」、「いかにほじき出されないか」、「そのために何を身につけなければならぬか」生徒に日々諭しています。「彼らが不幸な人生を送らないために」、「社会に対応できる

ために」と、大きなお世話と言われようが、「身につけるべき当然のもの」として生徒にあらゆる「社会常識」や世の中の「評価」を教え込みます。」

この 花さき山 いちめんの 花は、
みんな こうして さいたんだ。

つらいのを しんぼうして、

じぶんのことより ひとのことを おもって
なみだを いっぱい ためてしんぼうすると、
そのやさしさと、けなげさが、

こうして 花になって、さきだすのだ。

今の世の中で、「やさしいことを すれば 花がさく」という言葉がどれだけ意味をもつのか、「何の評価や見返りも期待しないで生み出された思いやりが、自分に見えない、いつか、どこかのだれかを喜ばせる花としてあらわれる」と言ったところで、それらは現実を無視した、むなしいう言葉のひとつに過ぎないのかもしれない。

しかし、だからこそ、この言葉が、今の時代に力を持つのも事実のような気がします。「結果が

全て」の主義、主張がどんなにはびこっても、それが私たちにいつも幸せをもたらすかというところ、決してそうではない気がします。見返りや期待、投資へのリターンだけを追求しても、きつといつかはそのことに疲れ果ててしまおうでしょう。また、「世の中の流れ」という実は、実態の見えないものにすがっていけば幸せになれるほど、世の中は頼りある存在ではない気がします。

仮に、効率的な成果が出なくても、結果が思うようなものではなくても、

「にんげんが やさしいことを ひとつすると
ひとつ さく」

この言葉をいつもこのころのどこかにしまっておける、人間として、そんな懐の大きさを生徒たちの心に育んでいくことも、私たち大人の大切な仕事のような気がします。

この絵本の言葉の意味を生徒と共に考えていきたいです。

(北海道家庭学校

児童自立支援専門員 荒木 陽平)

「僕のこころを病名で呼ばないで 思春期外来から見えるもの」

青木省三 著 岩波書店

子どもと接する仕事をするものにとって、精神的知識はもはや必修といっても過言ではないでしょう。児童自立支援施設の研修でも、愛着障害、行為障害、注意欠陥／多動性障害、アスペルガー障害などがテーマになることが多いですし、テーマにこそならなくても、これらの障害が話題にならないときはないように思います。

このような障害に関する知識が現場に浸透し、共通の話題として話し合えるという状況は、施設で暮らす子どもたちにとっても、そこで子どもたちと一緒に暮らす大人にとっても好ましいことだと思います。もし障害についての知識があれば、大人は他の専門家に助言を求めたり、子どもとの接し方を工夫することができます。子どもも無用な混乱や傷つきを体験しなくてすむでしょう。人

の人生に関わる仕事をしている以上、知らなかったということでは不適切な対応を取ってしまったということは極力なくさなければなりません。そのためには、好むと好まざるとに関わらず、私たちは専門的な知識と技術へ関心を払わなければならないと思います。

しかし一方で、子どもの抱えている障害によくよく留意して関わるべきですというメッセージに触れることが多くなり、なんでもかんでも〇〇障害といった名前が付いてしまう、まず障害ありきと言わんばかりの昨今の状況に、どこか違和感を抱く先生もいらっしゃるのではないのでしょうか。この違和感は何なのでしょう。

随分と前置きが長くなってしまいましたが、今回私が紹介する本は、思春期・青年期を専門とする精神科医青木省三著「ぼくのこころを病名で呼ばないで」です。青木氏はこころの病に対し、専門的な知識と的確な判断の重要性を説きながらも、治療においては、〇〇派とか〇〇療法といった立場や技法を強調せず、人と人とのごく当たり前で自然な関わりこそ治療的であると考えておら

れる先生です。今回紹介する本では、青木氏は見方によつては病氣のように思えるグレーゾーンの子どもたちへ病名をつけることの功罪について書いています。青木氏は「病氣であろうとなかろうと、それぞれの子どもは、喜び、悲しみ、悩み、苦しみながらこの今を生きている。この子どもたちのこのころのなかに動いているものについてを考え、少しでも理解しようとすることなく、注意欠陥／多動性障害のJ君、広汎性発達障害のKさんと捉え、その症状の中で彼らのすべてを理解しようとするのが、どれだけ子どものこのころを傷つけてしまうか大人はあらためて考えなければならぬと思う」と述べ、問題行動に安易に病名がつけられ、子どもの理解が病名に縛られてしまうことを危惧しています。そして「病名を知ることが、子どもそのものや子どもこのころから目をそらすことになる」とすれば、われわれは病名を捨てなければならぬ」と述べています。

まず障害ありきと言わんばかりの昨今の流れに違和感を抱いているなら、それは青木氏の述べていることにヒントがあるような気がします。児童

自立支援施設は、子どもの性格や抱える問題、障害の有無に関わらず、それらを受け止め包み込む温かさ、懐の深さを大切に行っている施設です。たとえ障害を持ってしようと、〇〇障害の〇〇さんではなく、〇〇というキャラクターを持った〇〇さんとして、その人のありようを大事にしてきたと思いますし、その人のありように対して人として自然な対応をすることで、子どもたちのこのころを育んできたのだと思います。だのに今、繰り返し受ける〇〇障害の研修は、専門的知識という色眼鏡をかけて、子どもたちを理解しなければ非専門家であると言われているような印象を受けます。児童自立支援施設の長所をよく理解している人ほど、専門的な知識や技術で頭を武装するにつれて、子どもたちのありのままの姿、その人らしさを見失ってしまうのではという不安を感じるのではないのでしょうか。

とはいえ、いま児童自立支援施設は、精神医学的に診断名が付く子どもたちへの対応を迫られているのも現実です。個々別々の子どもの心情を理解し、効果的な働きかけを行うためには、そうし

た専門的な知識が必須であることは間違いありません。そして、知識によって子どもも職員も互いに救われたケースはたくさんあるでしょう。しかし、たくさんの知識を身につければ身につけるほど、逆に子どもとの関わりにおいて本当に大切なことは何かということについて考えたいという欲求に駆られないでしょうか。青木氏の本は、答えは書いてありませんが、そうした欲求に応えてくれる本だと思えます。しかも非常に読みやすいです。今回紹介させていただいた「僕のこころを病名で呼ばないで」を含め、青木氏の他の本も是非お勧めします。

(国立きぬ川学院 宇佐見兼市)

キユア

田口ランディ 著 朝日新聞社

医学は病気を治してくれるものと思っていた。しかし、風邪などの軽い病気は別として、原因がよくわからなかったり、すっきりと治らなかつたりする病気もある。そういう病気とどう関わっていくか。本書はガンという病気を取り上げて、治療(キユア)のあり方を投げかける物語になっている。

主人公は外科医なのだが、患者の思考回路が堂々巡りなのをテレパシーで解いたり、ガンの手術ではメスを患部へのアンテナのように使ったりしてきたので、読んでいてとても痛快であった。そうしているうち、主人公は自分がガンに侵されていることを知り、身をもって最も優れたガン治療とはどんなことかと考えることになる。ガンをひたすら手術で切っていくことか、放射線を浴びせることか。しかし体力を奪い取ってしまうなど、患

者がその人らしく生きられなくなってしまふのでは意味がない。究極の治療とは患者がその命を終える最後まで、その人らしく生きていくことができるよう、必要な働きかけを必要だけにするという自然で無理のないものではないかということのころにたどり着いた。

ガンが例えば、その人が生きてきた背景やものの考え方や嗜好や癖などの個性から生み出された一面があるとするとすれば、その治療には手術や放射線のように外から一方的に与えられる治療だけではなく、その人の個性をこまかく見ていき、悪いと思われる部分を自分で気持ちの持ち様から改善するようにしていくことが治療になると主人公は悟り、自身の治療をしていく。専門性と内面からの改善が功を奏して治療となり、主人公は科学的に示された生存率をはるかに超えて、最後まで医療にかかわりながら自分らしく生きぬく。

私たちがいる福祉の分野では、ケースの生育歴などのこまかな資料をみていくことは、普段子どもにどう関わろうかと検討する時にそれがすべてといっても言い過ぎではないくらいに大切なこと

だ。本来、この本に出てくるガン治療と、子どもの処遇などは全く別なことで、引き合わせることはないのだが、この本を読みながら、私はいわゆる「問題行動」を起こす子どものことを思い浮かべていた。施設での子どもへの処遇を考えると「規則正しい生活」や「生活上のルール」などは皆一律に守るべきこととして外から一方的に与えられるものだが、それだけでなく、子ども一人一人の個性の中にこそ課題があり、よりよい処遇へのヒントが隠れているのであろう。

そうは言ってもやはり、課題を的確に見極め、関わりの方法を探り、すっきりと解決することはなかなか難しいのが現実だ。しかし、子どもをよく見て、その時その時でできる限り、あきらめず最善の関わりを考えていく姿勢は持ち続けたい。失敗や後悔を繰り返してもいい。子どもと共にその都度学び、また切り替え、いつかその子らしく社会に巣立ち、人生を切り開いていって欲しいものである。

（石川県立児童生活指導センター）

主任主事 久保かおり

子育ての「こころ」

盛永宗興 著 禅文化研究所

いまさら「子育て」の年でもない。すでに子どもらは二十歳をすぎ、子育てはとうに終わっている。けれども、いまさらながらに『子育てのこころ』を読んだ。

著者は盛永宗興師、禅宗の和尚さんである。一九六〇年代半ばから一九九〇年代半ばに活躍し、一九九五年に逝去している。ちょうどこの時期に日本は大きく変わっていく。高度成長期からバブルの崩壊までである。この間、著者は仏教の立場から、日本は悪い方向に変わってきているんじゃないか、と警鐘を鳴らし続けている。本書は「子育て」をテーマに、そうした著者の思いをつづっている。

子育てといっても著者には子どもはいない。生涯、独身であった。著者が住職をするお寺には多くの若い男女がやってきた。社会人、学生、日本人、外国人といろいろな若者合わせてその数は六

百人に上る。僧侶をめざして弟子入りする若者のほか、悩み迷う若者、心に傷を負った若者などである。著者は和尚さんとして、訪れた若者といっしょに生活し指導した。

そのような若者を見てみると「親御さんがもう少し早く考えかたを変えていてくれたら、こんなにならなかつただろうにと思うことが、非常にたくさんあるのです。ですから、小さな子どもを育ててらっしゃる最中の若いお母さんがたに、なんとか早く話がしたいのです。」という思いがこの本ができるきっかけであり、テーマでもある。

一貫しているのは、親と子どもはたがいに助け合い、支え合い、理解し合って、ともに幸せになろう、という思いである。あるいは、そのような結びつきでなかつたらとても幸せになれない、と説いている。そこには、親は一方的に「してあげる」、子どもは一方的に「してもらおう」という上下の関係はなく、たがいに「してあげる」「してもらおう」という平等の関係があることに気付かされる。

とくに第二章「仏の哺乳―母乳についての二十

二の手紙―山内逸郎博士のこと」は、本書のダイジェスト版とでもいえる。概略を紹介するのでこの章だけでも読んでいただければと願っている。

山内博士は、日本新生児学会の会長を務め、国立岡山病院の名誉院長でもあった方で、「母乳哺育」を提唱したことで知られる。一九九三年に亡くなっている。

博士は、「どうすればよい母親になれるか?」という問いに、「母乳で育てること」が大切と答えて、そのさい、①生後三十分で最初の授乳をすること、②生後二十四時間以内に七回以上授乳すること、③赤ん坊は母親のそばに寝かせておくこと、この三項目を心がければよい母親になれるという。

けっして医学や科学の役割を否定するものではないが、基本的な智慧や力は本来、母にも子どもにも備わっており、その智慧や力は母子がともに作用し合うことによって表れてくる。医学や設備はそれを手助けするだけである、という。母乳を哺(ふく)み、哺ます行為で母子が一体になり、その行為によって母は母として、子は子として成

長していく。赤ん坊が乳首を吸うことで母子双方の体内でホルモンが分泌され、ともに心身に劇的変化が起こる。このホルモンの作用によって、赤ん坊だけでなく母親も母親として成長していくという。おたがいが助け合い、支え合って成長していくのである。

親は当然、子どもより年上だと考えられるが、じつは親になるのは子供が生まれた瞬間からであり、親と子どもは同い年である。子どもができることによって、それまで親でなかった人に変化が起こり親になる。子どもが生まれると同時に親が生まれる。「人は赤ん坊を産むことによって母になるのではなく、哺乳という行為をとおして母になる」のである。

本書を読み進んでいくうちに知らず知らず、赤ん坊・子どもを生徒に、親・母親を自分に置き換えているのに気付く。多くの示唆があり、深い自省を促す。

(京都府立淇陽学校 指導課長 坂口武弘)

夢をかなえるゾウ

水野敬也 著 飛鳥新社

誰もが変わりたいと思ったことは無いだろうか。今の自分を幼い頃の自分が見たら果たして満足するだろうか。こういう風になりたい、ならないといけないという思いになったことは何度もある。しかし、当然のことながら、思うことは簡単だが実際変わることは難しいことである。

この物語の主人公も日々変わりたいと思っており、ある日ガネーシャというゾウの格好をしたへんてこりんな神様と会うことになる。そして毎日神様から課題が出され、疑問に思いながらもそれを実行していくことで少しずつ変わった気になってくる。しかし、いつしか神様に頼りきりになってしまふようになる。それでは成長できないということから神様がいなくなり、それから自分で考え行動し成功を収める話である。

結局成功するかどうかは別として、変わるか

どうか、理想の自分にいかに近づくかは自分次第なのである。つい日々の業務に追われ、面倒くさい仕事は後回しにし、ぎりぎりになって焦ってしまふ自分がある。反省するがまた同じことの繰り返し……。まずはそんなところからだと思う。実際に行動に移していくことが大切なのである。

ガネーシャの出す日々の課題もいろいろと理由をつけてはいるが、実際は何でもいいのではないかとと思う。変わりたい自分がいて、そのために何をしたらいいのか分からないから、ちよつと背中を押す役割をしているだけなのではないだろうか。

そんな課題のなかで気に入ったものに、「その日頑張れた自分をホメる」というものがある。一日の最後に頑張れなかった自分を責めるのではなく、頑張った自分をほめて終わる。そうすれば頑張ったり成長したりすることが楽しいと思えてくる。頑張らないといけない、成長しないといけないという感覚ではなかなか頑張れないが、楽しいと感じれば自然に頑張れる。

なるほど、これは子どもにも当てはまるのではないだろうか。学園での生活が子どもにとって楽

しいとはなかなか思えるものではないと思う。しかし、それこそ頑張らないといけない、成長しないといけないのである。子どもによっては学園で生活すること自体が頑張ったことなのである。それなら、その日頑張ったことを思い返してみるとかなりたくさんあるのではないだろうか。たくさん見付ければ楽しくなってくるかもしれない。考え方ひとつで随分感じ方も変わってくるように思う。

他にも様々な課題があり、一つ一つをとってみると何でもないことのようにあるが、ガネーシャの並べる御託を聞いているともっとものような気がしてくる。何でもいいから、まず一つ行動に移してみる。何かのきっかけになるかもしれない。変わりたい、でも何をしたらいいのか分からない、そんな方にお勧めの一冊である。

(島根県立わかたけ学園)

児童自立支援員 増田友典)

「がんばらない」
「それでもやっぱり

がんばらない」

鎌田 實 著 集英社文庫

最近、老眼が進んだせいか、本を読むことがめんどろと思える時が多くなった。(本当はただのなまけものだとは思うが。)本を買うことを趣味にしている夫の書籍の中から「がんばらない」「それでもやっぱりがんばらない」というタイトルを手にした。

私たちは「がんばろう」という言葉を毎日、何回使っているだろうか。朝「今日も一日がんばりましょう」で始まり「がんばれ」「がんばったね」「がんばろう」「明日もがんばろう」で終わる。確かに、子どもたちの日々の生活は「がんばること」が通常で当たり前である。職員の励ましは大切なことでもある。職員は子どもたちのがんばりを見て指導の指針としている。「がんばらない」

生徒は問題児である。

この著書は、筆者鎌田氏の役を西田敏行が演じドラマ化されている。八ヶ岳山麓の広大な自然を前に、最後の時をありのまま受け入れた人々にゆっくりと時が流れていく。旅立つ人も、看とる家族もまた、ゆっくり、優しく時の流れに逆らうことなく最後の時間を大切に共有している。「がんばらない」時を共有している。

筆者をはじめ、医療スタッフは患者とその家族を「やさしさ」で支えている。患者の心を思い、家族の思いを受け止め最高のやさしさを探りながら支えている。私もここで終わりの時を迎えたいと思った。

何気なく、さらりと「死」が語られ、美しい景色のように「最後まで生きる」事がつづられている。命に限りがある以上、命のあり方を伝えていくことが大切と書かれている。

「それでもがんばらない」の文中、心に残る言葉があった。

人と人とのつながりだけでしか、人は生きられない。

いい家族があったらいいなあ。

家族はあるものじゃなくて、つくるもの。命を宿して、育て、支え、看とり、そして忘れない。

それが家族の役割。

家族のチカラを信じたい。

家族から離れ「がんばれ、がんばれ」とがんばることが当たり前のように過ごす少年達に「がんばらなくていいよ」「そのままの君でいいよ」と語ることでできる職員でありたい。

「がんばらない生徒は問題児」は大間違い。なぜがんばらないのか、がんばれないのか、それを知ること。

「がんばれ」の励ましと、「がんばらなくていいよ」の思いやりを大切に子ども達とつながってほしい。

(徳島県立徳島学院

児童自立支援員 武内美知代)

「高機能自閉症・アスペルガー症候群及びその周辺の子どもたち」特性に対する対応を考えるー

尾崎洋一郎 共著 同成社

児童自立支援施設に入所する子どももののケースを見てみると、様々な診断名がつけられている。ADHD、LD、アスペルガー、愛着障害・・・。確定診断ではなく、「アスペルガー疑い」などとして、その傾向が強いといわれて入所してくる子どもも多くいる。ケースなどで児童相談所が指摘しているということは、特段の配慮をもって支援して欲しいということである。今や、発達障害に対する理解は適切な支援をするために欠かせないものとなっている。

「アスペルガー」という聞き慣れない言葉を耳にしたのは、私が武蔵野学院の養成所生だったころである。なんとなく変わった子。私には、それ

ぐらいのイメージでしかなかった。それから、少し経って長崎で男児誘拐殺人事件が起きる。まだまだ聞き慣れない診断名に様々な報道がなされた。事件が大きかったので、さらに特異なイメージは強まったように思う。知識が足りなければ、子どもや親のしつけに責任があるとする風潮に乗ってしまいがち。

しかし、一見してわかりにくい障害が発達障害である。色々な発達障害があるので、どのような特性があるのか、どのような支援が子どもに伝わりやすかったのか、わからなくなり混乱してしまう。例えば、診断名は違いますが似たような症状を示したり、指導困難な事例に直面したりすると、この部分が障害で本人が乗り越えにくい所なのかわからなくなってしまうのである。指導がうまくいかないのは、障害の影響か自分の指導方法の問題なのか。子どものためにも、自分の心の健康のためにも、正確な見極めが大切なのは言うまでもない。混乱してわかりにくくなっている発達障害を整理して理解するためには、この本がうってつけではないだろうか。

著者である尾崎氏は、本書の他にもLD、ADHDの「特性に対する対応を考える」シリーズを発刊している。発刊部数は累計十万部を超え、全国教育機関や児童福祉機関などに置かれているためご存じの方もいるかもしれない。障害児教育に三十六年携わった大ベテランの先生である。尾崎氏は障害児教育の現場で子どもと接し、発達障害の子どもを育てるためには大人の理解が先決であることを一番よく知っておられる。そのため、本書は非常に読みやすい。わかりやすい言葉とたくさんのイラストで障害の特性を説明している。

（昨年度から開成学園の隣にある長崎県立鶴南養護学校に赴任された。その縁もあって本園では、園内研修会の講師として来て頂いたこともある。）
本書での尾崎氏の指摘で興味深いのは、脳の障害に連続性があるということだ。ふつう私たちが障害を理解する時に、それぞれ別の障害として捉えがちである。不注意や多動が激しければADHD、こだわりが強ければ自閉症、というように。しかし、これらの障害は診断名こそ違うが、脳に何らかのダメージを受けたため生じているという

点で共通している。そのため、アスペルガーと診断されていても別の障害の特性が見られることがある。発達障害は兄弟のようなものだとして理解すべきという指摘である。

言い換えれば、それぞれの発達障害は脳の障害という連続性の中で表れる。アスペルガー症候群を理解する時に、脳の障害という新しい視点で考えると、他の発達障害に対しても理解は深まっていく。対応も「アスペルガーだから、これ」という固定的なやり方から、「こだわりの強い子どもだから、これ」という柔軟なものに変わっていくのである。

子ども一人一人に合わせたオーダーメイドの支援が必要だと言われている。具体的な対応は本書にわかりやすく書かれているので、ぜひ一読して支援の参考にはいかがだろうか。

アスペルガー症候群の子どもも、他の発達障害の子どもも、適切な支援があれば発達していく。実際の支援には困難につきものだが、このことを忘れてはならないと考えさせられる本である。

（長崎県立開成学園 児童自立支援専門員 佃 修）

編集後記

ここ布引の丘の秋も深まり、あざやかだった楓の赤色や銀杏の金色もすでに地上に舞い降りて、寮舎の軒先につるした干し柿が飴色に変わる頃となりました。

職員室で夜なべ仕事をしていると、どこからともなく「コオー」という声が聞こえ、ふと窓から外を眺めると鹿が家族連れでやってきています。子鹿が顔をかしげながら、さも「何してるの？」

とでも言いたげな表情をしている姿には心を和ませられます。翌朝外を見ると、地面に丸いものをお土産で置いていってくれます。これさえなければ、自然を満喫できるのですが・・・。

今号の編集に当たっては、原稿段階からの細かな書式の指定をさせて頂きました。そのため、執筆者の皆様方には余計なご苦労をおかけしたと思いますが、その甲斐あってか校正や編集が円滑に進み、この時期に終えることができました。

また、表紙の色は「マザーレイク」琵琶湖の色をイメージして選ばせて頂きました。

今号の特集として「学校教育」での執筆をお願い致しましたところ、巻頭論文においても深いご示唆を頂き、四つのテーマそれぞれにいずれも力のこもった原稿を頂きました。先生方の文章力のすばらしさに驚かされ、学校教育についてほぼ網羅された内容となったことは期待以上のものがありました。間もなく学校教育は完全導入される予定となっております。今回の特集は、それに向けての抛り所になりました。

昭和五十四年に養護学校が義務化された経緯とは異なり、児童自立支援施設にはさまざまな原因で学校教育からはみ出した児童が入所してきます。そこにおける学校教育は入所児童の課題に合ったさまざまな形態が求められます。また同じ敷地内に施設と学校があるという独自の環境も考慮する必要があります。つまり、施設の中で行われるすべての支援が、児童の自立に向けて調和されていくことが何よりも大切です。

最後になりましたが、発行に際しての各執筆者、ブロック編集委員始め多くの関係者の皆様のご理解・ご協力に深く感謝申し上げます。

会員外の読者へのお願い

全国児童自立支援施設協議会

会長 西田 達朗

本誌は、児童自立支援施設及び関係機関の皆様からの研究、研修成果、実践記録を機関誌としてまとめたものです。

感化院～少年教護院～教護院～児童自立支援施設と名称が変更する中で、生活が陶冶するという教育原理に立って、至るところで生活の匂いがすることを大切にしています。職員と児童が生活を共にすることで濃密な人間関係が生まれることをめざし、こうした原点である理念が揺らぐことがないようにと願っています。

平成17年度に、厚生労働省より「児童自立支援施設のあり方研究会」の報告書が発行されました。本協議会では、平成19年度より、「児童福祉施設における非行・被虐待児童等に対する支援に関する調査研究事業」の一環として、「非行等児童への支援のあり方に関する委員会」を設置いたしました。児童自立支援施設における支援の基本、夫婦制における支援の基本、交替制における支援の基本を考察し、児童自立支援施設における定員開差に対する取組の状況把握、児童自立支援施設へのアンケート調査とヒヤリング調査を実施しました。平成20年、21年度と引き続き調査研究事業を継続して、児童自立支援施設の運営強化のための方向性を明示したいと思います。

今年度の小誌の特集テーマは、平成9年の児童福祉法の一部改正で児童自立支援施設も学校教育が義務化され、10年が経過した中でどのような取組が望ましいのかを考えるため、「児童自立支援施設における学校教育について・・・そのあり方を考える・・・」としました。

この小誌を読んでいただき、子どもの立ち直りに向けた児童自立支援施設の様々な実践に一層の関心とご理解をいただき、今後の発展に向けてのご助言をいただければ幸いです。

〒514-0102

三重県津市栗真町屋町524

三重県立国児学園内

TEL 059-232-2598

(全児協事務局直通) 059-232-4177

FAX 059-232-5759

編集委員

編集長

淡海学園

編集委員

淡海学園

向陽学園

茨城学園

児童生活指導センター

精華学院

わかたけ学園

徳島学院

開成学園

編集事務局

〒五二八一〇二三五

滋賀県甲賀市土山町大野二八三―二〇

滋賀県立淡海学園内

TEL 〇七四八―六七―〇二四九

FAX 〇七四八―六七―〇二五九

末	船	増	平	高	野	吉	奥	長	金	中	福	平
	越	田	原	野	崎	成	野	尾	田	井	井	林
功	昌	友		史		淳	久	修	眞	朝	龍	義
司	一	典	亮	朗	健	一	美	平	宏	男	幸	夫

非行問題

非行問題 第二二五号

平成二十一年三月 発行

編集人 平林義夫

発行人 西田達朗

印刷所 中井印刷